

建設業許可申請の手引

建設業法による変更届等の手引

- ・申請の際は、この手引を熟読のうえ、書類を作成してください。
- ・三重県ホームページ「建設業のための広場」に「よくある質問と回答」を掲載していますので、そちらもご一読ください。
<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/000121164.htm>
- ・提出先、問い合わせ先は、78ページをご覧ください。
- ・この手引は三重県知事許可用に作成しております。国土交通大臣許可については、中部地方整備局にお問い合わせ下さい。

令和7年4月

三重県県土整備部建設業課

目 次

[申請手続き編]

1. 建設業を営むには許可が必要	1
(1) 建設業の許可	1
(2) 許可を受けなくてもできる工事（軽微な建設工事）	1
(3) どの業種の許可を受ければよいか	2
2. 許可の区分	14
(1) 大臣許可と知事許可	14
(2) 一般建設業の許可と特定建設業の許可	14
3. 許可の有効期間	15
4. 許可を受けるための要件	15
(1) 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するもの	15
I 適切な経営能力を有すること	15
II 適切な社会保険等に加入していること	21
(2) 専任の技術者がいること	28
(3) 請負契約に関して誠実性があること	38
(4) 請負契約を履行するに足りる財産的基礎または金銭的信用があること	38
(5) 欠格要件に該当しないこと	39
5. 許可を受けるための手続き	40
(1) 許可の申請手続き	40
(2) 許可申請時の書類	42
(3) 許可申請書類のまとめ方	48
(4) 許可申請時等における確認資料	49
(5) 申請書類の提出について	77
(6) 申請手数料について	78
(7) 許可されたとき	82
(8) 許可の拒否と申請の取り下げ	82
(9) 許可申請書類を提出・受領される相手方の確認	82
(10) 許可後の手続き	82

6. 建設業者の地位の承継について	83
(1) 謾渡及び譲受け・合併・分割における事業承継に係る認可の手続きについて	83
(2) 相続に係る認可の手続きについて	95
(3) 認可申請の手続きにあたらない場合での法人成り及び老齢等の理由による承継について	103
7. 許可を受けたとの届出	107
(1) 変更等の届出	107
(2) 廃業等の届出	113
(3) 許可の更新	113
(4) 許可換え	113
(5) 許可変更等届出書類を提出・受領される相手方の確認	114
(6) 標識の設置	114
8. 行政書士による代理申請等にかかる取扱いについて	116
〔申請書記載編〕	
9. 許可申請書の記載例	118
10. 認可申請書の記載例	205
11. 変更届出書等の記載例	219
12. 行政書士による代理申請における記載例	229

※法令等の改正等により記載内容を変更する場合がありますのでご了承ください。

1. 建設業を営むには許可が必要

(1) 建設業の許可

建設工事の完成を請負うことを業とするには、建設業法による許可を受けなければなりません。元請負人はもちろんのこと、下請負人の場合でも、請負として建設工事を施工する場合は、法人・個人を問わず、次の（2）の場合を除き建設業の許可を受けることが必要です。

また、現在許可を受けて建設業を営んでいる方も、新たに業種を追加して営業しようとするとき、一般建設業から特定建設業に切り替えようとするときには許可を受けることが必要です。また、その許可の有効期間が満了する日の**30日前**までに許可の更新の手続きをとらなければなりません（P15、P113 参照）。

こうした許可申請等の手続きについては、主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所が窓口となっています。特殊なケース、不明なケース等がありましたら、申請窓口（P78 参照）にご相談のうえ手続きを行ってください。

(2) 許可を受けなくてもできる工事（軽微な建設工事）

建設業を営もうとする場合でも、政令で定めた軽微な建設工事（下表）のみを請負う場合は許可を受けなくても営業できます。（建設業法施行令（政令）第1条の2）

建築一式工事 (ア、イのいずれかに該当する場合)	ア 工事1件の請負代金が1,500万円（消費税及び地方消費税を含む）に満たない工事 イ 請負代金の額にかかわらず、木造住宅で延べ面積が150平方メートルに満たない工事
建築一式工事以外の建設工事	工事1件の請負代金が500万円（消費税及び地方消費税を含む）に満たない工事

※「木造」とは、建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるものをいいます。

※「住宅」とは、住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいいます。

ただし、注文者が材料を支給するいわゆる手間請けというような請負の形式をとった場合には、材料費及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額で判断されますので注意してください。

【例 建築一式工事以外の場合】

請負契約代金(税込)420万円 材料費（支給）(税込)100万円 合計金額 520万円

この場合、請負契約は税込み500万円未満であるが、注文者から支給された材料費100万円を合計すると税込み520万円となり、許可が必要な建設工事となります。

なお、軽微な建設工事に該当するか否かを判断するに当たっては、同一の建設業を営む者が工事の完成を2以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の合計額となります。

軽微な建設工事であっても、次の工事を施工する場合は、行政庁へ登録する必要がありますのでご注意ください。

○浄化槽の設置工事を行う場合

…工事 1 件の請負金額の額が税込 500 万円未満の工事であっても、「浄化槽法に基づく登録若しくは届出」が必要となります。

詳細は、登録申請手引きを参照してください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/70056030385.htm>

○解体工事を行う場合

…工事 1 件の請負金額の額が税込 500 万円未満の工事であっても、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に基づく登録が必要となります。なお、建設リサイクル法に基づく登録については、建設業者が「土木工事業」、「建築工事業」又は「解体工事業」のいずれかの許可を受けている場合は不要です。

詳細は、登録申請手引きを参照してください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/70061030386.htm>

○電気工事を行う場合……………電気工事業者登録（P51 参照）

（3）どの業種の許可を受ければよいか

①工事の主体部分を把握する

建設業の種類は、法律では 29 業種に分類されておりますが、どの業種を選ぶかが重要な問題となります。

建設工事は通常一つの工事業種のみによって成り立っている場合は少なく、複数の工事が絡みあって成り立っている場合が多いものです。

したがって具体的な業種選定方法としては、以下の P7~11 の表 1 の建設工事の内容・例示を中心に考え、さらに自己の経営規模、技術能力、経営経験等を勘案し、総合的に判断することが必要です。

②「一式工事」の考え方について

一式工事 (土木一式工事及び建築一式工事共通の考え方)	<p>○工事の実施工を想定している他の 27 の専門工事とは異なり、原則として元請業者の立場で総合的にマネージメントする事業者向けの許可となっています。</p> <p>○一式工事については、必ずしも二以上の専門工事の組み合わせは要件ではなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれます。</p> <p>○個別の専門工事として施工が可能な工事は、一式工事ではなく各専門工事に該当します。</p> <p>○主たる工事として施工する専門工事において、附帯工事（附帯的に発生する他の専門工事）が含まれたとしても、主たる工事の部分で判断されるので、一式工事とは認められません。</p>
--------------------------------	--

	<p>○土木（建築）一式工事の許可を有していても、土木（建築）系の各専門工事（500万円以上）の施工に当たっては、各専門工事の許可が必要です。</p> <p>【少額工事（～数十万円程度）、下請工事の取り扱い】</p> <p>三重県では、元請における少額工事及び下請工事を一式工事として計上する際は、「一式工事における工事経歴書の確認実施について」で記載している「元請における少額工事の判断基準及び下請工事における判断基準」の項目にあてはまり、総合的に一式工事と判断されるものについては、一式工事として扱うものとします。</p> <p>そのため、決算変更届書（事業年度終了後の届出書）に添付する工事経歴書に計上する際は、判断基準に合致しているか確認してください。</p> <p>なお、「一式工事における工事経歴書の確認実施について」は、以下のホームページに掲載していますので参照してください。 https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000837770.pdf</p>
--	--

《業種の区分に疑義がある場合について》

業種の区分については、無許可営業、技術者配置義務違反、一括下請負等の法令違反に直結するため、関係法令等に基づき適切に整理する必要があります。

工事ごとの内容は様々で関係者も多数に上るため、業種の区分に疑義がある場合は、個別に各建設事務所へ相談してください。

●一式工事に関する告示・運用等

○建設業法第2条第1項の別表第一の上欄に掲げる建設工事の内容（建設省告示第350号）

建設工事の種類	建設工事の内容
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事

※「総合的な企画、指導及び調整」について

「総合的な企画、指導及び調整」については、旧通達「一括下請負の禁止について（平成4年12月17日建設省経建発第379号）」で、「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画調整及び指導（①施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための②工程管理及び③安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の④品質管理、下請負人間の⑤施工の調整、下請負人に対する⑥技術指導、監督等）を行うこと」とされていました。

今回の改正通達「一括下請負の禁止について（平成28年10月14日国土建発第275号）」で、「総合的な企画、指導及び調整」という言葉はなくなりましたが、「実質的な関与」として「元請人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うこと」と定義されていることから、通達の趣旨を踏まえ、「実質的に関与」の内容を「総合的な企画、指導及び調整」と捉えてかまわないと考えられます。

●建設業許可事務ガイドライン（平成13年4月3日国総建第97号）

一式工事…総合的に企画、指導及び調整の下に土木工作物又は建築物を建設する工事

（概念）

- ・2つ以上の専門工事を有機的に組み合わせて、社会通念上独立の使用目的がある土木工作物又は建築物を造る工事
- ・必ずしも2つ以上の専門工事が組み合わさっていなくても、工事の規模、複雑性等からみて総合的な企画、指導及び調整を必要とし、個別の専門的な工事として施工することが困難であると認められる工事

③一式工事に係る建設業の許可のみを受けた場合の留意点について

一式工事に係る建設業の許可のみを受けている場合、当該一式工事全体の完成は請け負えますが、一式工事を構成する個々の専門工事を単体で請け負うことはできません。

すなわち、建設工事の種類は、2つの一式工事と27の専門工事に分類されますが、ここでいう一式工事とは「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築工作物を建設する工事」のことをいい、主たる目的が専門工事の施行でないことを前提に、2つ以上の専門工事をいわば有機的に組み合わせた、ある程度の規模を有する建設工事等を想定しています。

したがって、例えば、建築一式工事は、とび・土工工事、大工工事、左官工事、電気工事、屋根工事、管工事、内装仕上工事、建具工事等の専門工事から複合的な工事といえますが、個々の専門工事についての許可を受けなくても、建築工事業の許可さえ受けていれば一棟の住宅全体の建設工事を請け負うことができます。

しかし、業種別許可制度との関係上、建築工事業の許可を受けていても、別途、大工工事業又は内装仕上工事業の許可を受けていなければ、建築一式工事の下請人又は住宅リフォームの元請人若しくは下請人として、大工工事又は内装仕上工事（大工工

事、内装仕上工事ともに 500 万円以上の工事に限ります。)を単体で請け負うことはできません。

④附帯工事について（業種別許可制度の例外）

附帯工事とは、主たる建設工事の施工により必要に生じた他の従たる建設工事又は主たる建設工事を施工するために必要に生じた他の従たる建設工事であって、それ自身が独立の使用目的に供されるものではないものをいいます。<建設業許可事務ガイドライン【4条関係】>

業種別許可制度との関係上、許可を受けた建設業に係る建設工事以外の建設工事については、それを請け負って営業することは原則として禁止されます。

しかし、建設工事は、1つの工事種類のみによって完成されることはあるほどなく、許可を受けた建設業に係る建設工事に従として附帯する他の建設業に係る建設工事（附帯工事）が含まれる場合が少なくありません。

そのため、業種別許可を厳格に実施して、許可を受けた建設業に係る建設工事以外の建設工事は一切請け負えないとすると、建設工事の実際の施工において著しく不合理な面を生じ、注文者や発注者に不便をきたすことになります。

そこで、建設業法では、業種別許可制度に対する例外として、許可を受けた建設業に係る建設工事以外の建設工事であっても、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する工事であれば、一体として請け負うことは差し支えないとしています。

なお、法第 26 条の 2 第 2 項では、500 万円を超える附帯工事（いわゆる軽微でない附帯工事）を施工する際にその的確な施工を確保するため、主任技術者又は主任技術者に相当する者を置いて自ら施工するか、当該専門工事の許可を受けた建設業者に請け負わせて施工させなければならないとしています。

●附帯工事の定義

主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事、あるいは、主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事であって、その附帯工事自体が独立の使用目的に供されるものではありません。

●附帯工事か否かの判断規準

建設工事の注文者の利便、建設工事の請負契約の慣行等を基準とし、当該建設工事の準備、実施、仕上げ等に当たり、一連又は一体の工事として施工することが必要又は相当と認められるか否かが総合的に検討されるもので、主たる工事と当該工事との工事費の多寡によって定まるものではありません。

●附帯工事の具体例

家の雨漏りがひどいので、屋根の改修工事を請け負った際、屋根を補修することは屋根工事業に該当しますが、その屋根工事の一部に塗装する必要があるときは、主たる工事である屋根工事と一体として従たる工事である塗装工事を併せて請負うことができます。

その際に、塗装工事は附帯工事となり、主たる工事である屋根工事業の許可を受けなければ、塗装工事業の許可を受けていなくても差し支えないことになります。

ただし、塗装工事（塗装工事では、500万円以上の工事に限ります。）を自ら行う場合は、塗装工事業の許可を受けるために必要な技術者を自ら置かなければなりません。

自ら置かない場合には、塗装工事業の許可を受けた建設業者へ下請けに出す必要があります。

表1 建設工事と建設業の種類

略号	建設工事の種類 (法律別表)	許可業種 (法律別表)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日 建設省告示350号)	建設工事の例示 (平成13年4月3日 国総建第97号)
土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ. 足場の組立て、機械器具、建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事 ロ. くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ. 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ. コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ. その他基礎的ないしは準備的工事	イ. とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ. くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ. 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ. コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ. 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石工事	石工事業	石材（石材に類似するコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事

略号	建設工事の種類 (法律別表)	許可業種 (法律別表)	建設工事の内容 (昭和 47 年 3 月 8 日 建設省告示 350 号)	建設工事の例示 (平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号)
管	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事

略号	建設工事の種類 (法律別表)	許可業種 (法律別表)	建設工事の内容 (昭和 47 年 3 月 8 日 建設省告示 350 号)	建設工事の例示 (平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号)
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、T V 電波障害防除設備工事
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事	建工具事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

(注) 許可業種区分の考え方について

各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりです。

- ①. 土木一式工事には
公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事を含む。
- ②. 左官工事における
「吹付け工事」は建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいう。
- ③. とび・土工・コンクリート工事における
「コンクリートブロック据付け工事」とは、根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等をいう。
「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
「吹付け工事」とは、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
「鉄骨組立て工事」とは、既に加工された鉄骨を現場で組立てことのみ請負う工事をいう。
「屋外広告物設置工事」とは、現場で屋外広告物の制作、加工から設置までを一貫して請け負う「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」以外の工事をいう。
「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事をいう。
「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事をいう。
「道路付属物設置工事」とは、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。
- ④. 石工事における
「コンクリートブロック積み（張り）工事」とは、建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等をいう。
- ⑤. 屋根工事
屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。
- ⑥. 電気工事
太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
- ⑦. 管工事における
上下水道等の配管工事は、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事をいう。し尿処理に関する施設の建設工事は、規模の大小を問わず、浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が該当する。
「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などのフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。
- ⑧. タイル・れんが・ブロック工事における
「コンクリートートブロック積み（張り）工事」とは、コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が積み（張り）工事であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。コンクリートブロックには、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。
- ⑨. 鋼構造物工事における
「鉄骨工事」とは、鉄骨の製作、加工から組立てまで一貫して請け負う工事をいう。
「屋外広告工事」とは、現場で屋外広告物の制作、加工から設置までを一貫して請け負う工事をいう。
- ⑩. 舗装工事において
併せて施工されることが多いガードレール設置工事は、とび・土工・コンクリート工事に該当する。
地盤面をコンクリート等で舗装した上に人工芝を張り付ける工事も舗装工事である。
- ⑪. 防水工事における
この「防水工事」に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「とび・土工・コンクリート工事」である。
- ⑫. 内装仕上工事における
「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組立てて据付ける工事をいう。
「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

- ⑬. 機械器具設置工事における
「機械器具」の種類は、「電気工事」「管工事」「電気通信工事」「消防施設工事」等のそれぞれ専門の機械器具に該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具を対象とする。
「給排気器機設置工事」とは、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は、「管工事」に該当する。
(P13【機械器具設置工事についての補足】も参照してください。)
- ⑭. 電気通信工事における
既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は電気通信工事に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性を図るために実施する点検、整備及び修理)に関する役務の提供等の業務は該当しない。
- ⑮. 造園工事における
「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事をいう。
「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事をいう。
「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。
「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上や壁面等を緑化する建設工事をいう。
「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壤改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
- ⑯. 水道施設工事における
上下水道に関する施設の建設工事は、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が該当する。し尿処理に関する施設の建設工事は、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が該当する。
- ⑰. 清掃施設工事における
し尿処理に関する施設の建設工事は、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が該当する。
- ⑱. 解体工事において
それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

※建設工事にあたらないと考えられる業務の例示

- ①炭坑の坑道掘削や支保工 ②街路樹の枝はらい ③樹木等の冬廻い、剪定 ④維持業務における伐開、草刈、除土運搬、除雪業務、路面清掃 ⑤建設機械のリース(オペレーター付きで請負契約が締結されているものを除く)、建設資材の賃貸、仮設材などの賃貸 ⑥委託契約における設備関係の保守点検のみの業務 ⑦造林事業 ⑧苗木の育成販売 ⑨工作物の設計業務、工事施工の監理業務 ⑩地質調査、測量調査 ⑪調査目的のボーリング ⑫建売分譲住宅の販売 ⑬水道管凍結時の解凍作業 など

※建設工事の内容及び例示について

表1の建設工事の内容及び例示は、現実の建設業における施工の実態を前提として、施工技術の相違、取引の慣行等により整理・分類したものですが、各工事の内容はそれぞれ他の工事の内容と重複する場合もあります。

なお、土木一式工事及び建築一式工事については、大規模又は施工が複雑な工事を、原則として元請業者の立場で総合的にマネージメント(企画、指導、調整等)する事業者向けの業種です。また、必ずしも二以上の専門工事の組み合わせは要件ではありませんが、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれます。

(補足：許可業種区分の考え方について)

●上下水道施設の業種区分一覧

施設区分	業種区分		
	土	管	水
上水道	取水施設	取水堰堤、取水井	<input type="radio"/>
	導水施設	導水管	<input type="radio"/>
	浄水施設	沈殿池、濾過池、浄水池、滅菌室	<input type="radio"/>
	送水施設	送水ポンプ、送水管	<input type="radio"/>
	配水施設	配水池、配水等の施設	<input type="radio"/>
	給水装置	給水引込管、敷地内配管	<input type="radio"/>
下水道	下水管	家屋等～公共汚水ます	<input type="radio"/>
		下水道本管（公道下等）	<input type="radio"/>
	下水処理場	沈砂池、反応タンク、沈殿池、消毒施設、汚泥処理施設	<input type="radio"/>
		(処理場敷地造成工事)	<input type="radio"/>
農業用水道、かんがい用排水施設等		<input type="radio"/>	

●「解体工事」の業種区分の考え方について

①解体工事



工事名:○○邸解体工事

工事内容:家屋等の工作物を解体する工事

許可業種:解体工事業(工作物の解体を行う工事)

②建築一式工事



工事名:高層ビルの解体工事

工事内容:高層ビル等の建築物を解体する工事

許可業種:建築工事業(総合的な企画、指導、調整が必要な建築物を解体する工事)

③各専門工事



工事名:信号機の解体工事

工事内容:信号機のみを解体する工事

許可業種:電気工事業(それぞれの専門工事(この場合、電気工事)において建設される目的物について、それのみを解体する工事)

(注意事項)

「解体」という言葉にとらわれ、「解体工事」という名称の工事であるならば何でも解体工事業に該当すると誤認されている建設業者もいらっしゃいますが、元々「とび・土工・コンクリート工事」に分類されていた「工作物解体工事」が解体工事業として、分離独立されただけで、各専門業種で施工されていた解体工事がすべて解体工事業に集約されたわけではありません。

そのため、解体工事を行われる方におかれましては、表1及び上記『「解体工事」の業種区分の考え方について』を一読いただき、適切な許可業種の取得をお願いいたします。

● 「機械器具設置工事」について

建設業法における機械器具設置工事とは、機械器具等の組立て等により、土木若しくは建築に関する工作物（以下「工作物」といいます。）を建設し、又は工作物の一部を組成し若しくは一体となって効用を発揮する機械器具を工作物に取り付ける工事をいいます。

したがって、商品生産設備として工場又は事業所において使用される機械器具（いわゆる投資財機械）を工作物に単に緊結する工事は、通常、機械器具設置工事には該当せず、とび・土工工事や、機械器具の種類によっては他の専門工事に該当することになりますので、機械器具設置工事業の申請や事業年度終了届を作成するなどの際は注意してください。

2. 許可の区分

(1) 大臣許可と知事許可

知事の許可を受ける場合	三重県内にのみ営業所を設ける場合
大臣の許可を受ける場合	三重県内及び他の都道府県内に営業所を設ける場合

営業所：本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。

常時建設工事の請負契約を締結する事務所とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結を行う事務所をいい、次の要件を備えているものをいいます。

- ① 電話、机、各種事務台帳等を備えた事務室が設けられていること
- ② 経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有する者等、建設業法施行令第3条に規定する使用人が常勤していること
- ③ 営業所技術者等が常勤していること

したがって、建設業に無関係な支店、営業所及び単に登記上の本店や事務連絡所、工事事務所、作業所などは該当しません。

(2) 一般建設業の許可と特定建設業の許可

特定建設業の許可を受けていない場合は、建設工事の最初の注文者（発注者）から直接請負った1件の建設工事について、下請契約の額が5,000万円（ただし、建築一式工事については8,000万円、以下同じ）以上となる下請契約を締結して下請負人に施工させることはできません。この場合の5,000万円以上とは、下請契約額の合計額（消費税及び地方消費税を含む）をいい、下請契約1件当たりの金額ではありませんので注意してください。また、5,000万円以上の工事に該当するか否かを判断する際には、元請負人が提供する材料等の価格は含みません。

なお、第1次下請負人が第2次下請負人に、5,000万円以上の工事を施工させる場合は、特定建設業の許可は不要であり、一般建設業許可で足りることになります。

3. 許可の有効期間

建設業の許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可日に対応する日の前日をもって満了となります。許可の有効期間の末日が日曜日等の行政庁の休日であっても同様の取扱いとなります。したがって、引き続き建設業を営もうとする場合には、建設業法施行規則（以下「規則」という。）第5条に定められた当該許可の有効期間の満了日30日前までに、更新申請の手続きをとらなければなりません。

手続きをとらなければ期間満了とともに、その効力を失い、建設業者としての営業をすることができなくなりますのでご注意ください。なお、更新申請の手続きをとっても、建設業法（以下、「法」という。）第3条第4項の規定により有効期間の満了後であっても許可または不許可の決定があるまでは、従前の許可が有効となります。

4. 許可を受けるための要件

許可を受けるためには、次に掲げる要件を満たしていることが必要です。

なお、特定建設業の許可を受けるにあたっては、一般建設業の許可に比べ、（二）の技術者要件と（四）の財産的基礎が加重されたものとなっています。

（一）建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するもの

- I 適切な経営能力を有すること
- II 適切な社会保険等に加入していること

（二）専任の技術者がいること

（三）請負契約に関して誠実性があること

（四）請負契約を履行するに足りる財産的基礎または金銭的信用があること

（五）欠格要件に該当しないこと

（一）建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するもの

I 適切な経営能力を有すること

次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ：常勤役員等が経営業務の管理責任者等である場合

許可を受けようとする者が、常勤役員等（法人である場合には業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者、また個人である場合には、本人又は支配人）のうちの1人が次の（1）～（3）のいずれかに該当する者であること。

- (1) 建設業に関し、5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
- (2) 建設業に関し、5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験を有する者
- (3) 建設業に関し、6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

※「建設業に関し」とは全ての建設業の種類をいい、建設業の業種ごとの区別はありません。

イ：常勤役員等の経営業務の管理責任者等としての経験（●注記1）

経験期間 の地位	常勤役員等		補佐する業務に従事した経験を有する者
	役員等、事業主、令3条の使用人	執行役員等	
経験の内容	経営業務の管理責任者としての経験（建設業の経営業務について総合的に管理した経験）	執行役員等としての建設業の経営管理経験（取締役会の決議により業務執行権限の委譲を受け、代表取締役の指揮及び命令のもとに具体的な業務執行に専念した経験）	経営業務を補佐する業務に従事した経験を有する者（建設業に関する建設工事に必要とされる資金調達、技術者等の配置、下請業者との契約締結等の経営業務に従事した経験）
必要経験年数	5年以上	5年以上	6年以上
根拠法令	規則第7条第1号イ(1)	規則第7条第1号イ(2)	規則第7条第1号イ(3)
法定書類	様式第7号：常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書 様式第7号別紙：常勤役員等の略歴書		

※上記の「経験」は、常勤時の経験とします。

ロ：常勤役員等とこれを直接補佐する者を置くことで経営管理の体制をとる場合

許可を受けようとする者が、常勤役員等（法人である場合には業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者、また個人である場合には本人又は支配人）のうちの1人が、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者として、次の（3）、（4）及び（5）に該当する者をそれぞれ置くものであること。

〔常勤役員等に関する経験〕

- (1) 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者^{(*)1}（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者
- (2) 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者

*1. 役員等に次ぐ職制上の地位とは、社内の組織体制において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することは要しません。

〔常勤役員等を直接に補佐する者に関する経験〕

- (3) 許可申請等を行う建設業者等^{(*)2}において5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有する者
- (4) 許可申請等を行う建設業者等^{(*)2}において5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有する者
- (5) 許可申請等を行う建設業者等^{(*)2}において5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有する者

*2. 許可申請等を行う建設業者等とは、許可を受けている建設業者にあっては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあっては当該建設業を営む者を指します。

*3. (3) (4) (5) は一人が複数の経験を兼ねることが可能です。

口：常勤役員等とこれを補佐する者を置くことで経営管理の体制をとる場合での経験（●注記2）

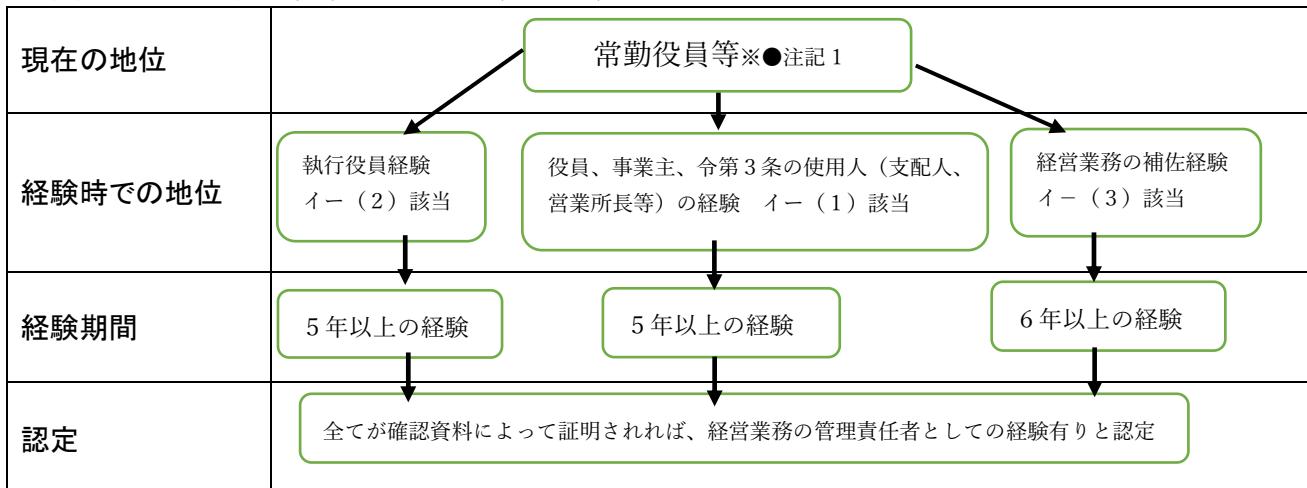
常勤役員等	建設業に關し、2年以上役員としての経験を有し、かつ5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者	5年以上役員等としての経験を有し、かつ建設業に關し、2年以上役員等としての経験を有する者
常勤役員等を補佐する者	常勤役員等を直接に補佐する者として、次に該当する者がそれぞれに置かれること ・5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有する者 ・5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有する者 ・5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有する者	
根拠法令	規則第7条第1号口（1）	規則第7条第1号口（2）
法定書類等	様式第7号の2：常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第1面から第4面） 様式第7号の2別紙1：常勤役員等の略歴書 様式第7号の2別紙2：常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書 組織図（全社的なものを含み、かつ常勤役員等を直接に補佐する者の位置づけが明確であるもの）	

※上記の「経験」は常勤時の経験とします。

ハ　国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの。

●経営業務の管理責任者の認定にかかるフロー図

◇経営業務の管理責任者（規則第7条第1号イ該当の場合）



※現在の地位：経営業務の管理責任者となる者の現在の地位

※経験時での地位：経営業務の管理責任者となる者が経営経験した時の地位（建設業の種類は問いません）

※経験期間：経営業務の管理責任者となる者が経営経験を積んだ期間です。この期間の確認に際して期間中の常勤性の確認を行います。

●経営業務の管理責任者の認定に係る具体例

◇経営業務の管理責任者（規則第7条第1号イ該当の場合）

（例1）電気工事業の経営業務の管理責任者としての経験3年1月、管工事業の経営業務の管理責任者としての経験2年2月

合計5年3月で区分（イ）-1に該当

(例2) 塗装工事業の経営業務の管理責任者の補佐する業務に従事した経験4年8月、防水工事業の経営業務の管理責任者の補佐する業務に従事した経験1年9月
合計6年5月で区分(イ)-3に該当

※例2において、塗装工事業及び防水工事業の合算した経営業務の管理責任者の補佐する業務に従事した経験をもって、土木工事業や電気工事業等、他業種の経営業務の管理責任者になることが可能です。

なお、区分(イ)-2及び(イ)-3の経験年数について、従前と同様に(イ)-1の経験年数を合算することが可能です。

区分(イ)-2の経験年数+区分(イ)-1の経験年数の通算が5年以上・・・区分(イ)-2

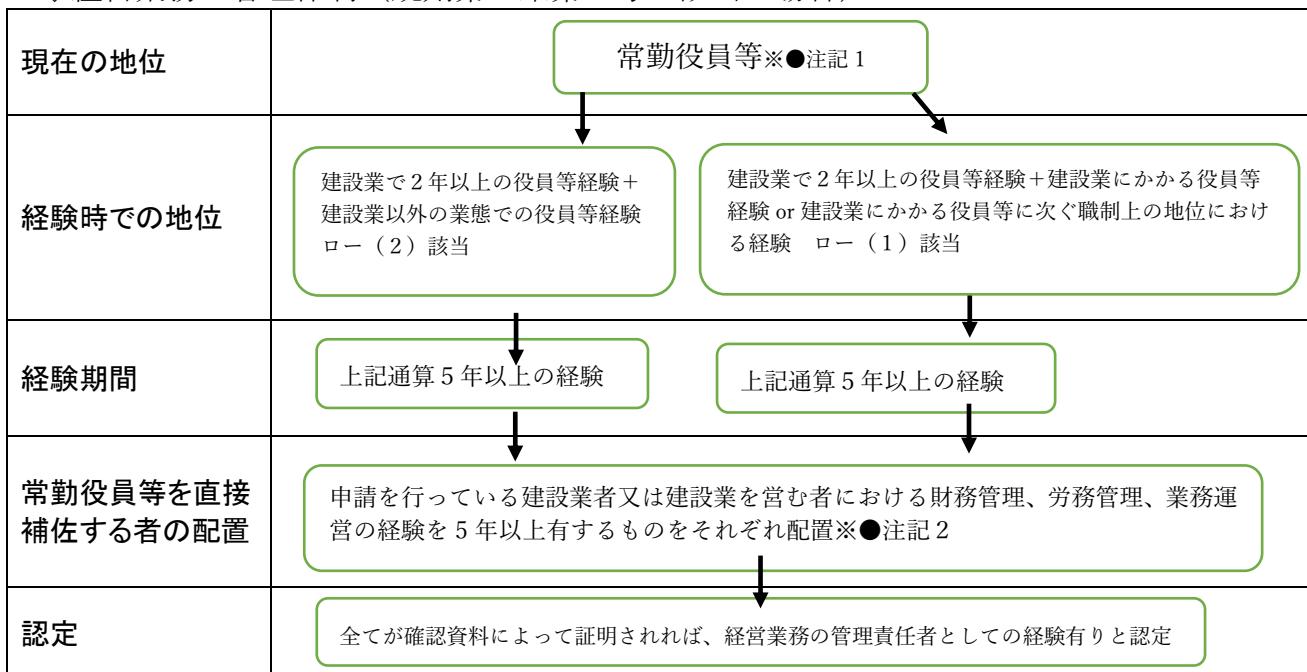
区分(イ)-3の経験年数+区分(イ)-1の経験年数の通算が6年以上・・・区分(イ)-3

(例3) 塗装工事業の経営業務の管理責任者としての経験4年8月(区分(イ)-1)、塗装工事業の経営業務の管理責任者の補佐する業務に従事した経験1年9月(区分(イ)-3)

経験年数の合計が6年5月とすることで、区分(イ)-3に該当するため、経営業務の管理責任者として認めることができます。

なお、三重県では建設業の役員経験、執行役員経験及び補佐経験は常勤の者に限り認めています。

◇経営業務の管理体制（規則第7条第1号ロ該当の場合）



※現在の地位：経営業務の管理体制における常勤役員等の現在の地位

※経験時での地位：経営業務の管理体制における常勤役員等が経営経験した時の地位（建設業の種類は問いません）

※経験期間：経営業務の管理体制における常勤役員等が経営経験を積んだ期間です。この期間の確認に際して期間中の常勤性確認を行います。

※常勤役員等を直接補佐する者の配置：経営業務の管理体制における常勤役員等を直接補佐する者です。この確認に際して認定する経験期間中の常勤性確認を行います。

●注記1（常勤役員等及び、補佐する業務に従事した経験を有する者について）

常勤役員等	<p>○常勤とは、本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している状況の者をいい、法人税確定申告書の役員報酬欄に常勤として記載されている者をいいます。</p> <p>○常勤役員等については次のとおり</p> <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①取締役：株式会社等の取締役（会社法第329条） ②業務を執行する社員：持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）の業務を執行する社員 ③執行役：指名委員会等設置会社の執行役（会社法第418条） ④これらに準ずる者：法人格のある各種組合等の理事等 ⑤これらに準ずる者（執行役員等）：取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等（建設業に関する事業の一部のみ分掌する事業部門（例えば、建築部門・土木部門の両方を有する会社において建築部門のみを分掌する場合など一部の営業分野のみを分掌する場合や、資金・資材調達のみを分掌する場合等）の業務執行に係る権限移譲を受けた執行役員等を除く。） <p>※監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含みません。</p> <p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥本人 ⑦本人の支配人（下記の令第3条に規定する使用人の欄を参照ください） <p>①②③④⑥⑦で、建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験があれば、規則第7条第1号イ（1）となります。</p> <p>⑤で、建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者とし、経営業務を管理した経験があれば、規則第7条第1号イ（2）となります。</p>
⑤の執行役員等の経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者としての経験について	<p>○取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験が必要です。</p> <p>なお、該当の判断は次の書類における確認によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって経営業務を補佐した経験の認定に関する調書（別紙6-1） ・執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類：「組織図その他これに準ずる書類」 ・業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類：「業務分掌規程その他これに準ずる書類」 ・取締役会の決議により特定の事業部門に関する業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類：「定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類」 ・執行役員等としての経験の期間を確認するための書類：「取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類」

令第3条に規定する使用者	<p>○建設工事の請負契約の締結及びその履行にあたって、一定の権限を有すると判断される者、すなわち支配人及び支店または営業所の代表者（支店長、営業所長等）である者をいいます。</p> <p>○支配人：営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する使用者をいいます。（商法第22条）</p> <p>令第3条に規定する使用者としての地位で、建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験があり、申請時に常勤役員等の地位にあれば規則第7条第1号イ（1）となります。（上記⑦本人の支配人は常勤役員等に含まれます）</p>
補佐する業務に従事した経験を有する者	<p>○補佐する業務に従事した経験とは、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について従事した経験をいいます。</p> <p>【法人】 役員等、営業所長、支店長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者をいいます。 なお、該当の判断は次の書類における確認によります。（建設業に関する経験であることが確認できるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって経営業務を補佐した経験の認定に関する調書（別紙6－1） ・営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類：「組織図その他これに準ずる書類」 ・被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類：「業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類」 ・補佐経験期間（6年以上）を確認するための書類：「人事発令書その他これらに準ずる書類」 <p>【個人】 事業主、支配人に次ぐ職制上の地位にある以下（1）又は（2）の者をいいます。 (1) 確定申告書の専従者欄に氏名の記載がある者 (2) 確定申告書の給与賃金の内訳欄に氏名の記載があり、原則として個人事業主に次ぐ所得を得ている者 なお、該当の判断は次の書類における確認によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補佐経験期間（6年以上）における地位・期間を確認するための書類①②： 「①（令和7年1月以降申告分）所得税の確定申告書[第一表][第二表]【写】及び所得証明書ほか（P53注B） （令和6年12月以前申告分）「所得税の確定申告書[第一表][第二表]【写】（税務署受付印のある控え）」 「②（令和7年1月以降申告分）所得税の確定申告書[給与賃金の内訳欄（青色申告決算書）]又は[収支内訳書]【写】及び所得証明書ほか（P53注B） （令和6年12月以前申告分）「所得税の確定申告書[給与賃金の内訳欄（青色申告決算書）]又は[収支内訳書]【写】（税務署受付印のある控え）」 ・建設業の請負を確認するための書類③④ 「③契約書【写】、注文書【写】、発注証明書、工事履行証明書等の工事請負の実態がわかるもの」（建設業に関するもの） 「④補佐した個人事業主の建設業許可書の写し又は建設業許可申請書（受付印のあるもの）【写】」 <p>※建設業の請負を確認するための書類は、補佐経験期間（6年以上）における地位・期間を確認するための書類に対応するよう提出してください。④については原則、更新前と更新後の二期分を提出してください。つまり補佐した個人事業主が建設業の許可を受けていない場合は補佐経験は認められません。</p> <p>※被認定者が（1）であれば①③④を、（2）であれば②③④を提出してください。</p>

上記の地位で、建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験があり、申請時に常勤役員等の地位にあれば、規則第7条第1号イ(3)となります。

※役員や支配人はあくまでも商業登記されている者のことをいいます。通称専務（常務）なり、支配人という社内の呼称だけで任せられている者や上記経験を有しない執行役員等もただちには対象となりません。また上記経験を有した者の申請時の地位は、常勤役員等でなければなりません。

※2以上の業種の許可を申請する場合において、一人のものが要件を満たしていれば、その一人で経営業務の管理責任者としての経験を有する者となれます。また、本法又は他の法令により専任性を要するとされる者（他社の建設業に関する技術者、管理建築士、宅地建物取引士等）と兼任することはできません。ただし、専任を要する営業体及び場所が同一である場合は、兼任することができます。

●注記2（常勤役員等を直接に補佐する者の経験について）

共通事項	下記の経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られます。なお、「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。 財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算するものとします。
財務管理の業務経験	建設工事を施工するにあたって、必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署における、これらの業務経験をいいます。
労務管理の業務経験	社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行なう部署における、これらの業務経験をいいます。
業務運営の経験	会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署における、これらの業務経験をいいます。

II 適切な社会保険等に加入していること

適切な社会保険等への加入として、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関し、それぞれ適切に加入している場合に経営業務の管理を適切に行うに足りる能力を有する者と認めるものとします。

- ・健康保険及び厚生年金保険は、法人及び常時5人以上の従業員を雇用している事業所が原則加入する義務があります。
- ・雇用保険は法人や個人事業主で従業員を1名でも雇った場合は原則加入する義務があります。

社会保険等の加入確認については、「様式第7号の3:健康保険等の加入状況」により、行うこととし、未加入である場合には許可が認められません。(加入義務のあるもの全てが加入していなければ加入扱いにはなりません。加入義務は従業員本人の意思とは関係ありません。)

なお、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険において、次の事由のいずれかに該当する場合には該当する保険に加入義務が生じない「適用除外」となります。

この場合において、社会保険等の加入義務は有しませんので、「適切な社会保険等」に加入しているとみなして、取り扱うものとします。

健康保険及び厚生年金保険の適用除外	雇用保険の適用除外
<p>①常勤の雇用従業員（家族労働者を除く）が4名以下の個人事業所（短期労働者を除く）</p> <p>②後期高齢者医療の被保険者となる者 ※法人及び①以外の個人事業所で、健康保険被保険者適用除外承認を受けて、建設業に係る国民健康保険組合*1（（例：三重県建設国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合、全国土木建築国民健康保険組合等）に加入している場合は健康保険のみ適用除外</p>	<p>①常勤者が役員しかいない法人事業所</p> <p>②事業主のみ又は事業主と同居の親族のみの個人事業所</p> <p>③従業員が次の雇用形態しか該当しない事業所 ・週の労働時間が20時間未満の者 ・31日以上継続して雇用する予定がない者 ・学生、生徒</p> <p>④雇用保険事業所非該当承認申請を提出し、受理された事業所</p>

※様式第7号の3：健康保険等の加入状況における記載区分について

健康保険	厚生年金保険	雇用保険
「1」 適用事業所となったことについて日本年金機構（協会けんぽ）又は組合管掌健康保険の健康保険組合*2に対する届出を行っている場合	「1」 適用事業所になったことについて日本年金機構に対して届出を行っている場合	「1」 適用事業所となったことについて公共職業安定所の長に対して届出を行っている場合
「2」 従業員が4人以下である個人事業主の場合や、建設業に係る国民健康保険組合*1に加入している等の健康保険法の適用が除外される場合	「2」 従業員が4人以下である個人事業主の場合はの厚生年金保険法の適用が除外される場合	「2」 従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等
「3」 健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。） ※「本店（○○支店）一括」と記載のこと	「3」 厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。） ※「本店（○○支店）一括」と記載のこと	「3」 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所 ※「本店（○○支店）一括」と記載のこと

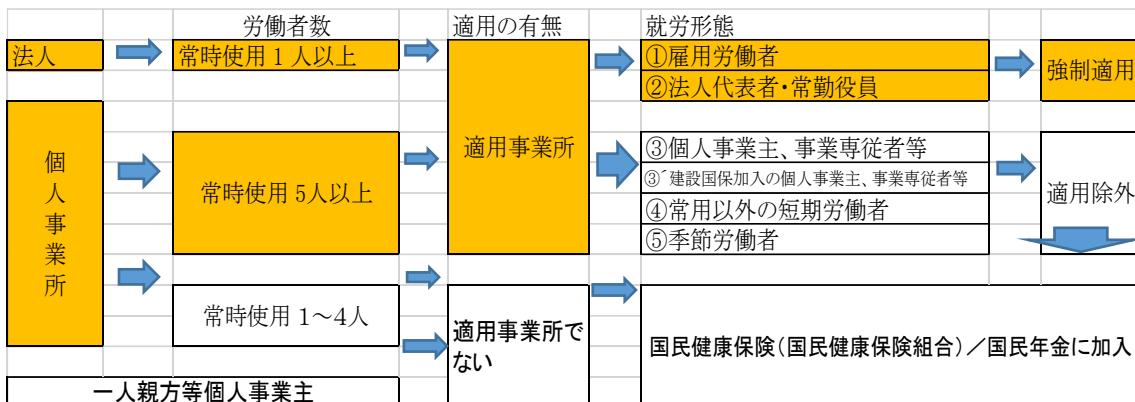
*1建設業に係る国民健康保険組合とは、建設業に従事する者を組合員として、国民健康保険事業を運営することが認められた組合。

*2組合管掌健康保険の健康保険組合とは、企業が厚生労働大臣の認可を受けて設立する組合。企業が単独で設立する「単一組合」と、同種の事業を行う2以上の事業所の事業主が共同して設立する「総合組合」があります。

※75歳以上の方については、健康保険の加入義務はありませんが、後期高齢者医療制度に加入している等適切な保険制度に加入していることを確認することができます。

(まとめ:適切な社会保険等への加入)

●健康保険及び厚生年金保険の適用



●雇用保険の適用

就労形態		適用の可否
A	B以外の労働者	強制適用
B	①1週の労働時間20時間未満 ②31日以上継続雇用の予定なし ③学生、生徒等	適用除外
C	一人親方等個人事業主、個人事業主の同居家族※ 法人代表者、役員・役員の同居家族	加入不可
※個人事業主の同居家族については、一定の要件を満たした場合、加入可能。 要件に該当するかについては、事前にお近くのハローワークにご相談ください。		

経営業務の管理責任者の確認書類は P 49～62

社会保険の確認資料は P 47

をそれぞれ確認してください。

【参考】保険関係加入手続き・相談窓口等

○社会保険関係 管轄の年金事務所

名 称	管轄区域
四日市年金事務所 電話 059-353-5515	桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、四日市市、三重郡
津年金事務所 電話 059-228-9112	鈴鹿市、亀山市、津市、伊賀市、名張市
松阪年金事務所 電話 0598-51-5115	松阪市、多気郡
伊勢年金事務所 電話 0596-27-3601	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡
尾鷲年金事務所 電話 0597-22-2340	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

○労働保険関係（雇用保険関係） 三重労働局

名 称	管轄区域
ハローワーク桑名 電話 0594-22-5141	桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡 三重郡のうち朝日町
ハローワーク四日市 電話 059-353-5566	四日市市、三重郡（朝日町を除く）
ハローワーク鈴鹿 電話 059-382-8609	鈴鹿市、亀山市
ハローワーク津 電話 059-228-9161	津市
ハローワーク松阪 電話 0598-51-0860	松阪市、多気郡
ハローワーク伊勢 電話 0596-27-8609	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡（大紀町錦を除く）
ハローワーク伊賀 電話 0595-21-3221	伊賀市、名張市
ハローワーク尾鷲 電話 0597-22-0327	尾鷲市、北牟婁郡、度会郡のうち大紀町錦
ハローワーク熊野 電話 0597-89-5351	熊野市、南牟婁郡

【関係規則・法令（参考）】

[規則第7条第2号]

- イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に
関し、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第19条第1項の規定による届書を提出した
者であること。
- ロ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業
所に關し、厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第13条第1項の規定による届書を
提出した者であること。
- ハ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営
業所に關し、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第141条第1項の規定による届書を提
出した者であること。

[関係法令]

○健康保険法（大正11年法律第70号）抜粋

（定義）

第3条

1～2（略）

3 この法律において「適用事業所」とは、次の各号のいずれかに該当する事業所をいう。

一 次に掲げる事業の事業所であって、常時5人以上の従業員を使用するもの

イ （略）

ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

ハ～タ（略）

二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所であって、常時従業員を使用

するもの

第34条 二以上の適用事業所の事業主が同一である場合には、当該事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、
当該二以上の事業所を一の適用事業所とすることができます。

2 前項の承認があったときは、当該二以上の適用事業所は適用事業所でなくなったものとみなす。

○健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）抜粋

（新規適用事業所の届出）

第 19 条 初めて法第 3 条第 3 項に規定する適用事業所となった事業所の事業主は、当該事実があつた日から 5 日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣（初めて適用事業所となったと同時に当該適用事業所を健康保険組合の設立に係る適用事業所としようとするときは、健康保険組合）に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する事業所が同時に厚生年金保険法第 6 条第 1 項の規定により初めて適用事業所となったときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

一 事業主の氏名又は名称及び住所

二 事業所の名称、所在地及び事業の種類

三 事業主が法人であるときは、次に掲げる事項

イ 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）又は会社法人等番号（商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 7 条に規定する会社法人等番号をいう。）

ロ 事業所が法人の本店又は主たる事業所であるか否かの別

ハ 内国法人（国内に本店又は主たる事業所を有する法人をいう。以下このハにおいて同じ。）

又は外国法人（内国法人以外の法人をいう。）の別

四 事業主が国又は地方公共団体であるときは、法人番号

○厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）抜粋

（適用事業所）

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所（以下単に「事業所」という。）又は船舶を適用事業所とする。

一 次に掲げる事業の事業所又は事務所であつて、常時 5 人以上の従業員を使用するもの

イ （略）

ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

ハ～タ （略）

二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所又は事務所であつて、常時従業員を使用するもの

三 （略）

第 8 条の 2 二以上の適用事業所（船舶を除く。）の事業主が同一である場合には、当該事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該二以上の事業所を一の適用事業所とすることができます。

2 前項の承認があつたときは、当該二以上の適用事業所は、第 6 条の適用事業所でなくなつたものとみなす。

○厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）抜粋

（新規適用事業所の届出）

第 13 条 法第 6 条第 1 項の規定により初めて適用事業所（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。以下同じ。）となった事業所の事業主（船舶所有者を除く。以下この項において同じ。）は当該事実があつた日から 5 日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

- 一 事業主の氏名又は名称及び住所
- 二 事業所の名称、所在地及び事業の種類
- 三 事業主が法人であるときは、次に掲げる事項
 - イ 法人番号（番号利用法第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）又は会社法人等番号（商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 7 条に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。）
 - ロ 事業所が法人の本店又は主たる事業所であるか否かの別
 - ハ 内国法人（国内に本店又は主たる事業所を有する法人をいう。以下このハにおいて同じ。）
又は外国法人（内国法人以外の法人をいう。以下同じ。）の別
- 四 事業主が国又は地方公共団体であるときは、法人番号

○雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）抜粋

（適用事業）

第 5 条 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

2 (略)

○雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）抜粋

（事業所の設置等の届出）

第 141 条 事業主は、事業所を設置したとき、又は事業所を廃止したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書に登記事項証明書、賃金台帳、労働者名簿その他の当該各号に掲げる事項を証明することができる書類を添えてその設置又は廃止の日の翌日から起算して 10 日以内に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 事業の種類
- 三 被保険者数
- 四 事業所を設置し、又は廃止した理由
- 五 事業所を設置し、又は廃止した年月日

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）

（継続事業の一括）

第 9 条 事業主が同一人である二以上の事業（有期事業以外の事業に限る。）であつて、厚生労働省令で定める要件に該当するものに關し、当該事業主が当該二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とすることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があつたときは、この法律の規定の適用については、当該認可に係る二以上の事業に使用されるすべての労働者は、これらの事業のうち厚生労働大臣が指定するいずれか一の事業に使用される労働者とみなす。この場合においては、厚生労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

(二) 専任の技術者がいること

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、建設工事についての専門知識が必要になります。

請負契約に関する見積り、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、許可を受けて建設業を営もうとするすべての営業所には許可を受けようとする業種ごとにP30の表2に掲げる建設業に関する国家資格や実務経験を有する専任の技術者を置くことが必要です。(法第7条第2号、法第15条第2号)。

ただし、特定建設業のうち指定建設業(土木・建築・電気・管・鋼構造物・舗装・造園工事業)については、法第15条第2号イに該当する者またはハの規定によりイに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認定した者を専任の技術者として置く必要があります。

なお、以下の①～⑦について注意してください。

- ① 2以上の業種の許可を申請する場合において、例えば一人の者がすべての業種それぞれについて上記の要件を満たしている場合、その一人ですべての業種の営業所技術者等を兼任することができます。ただし、兼任することができるのは同一営業所内のものに限ります。
- ② 「経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有する者(常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者)」と「営業所技術者等」との双方の基準を満たしている者は、同一営業所内において兼任することができます。
- ③ 本法又は他の法令により専任を要するとされる者(他社の建設業に関する技術者、管理建築士、宅地建物取引士等)と兼任することはできません。ただし、営業体及び場所が同一である場合は、兼任することができます。
- ④ 「実務経験」とは、許可を受けようとする業種に関する技術上の経験をいい、具体的には、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験のことです。また、この実務経験には、請負人の立場における経験のみならず、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験も含みますが、工事現場における単なる雑務や事務の仕事に関する経験は含まれません。

また、実務経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験を対象とし、当該建設工事に係る経験期間の積み上げにより算出される合計期間です。経験期間が重複しているものにあっては原則として二重に計算しませんが、平成28年5月31日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できます。

- ⑤ 電気工事及び消防施設工事は、それぞれ電気工事士法、消防法により電気工事士免状、消防設備士免状の交付を受けた者等でなければ一定の工事に直接従事できないことになっているので、免状の交付を受けていない状態での実務経験は認められません。
- ⑥ 「指導監督的な実務経験」とは、発注者から直接請け負った建設工事(1件の請負代金額が建設業法施行令(以下、「政令」という。)第5条の3に定める金額(P

30 の注2)) で、その設計又は施工の全般について、工事現場主任又は工事現場監督のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

- ⑦ 「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいいます。

従って、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保しなければなりません。

そのため、次のような者は、原則「専任」とは認められません。

- ・住所又はテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能である者
- ・他の営業所（他の建設業者の営業所を含む）において、専任を要する職務を行っている者
- ・建築事務所を管理する建築士や専任の宅地建物取引士等、他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（ただし、専任を要する営業体及び場所が同一である場合は、兼任することができます。）
- ・他に個人営業を行っている者や他の法人の常勤役員である者等、他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

表2 営業所技術者等の要件

一般建設業	特定建設業
<p>法第7条第2号 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかの要件に該当する者</p> <p>イ 学校教育法による高校（旧実業学校を含む）所定の学科卒業後5年以上、大学（高専・旧制専門学校を含む）所定の学科卒業後3年以上の実務経験を有する者（注1） (学科についてはP31の表3参照のこと)</p> <p>ロ 10年以上の実務経験を有する者 (学歴・資格を問わない)</p> <p>ハ イ、ロと同等以上の知識、技術又は技能を有すると認められた者 (P33～37に定める国家資格等（表5）を有する者。施工（管理）技士、建築士、技術士など。)</p>	<p>法第15条第2号 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかの要件に該当する者</p> <p>イ 国土交通大臣が定める試験に合格した者又は免許を受けた者(昭和63年6月6日建設省告示第1317号)。一級の施工（管理）技士、一級の建築士、技術士</p> <p>ロ 法第7条第2号イ・ロ・ハ（左記）に該当し、許可を受けようとする業種に関して2年以上の指導監督的な実務経験（元請で、その請負代金が政令第5条の3（注2）に定める金額以上の工事）を有する者</p> <p>ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認めたもの ※具体的には大臣特別認定者を指します。</p> <p>指定建設業（政令第5条の2：注3）については、上記のイ又はハに該当する者であること。</p>

注1：学校教育法による専修学校の専門課程修了者においては、所定の学科卒業後5年以上の実務経験を有する者。また、そのうち高度専門士又は専門士を称する者においては所定の学科卒業後3年以上の実務経験を有する者。

注2：政令第5条の3に定める金額：4,500万円以上（平成6年12月27日以前の工事については3,000万円以上、昭和59年9月30日以前の工事については1,500万円以上）

注3：指定建設業：土木・建築・電気・管・鋼構造物・舗装・造園工事業

表3 指定学科

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業	建築学、機械工学、又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

指定学科については上記のとおりですが、必ずしも指定学科に記載された名称の学科を卒業していないと認められないものではなく、指定学科に類似する学科を卒業していた場合でも認められることがありますので、P32 の「表4 類似学科一覧表」を参照してください。

表4 類似学科一覧表

指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科
土木工学に関する学科	開発科 海洋科 海洋開発科 海洋土木科 環境造園科 環境科 環境開発科 環境建設科 環境整備科 環境設計科 環境土木科 環境緑化科 環境緑地科 建設科 建設環境科 建設技術科 建設基礎科 建設工業科 建設システム科 建築土木科 鉱山土木科 構造科 砂防科 資源開発科 社会開発科 社会建設科 森林工学科 森林土木科 水工土木科 生活環境科学科 生活環境科 造園科 造園デザイン科 造園土木科 造園緑地科 造園林科 地域開発科学科 治山学科 地質科 土木科 土木海洋科 土木環境科 土木建設科 土木建築科 土木地質科 農業開発科 農業技術科 農業土木科 農業工学科（ただし、東京農工大学・島根大学・岡山大学・宮崎大学以外については、農業機械専攻、専修又はコースを除く。）	土木工学に関する学科	農林工学科 農林土木科 緑地園芸科 緑地科 緑地土木科 林業工学科 林業土木科 林業緑地科 学科名に関係なく生産環境工学コース・講座・専修・専攻 学科名に関係なく農業土木学コース・講座・専修・専攻 学科名に関係なく農業工学コース・講座・専修・専攻 環境都市科 都市科 都市システム科 衛生工学に関する学科	電子通信工学に関する学科 機械工学に関する学科	電気通信科 エネルギー機械科 応用機械科 機械科 機械技術科 機械工学第二科 機械航空科 機械工作科 機械システム科 機械情報科 機械情報システム科 機械精密システム科 機械設計科 機械電気科 建設機械科 航空宇宙科 航空宇宙システム科 航空科 交通機械科 産業機械科 自動車科 自動車工業科 生産機械科 精密科 精密機械科 船舶科 船舶海洋科 船舶海洋システム科 造船科 電子機械科 電子制御機械科 電力機械科 農業機械科 学科名に関係なく機械（工学）コース 環境計画科 建築科 建築システム科 建築設備科 建築第二科 住居科 住居デザイン科 造形科 鉱山工学に関する学科
			電気工学に関する学科		鉱山学に関する学科
			応用電子科 システム科 情報科 情報電子科 制御科 通信科 電気科 電気技術科 電気工学第二科 電気情報科 電気設備科 電気通信科 電気電子科 電気・電子科 電気電子システム科 電気電子情報科 電子応用科 電子科 電子技術科 電子工業科 電子システム科 電子情報科 電子情報システム科 電子通信科 電子電気科 電波通信科 電力科		

※類似学科については、学科名の末尾にある「科」「学科」「工学科」は他のいずれにも置き換えることができます。ただし、「森林工学科」「農林工学科」「農業工学科」「林業工学科」については、置き換えることはできません。

※上記の一覧表に該当しないものの、指定学科に類似する学科を卒業している場合は、申請窓口（P76参照）にご相談ください。

表5 技術者の資格表 (2/4)

資格区分	資格コード	建設業の種類	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
技術士法 「技術士試験」	41	建設・総合技術監理（建設）	◎			◎		◎		◎		◎		◎	◎									◎					◎ ^{※2}				
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	◎			◎		◎		◎		◎		◎	◎									◎					◎ ^{※2}				
	43	農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）	◎			◎																											
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）							◎															◎									
	45	機械・総合技術監理（機械）																					◎										
	46	機械「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」・総合技術監理（機械「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」）								◎													◎										
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）								◎														◎									
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）								◎														◎	◎								
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	◎			◎													◎														
	50	森林「林業・林産」・総合技術監理（森林「林業・林産」）																						◎									
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	◎			◎																		◎									
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									◎																						
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）								◎																◎							
	54	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）								◎																◎	◎						
電気工事士法 「電気工事士試験」	免状	55	第1種電気工事士								○																						
電気事業法 「電気主任技術者国家試験等」	免状	56	第2種電気工事士		3	年				○																							
電気通信事業法 「電気通信主任技術者試験」	資格者 証	58	電気主任技術者（1種・2種・3種）		実務 経験	5	年				○																						
電気通信事業法 （工事担任者）	資格者 証	59	電気通信主任技術者	実務 経験	5	年																		○									
	35	工事担任者資格者証（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方）の交付を受けた者	実務 経験	3	年																				○								
		工事担任者資格者証（総合通信）の交付を受けた者																						○									
水道法「給水装置工事主任技術者試験」	免状	65	給水装置工事主任技術者	実務 経験	1	年					○																						
消防法「消防設備士試験」	免状	68	甲種消防設備士																						○								
		69	乙種消防設備士																						○								

◎：特定建設業 及び 一般建設業の営業所技術者等 となりうる資格

○：一般建設業の営業所技術者 となりうる資格

 指定建設業

「電気通信事業法(工事担任者)」(資格コード35)の注意事項：

・令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。

表5 技術者の資格表 (3/4)

資格区分	資格コード	建設業の種類	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
			71	建築大工			○																											
合格証書 (等級区分が2級の者は、合格後3年の実務経験を要する) 職業能力開発促進法「技能検定」	64	型枠施工			○	○																												
	72	左官				○																												
	57	とび・とび工					○																									○***3		
	73	コンクリート圧送施工						○																										
	66	ウェルポイント施工						○																										
	74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管								○																								
	75	給排水衛生設備配管								○																								
	76	配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工									○																							
	70	建築板金「ダクト板金作業」								○	○									○														
	77	タイル張り・タイル張り工										○																						
	78	築炉・築炉工・れんが積み										○																						
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工									○		○																					
	80	石工・石材施工・石積み									○																							
	81	鉄工（選択科目「製罐作業」又は「構造物鉄工作業」）・製罐												○																				
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」（両方必要））													○																			
	83	工場板金																			○													
	84	板金（選択科目「建築板金作業」）・建築板金（選択科目「内外装板金作業」）・板金工（選択科目「建築板金作業」）									○										○													
	85	板金・板金工・打出し板金																			○													
	86	かわらぶき・スレート施工									○																							
	87	ガラス施工																			○													
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工																				○												
	89	建築塗装・建築塗装工																					○											
	90	金属塗装・金属塗装工																					○											
	91	噴霧塗装																					○											
	67	路面標示施工																					○											
	92	畳製作・畳工																						○										
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表工具																						○										

表5 技術者の資格表 (4/4)

資格区分	資格コード	建設業の種類		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
		94	熱绝缘施工																														
その他	95	建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作業」)・カーテンウォール施工・サッシ施工																															
	96	造園																															
	97	防水施工																															
	98	さく井																															
	61	地すべり防止工事士	実務 経験	1年																													
	62	建築設備士		1年																													
	63	計装士(1級)		1年																													
	40	基礎施工士(基礎ぐい工事)																															
	60	解体工事施工技士																															
	36	基幹技能者																															
表5-2 技術者の資格表(基幹技能者)(P37)のとおり																																	

○: 特定建設業 及び 一般建設業の営業所技術者等 となりうる資格

○: 一般建設業の営業所技術者 となりうる資格



※1 平成27年度までの合格者は、合格後の解体工事に関する1年以上の実務経験を有すること又は登録解体工事講習の受講していることが必要。

(「登録解体工事講習」とは、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であつて国土交通大臣の登録を受けたものをいう。)
1級土木施工管理技士《13》、2級土木施工管理技士(土木)《14》、1級建築施工管理技士《20》、2級建築施工管理技士(建築)《21》、(躯体)《22》

※2 当面の間、合格後の解体工事に関する1年以上の実務経験を有すること又は登録解体工事講習の受講していることが必要。

技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設))《41》、《42》

※3 2級の場合、とび・土工工事業については「とび工事」に関し、解体工事業については「解体工事」に関し、合格後の実務経験を要する。

職業能力開発促進法「技能検定」とび・とび工《57》

(《》内は資格コードを表す。)

【備考】

- 資格コード「54」(衛生工学「汚物処理」)は昭和57年総理府令第37号による改正前の技術士法施行規則による選択科目である。
- 表中の「実務経験」は合格後の実務経験年数をいう。
- 平成16年4月1日時点で2級の技能検定に合格していた者は、"3年の実務経験"を"1年の実務経験"とする。
- 資格コード「01」「02」且つ指定建設業以外の○印のもので、法第15条2号口に該当する者は特定建設業の特定営業所技術者となりうる。
- 資格コード「61」(地すべり防止工事士)とは、地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当する。
- 資格コード「62」(建築設備士)とは、建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいう。
- 資格コード「63」(計装士(1級))とは、建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当する。
- 資格コード「40」(基礎施工士(基礎ぐい工事))とは、基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当する。
- 資格コード「60」(解体工事施工技士)とは、解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当する。
- 資格コード「88」の「塗装」について、昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあっては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当する。
- 平成28年6月1日時点において、とび・土工工事業の技術者要件を満たしていた者は、令和3年6月末までの間に限り、解体工事業の技術者とみなされた(経過措置)。

(三) 請負契約に関して誠実性があること

許可を受けようとする者が法人である場合は、その法人、役員、支店または営業所の代表者が、個人である場合は、本人または支配人が、請負契約に関して不正または不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。(法第7条第3号)

- (1) 不正な行為とは……請負契約の締結又は履行の際ににおける詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいいます。
- (2) 不誠実な行為とは…工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいいます。
- (3) 申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員等及び一定の使用人(支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者(支配人であるものを除く。)をいう。以下同じ。)が、申請者が個人である場合においてはその者及び一定の使用人が、建築士法(昭和25年法律第202号)、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとする。
- (4) 許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、(1)、(2)のいずれかに該当する行為をした事実が確知された場合又は(3)のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱うものとする。

(四) 請負契約を履行するに足りる財産的基礎または金銭的信用があること

倒産することが明白である場合を除き、許可申請時において次表に掲げる要件を備えていること。(法第7条第4号、第15条第3号)

一般建設業の許可を受ける場合	特定建設業の許可を受ける場合
<p>次の<u>いずれか</u>に該当すること。</p> <p>イ 自己資本の額が500万円以上であること。</p> <p>ロ 500万円以上の資金を調達する能力を有すること。</p> <p>ハ 許可申請の直前過去5年間許可を受けて継続して建設業を営業した実績を有すること。</p>	<p>次の<u>すべて</u>に該当すること。</p> <p>イ 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。</p> <p>ロ 流動比率が75%以上であること。</p> <p>ハ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。</p>

<一般建設業について>

- ① 「自己資本」とは、貸借対照表「純資産の部」の「純資産合計」の額をいいます。
- ② 「500万円以上の資金を調達する能力」とは、500万円以上の預金を有する他、担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金について融資を受けられる能力があることをいいます。具体的には取引金融機関の預金残高証明書、取引金融機関の融資証明書等(基準日が申請日の直前4週間以内のもの)により確認を行います。なお、証明書が2枚以上になる場合は、基準日が同じである必要があります。
- ③ イ、ロを合算して認めることはできません。

④この基準に適しているかどうかの判断は、原則既存の企業にあっては、申請時の直前の決算期における財務諸表（貸借対照表）により、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表（貸借対照表）により判断します。

<特定建設業について>

- ① 申請日の直前の決算において前表イ、ロ、ハの要件すべてを満たさなければなりません。
- ② 決算期が未到来の場合は、創業時の財務諸表により確認します。
- ③ 欠損比率については、繰越利益剰余金がある場合や資本剰余金（資本剰余金合計）、利益準備金及びその他利益剰余金（繰越利益剰余金を除く）の合計が繰越利益剰余金の負の額を上回る場合には、P39 の計算式を使う必要性はありません。

「資本金」については、特定建設業の許可申請日までに増資を行うことで、2,000 万円以上となる場合には、この基準を満たしているものとして取り扱いますが、「自己資本」については、申請日までに増資したとしても、あくまで申請日の直前の決算において、4,000 万円以上を満たす必要があります。それ以外の事項である「欠損比率」、「流動比率」も同様に申請日の直前の決算において満たす必要がありますのでご注意ください。

事 項	法 人	個 人
欠損比率	繰越利益剰余金 – (資本剰余金 + 利益準備金 + その他の利益剰余金(繰越利益剰余金を除く)) 資 本 金 $\times 100\% \leq 20\%$	(事業主損失 – (事業主借勘定 – 事業主貸勘定 + 利益留保性の引当金及び準備金)) 期 首 資 本 金 $\times 100\% \leq 20\%$
流動比率	流動資産合計 流動負債合計 $\times 100\% \geq 75\%$	流動資産合計 流動負債合計 $\times 100\% \geq 75\%$
資本金額	資本金 $\geq 2,000$ 万円	期首資本金 $\geq 2,000$ 万円
自己資本	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円

複雑な事例の場合は、申請窓口（P78 参照）にご相談ください。

（五）欠格要件に該当しないこと

下記のいずれかに該当する場合は、許可を受けられません。

- ① 許可申請書又は添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているとき。
- ② 法人にあっては、当該法人、その法人の役員等、個人にあっては、事業主・支配人、その他支店長、営業所長等が、次のイ～チの要件に該当しているとき。
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ 不正行為により建設業の許可を取り消されて5年を経過しない者
 - ハ 建設業許可の取り消し処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者
 - ニ 建設業の営業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者（法人、個人事業主のみ該当）

- ホ 許可を受ける業種の建設業について営業を禁止されており、その期間が経過しない者
 - ヘ 次に挙げるうちで、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・ 禁固刑以上の刑に処せられた者
 - ・ 建設業法に違反して罰金以上の刑に処せられた者
 - ・ 建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法及び労働者派遣法のうち政令で定めるものに違反して罰金以上の刑に処せられた者
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反したことにより、または刑法（傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫、背任）や暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられた者
 - ト 暴力団員である者、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、または暴力団員等が事業活動を支配している者
 - チ 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者
- * ②については、主なものを記載しています。詳細は建設業法第8条を参照。

5. 許可を受けるための手続

(下表の法定書類及びP49、P50、P51の確認資料一覧表も参照)

(1) 許可の申請手続き

1 許可申請に必要となる書類

建設業許可申請においては、法定書類である申請書及び添付書類、確認資料の提出が必要となります。法定書類は、その提出が法令によって規定されている書類であり、確認資料は、法定書類の記載事項の裏付確認を行うために許可行政庁が提出等を求める書類をいいます。

2 申請書等様式の入手方法

申請書等の様式については、三重県のホームページ「建設業のための広場」—「申請・届出様式等リンク集」—「建設業許可申請書」からダウンロードのうえ、入手ください。

3 提出部数

法定書類の提出部数は、建設業法に基づく閲覧に供する書類については3部（正本1部、副本2部（写し可））、建設業法に基づく閲覧に供しない書類については2部（正本1部、副本1部（写し可））です。

確認資料の提出部数は1部になります。（確認資料は返却いたしませんので必要とされる場合にはあらかじめ写しをおとりください。）

提出にあたっての書類のまとめ方については、（3）許可申請書類のまとめ方（P48、P49）をご参照ください。

4 許可申請にかかる手数料

建設業許可申請にあたっては申請区分に応じての申請手数料が必要になります。申請手数料については、（6）申請手数料について（P78）をご参照ください。

5 許可申請書の提出先

許可申請書の提出先は、主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所の総務・管理（・建築）室総務課となります。

提出先については（5）申請書類の提出について（P77、78）をご参照ください。

なお、三重県内の主たる営業所と他都道府県の従たる営業所を併せて設ける場合、提出先は許可行政庁である国土交通省中部地方整備局となります。提出部数は正本1通及び副本1通です。申請方法等の詳細は、国土交通省中部地方整備局建設産業課（052-953-8572）にお問い合わせください。

6 審査に要する期間

許可申請書の提出から建設業許可等の処分がなされるまで、概ね1か月半程度要します。

なお、この期間には、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間や、許可行政庁が審査のために必要な資料の提供を求めてから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含みませんので、あらかじめご承知おきください。

7 「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」を用いた電子申請の受付開始について

令和5年1月10日から、建設業許可申請の手続きについて、国土交通省が提供する「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）」を通して、電子申請ができるようになりました。（認可申請等、一部手続きを除く）

詳細は県HP「三重県知事許可の建設業許可と経営事項審査の電子申請」をご覧ください。

https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/86821030391_00004.htm

(2) 許可申請時の書類 その1【提出は3部（正本1部、副本2部（写し可）】（注1）

表6 許可申請における書類一覧表（その1）【建設業法に基づく閲覧に供する書類】

様式番号 (記載例 へ°-y' 数)	申請書及び添付書類（注1）	申請区分								
		1 新規	2 許可換え新規	3 般・特新規	4 業種追加	5 更新	6 般・特新規+業種追加	7 般・特新規+更新	8 業種追加+更新	9 般・特新規+業種追加+更新
様式第1号 (P121)	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	別紙一（役員等の一覧表） (注2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	別紙二（1）営業所一覧表 (新規許可等)	○	○	○	○		○	○	○	○
	別紙二（2）営業所一覧表 (更新)					○				
	別紙四（営業所技術者等一覧表）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式第2号 (P129～)	工事経歴書	○		○	○		○	○	○	○
様式第3号 (P131～)	直前3年の各事業年度における 工事施工金額	○		○	○		○	○	○	○
様式第4号 (P138)	使用人人数	○		○	○		○	○	○	○
様式第6号 (P139)	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式第7号の3 (P157)	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式第11号 (P165)	建設業法施行令第3条に規定する 使用人の一覧表（注3）	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	定款（個人は不要）（注4）	○	○			△		△	△	△
様式第15号 (P170～)	貸借対照表（法人用）	○	○							
様式第16号 (P173～)	損益計算書（法人用）	○	○							
様式第17号、17の2(P176～)	株主資本等変動計算書 及び注記表（法人用）	○	○							
様式第17号の3	附属明細表（注5）	△	△							
様式第18号 (P181～)	貸借対照表（個人用）	○	○							
様式第19号 (P183～)	損益計算書（個人用）	○	○							
様式第20号 (P198～)	営業の沿革	○	○	○		○	○	○	○	○
様式第20号の2 (P202)	所属建設業者団体（注6）	○	○	○		△	○	○	△	○
様式第20号の3 (P203)	主要取引金融機関名	○	○	○		△	○	○	△	○

○印は必要書類（該当がなくても添付）△印は場合によって必要な書類（該当する場合または変更があった場合に添付）

注1：申請書類は正本1部及び、副本2部（写し可）を提出してください。
書類の綴り方については、P48に従ってください。

注2：法人の場合のみ作成してください。個人事業主の場合は作成不要です。
注3：「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書」は、令第3条の使用人（支店長、営業所長、支配人など）が該当する場合に作成・添付してください。

支配人登記をしている方は、商業登記の履歴事項全部証明書を添付してください。

注4：「定款」について、「更新」他△印の申請に際しては、既に提出されている定款と内容が異なる場合に、原始定款及び議事録の写し、又は現行定款を添付してください。

注5：「附属明細表」は、資本金が1億円超または直近の負債合計が200億円以上の株式会社の

み添付してください。

注6：「所属建設業者団体」、「主要取引金融機関名」について、「更新」又は「更新及び業種追加」に際しては、既に提出されている書類と内容が異なる場合に添付してください。

(2) 許可申請時の書類 その2【提出は2部（正本1部、副本1部（写し可）】

表6 許可申請における書類一覧表（その2）【建設業法に基づく閲覧に供しない書類】

様式番号 (記載例 ページ数)	申請書及び添付書類（注7）	申請区分								
		1 新規	2 許可換え新規	3 業種追加	4 業種追加	5 更新	6 業種追加	7 業種追加	8 業種追加	9 業種追加
様式第7号 (P141～) (注7)	常勤役員等（経営業務の管理責任者等） 証明書 別紙：常勤役員等の略歴書（注8）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式第7号又は様式7号の2 どちらか一方を提出する	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (第一～四面) 別紙1：常勤役員等の略歴書 別紙2：常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書 組織図（全社的なものを含み、かつ、常勤役員等を直接に補佐する者としての位置づけを明確にするもの）（注8）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式第7号の2 (P148～) (注7)	常勤役員等が有する業務経験の認定に関する調書	△	△	△						
別紙6－1	経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって経営業務を補佐した経験の認定に関する調書	△	△	△						
別紙6－2	常勤役員等が有する業務経験の認定に関する調書	△	△	△						
別紙6－3	常勤役員等を直接に補佐する者が有する業務経験に関する調書	△	△	△						
様式第8号 (P158)	営業所技術者等証明書（新規・変更） (注9)	○	○	○	○		○	○	○	○
	卒業証明書もしくは卒業証書の写し	△	△	△	△		△	△	△	△
	資格証明書	△	△	△	△		△	△	△	△
	監理技術者資格者証	△	△	△	△		△	△	△	△
様式第9号 (P163)	実務経験証明書	△	△	△	△		△	△	△	△
様式第10号 (P164)	指導監督的実務経験証明書	△	△	△	△		△	△	△	△
様式第12号 (P166)	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式第13号 (P167)	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△	△	△	△	△	△	△	△	△
様式第14号 (P168)	株主（出資者）調書 (個人は不要)（注10）	○	○			△		△	△	△
	・市区町村発行の身分証明書 (注11、注14) ・法務局発行の「登記されていないことの証明書」 (注11、注14)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	商業登記の履歴事項全部証明書 (注11、注12)	○	○	△	△	○	△	○	○	○
	納税証明書（事業税・県民税） (注13)	○	○							

様式番号 (記載例 ページ数)	申請書及び添付書類（注7）	申請区分								
		1 新規	2 許可換え新規	3 般・特新規	4 業種追加	5 更新	6 般・特新規+業種追加	7 般・特新規+更新	8 業種追加+更新	9 般・特新規+業種追加+更新
	健康保険等の加入状況（様式第7号の3）による内容の当該届書を提出したことを証する書面（注15）	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○印は必要書類（該当がなくても添付）△印は場合によって必要な書類（該当する場合または変更があった場合に添付）

注7：申請書類は正本1部及び、副本1部（写し可）を提出してください。なお、納税証明書などの公的機関にて取得する証明書については、正本に原本を添付し、副本への添付はコピーで結構です。書類の綴り方については、P48に従ってください。

注8：経営業務の適正な管理にかかる法定書類については、次の①、②のいずれか一方のみを提出してください。

①：様式第7号及び添付書類（添付書類は上表参照）

②：様式第7号の2及び添付書類（添付書類は上表参照）

注9：営業所技術者等の資格要件にかかる法定書類は次のとおりです。

営業所技術者等の証明において該当する場合に添付してください。

「卒業証明書もしくは卒業証書の写し」：技術者が指定学科を卒業したことを証明する場合に添付してください。卒業証明書の場合は原本を添付してください

「資格証明書」：技術者が営業所技術者等として技術資格を有することを証明する場合に技術検定合格証明書等「写し」を添付してください。

「監理技術者資格者証」：技術者が営業所技術者等として技術資格を有することを技術検定合格証明書等に代えて証明する場合に「写し」を添付してください。

「実務経験証明書」：技術者が実務経験を有することを証明する場合に添付してください。

指定学科卒業後の実務経験証明や資格取得後に一定の実務経験を必要とする資格における実務経験証明においても使用します。

「指導監督的実務経験証明書」：技術者が（指定建設業を除く）特定建設業の特定営業所技術者となりうる指導監督的実務経験を有することを証明する場合に添付してください。

注10：「株主（出資者）調書」について、「更新」他△印の申請に際しては、既に提出されている書類と内容が異なる場合に添付してください。

注11：申請日の直前3ヶ月以内発行のもの。

注12：「商業登記の履歴事項全部証明書」は、「般・特新規」「業種追加」他△印の申請に際しては変更がある場合に添付してください。

注13：納税証明書（直前一年のもの）

許可区分	発行するところ	法人	個人
知事	県税事務所	法人県民税・事業税・法人地方特別税	個人事業税

※三重県知事許可の申請に当たっての注意事項

（共通）

- ・県税事務所の窓口で納税証明書を請求する際には、運転免許証等（写真付で公的機関交付のもの）、申請者本人であることが確認できるものを提示してください。

代理人による申請の場合は、委任状又は代理人選任届等を提出する必要があります。詳しくは、下記の県ホームページをご覧ください。

URL : https://www.pref.mie.lg.jp/zeimu/hp/89078000001_00001.htm

(法人の場合)

- 申請日直前の決算期の事業税の納税証明書（納付すべき額及び納付済額の記載のあるもの）を添付してください。

ただし、新たに事業開始（会社設立）し、申告期限未到来のため事業税の課税の実績がない場合には「課税実績なし」として発行された納税証明書を添付してください。

(個人の場合)

- 申請を提出いただく時点で、発行可能な直近の課税年度の個人事業税の納税証明書（納付すべき額及び納付済額の記載のあるもの）を添付してください。

注 14：証明事項により、次の書類の提出が必要となります。

証明事項	提出書類
破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと	(1) 本籍地の市区町村が発行する身分証明書
心身の故障により建設業を適正に営むことができない者でないこと	(1) 本籍地の市区町村が発行する身分証明書及び (2) 登記されていないことの証明書又は医師の診断書（契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載したもの）

※医師の診断書による場合の診断書様式については申請窓口にお問い合わせください。

(1) 本籍地の市区町村が発行する「身分証明書」

許可申請者（法人の役員等、本人、法定代理人、法定代理人の役員等）、令第3条に規定する使用人（支配人、支店長等）が、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項又は第2項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書のことです。

※本籍のある市区町村（戸籍担当課）に請求をしてください。なお、外国籍の方については不要です。

※証明事項 ①破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。

②禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。

③後見の登記の通知を受けていない。

※取得手続きにかかる注意

・法人の役員等のうち株主、顧問、相談役については、提出を要しません。

・外国籍の者の場合、身分証明書についてはこれに代わるものがないため、当該書類の添付は要しません。

(2) 法務局が発行する「登記されていないことの証明書」

許可申請者（法人の役員等、本人、法定代理人、法定代理人の役員等）、令第3条に規定する使用人（支配人、支店長等）が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書）のことです。

※取得手続きにかかる注意

・記載した氏名、生年月日、現住所、本籍は誤りのないよう正しく記載してください。

・法人の役員等のうち株主、顧問、相談役については、提出を要しません。

・外国人住民の方は、①本国名を記載し、通称名を（ ）書き②生年月日③住所④本籍（国籍欄に☑し国籍名を記載）を記載してください。

・証明事項については、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。（後見・補佐を受けていないことの証明が必要な方）」を選択してください。

証明書交付手続等は、以下のホームページを参照してください。

【東京法務局HP】http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html

※郵送での交付は東京法務局のみ取扱いをしております。

お問い合わせ先：〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15（九段第2合同庁舎4階）

（電話）03-5213-1360（東京法務局民事行政部後見登録課）

【津地方法務局HP】<http://houmukyoku.moj.go.jp/tsu/frame.html>

※窓口での証明書交付事務は、三重県内では津地方法務局戸籍課のみとなります。

お問い合わせ先：津市丸之内26-8（津合同庁舎）津地方法務局戸籍課

（電話）059-228-4192

<（1）及び（2）の添付が必要な場合>

①新規、更新、業種追加申請をするとき

- ・（個人の場合）事業主本人
- ・（法人の場合）役員（※非常勤含む。監査役は含まない）
- ・建設業法施行令第3条に規定する使用人（営業所長、支配人をおくとき）

②役員の新任に係る変更があったとき…該当者分が必要

③建設業法施行令第3条の使用人の新任に係る変更があったとき…該当者分が必要

該当する者
全員分が必要

【参考】

身分証明書(イメージ)

身分証明書	
本籍	三重県津市広明町13番地
本人氏名	三重 太郎
生年月日	昭和24年4月12日
1 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。 1 後見の登記の通知を受けていない。 1 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。	
上記のとおり証明する。	
令和2年 4月15日	
三重県〇〇市長 △△ △△	

登記されていないことの証明書(イメージ)

登記されていないことの証明書	
①氏名	三重 太郎
②生年月日	明治 大正 昭和 平成 西暦 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> または <input type="checkbox"/> 24年 4月 12日
③住所	三重県津市広明町13番地
④本籍	
上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。	
令和2年 4月15日	
〇〇法務局 登記官 △△ △△	

注15：「健康保険等の加入状況（様式第7号の3）による内容の当該届書を提出したことを証する書面」については、次の書類の提出が必要となります。

※健康保険等の加入状況（様式第7号の3）については、許可申請時の都度提出頂くものであり、これに伴い当該資料についても、その都度ご提出ください。

※以下の書類のうち、健康保険にかかる適用除外承認を受けていることを証する書類については、確認資料として取り扱うものとします。

1 健康保険及び厚生年金保険について

①健康保険（全国健康保険協会）及び厚生年金保険双方とも年金事務所で加入の事業所

- ・保険料の支払いが確認できる領収証書等の写し（直近のもの）
- ・【窓口納付の場合】領収日付印がある領収証書の写し
- ・【口座振替納付の場合】保険料納入告知額・領収済額通知書の写し

※上記に代えて、厚生労働省が発行する社会保険料納入証明（申請）書（3か月以内）、年金事務所長が発行する社会保険料納入確認書（3か月以内）でも可。

※加入直後で準備できない場合は新規適用届（受付印のあるもの）の写し（No.の入った適用通知書の写しを後日提出）

②組合管掌健康保険の健康保険組合に加入の事業所

- ・組合管掌健康保険の保険料の領収証書の写し及び年金事務所発行の保険料領収証書の写し（直近のもの）

※様式第7号の3の事業所整理記号等の欄には、加入している健康保険組合の名称を記載してください。

③建設業に係る国民健康保険組合（全国土木建築国民健康保険組合等）に加入の事業所（健康保険適用除外の承認が行われ、厚生年金保険は適用されている事業所）

- ・健康保険の被保険者となるべき者の、適用除外承認申請書の写し、適用除外承認証明書又は国保組合の加入証明書のいずれか及び年金事務所発行の厚生年金保険料支払いに係る領収証書の写し（直近のもの）

※様式第7号の3の保険の加入状況「健康保険」欄は、適用除外の「2」と記載し、事業所整理記号等の欄には、加入している建設業に係る国民健康保険組合の名称を記載してください。

2 雇用保険について

①自社で申告納付の場合

「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し及び領収済通知書の写し（領収日付印があるもの・直近のもの）

※加入直後で準備できない場合は雇用保険適用事業所設置届（受付印のあるもの）の写し

②口座振替を利用している場合

「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し及び労働保険料等振替結果のお知らせ（ハガキ）の写し（直近のもの）

③労働保険事務組合に委託している場合

「労働保険料納入通知書」の写し及び領収済通知書の写し（領収日付印があるもの・直近のもの）

※加入直後で準備できない場合は雇用保険適用事業所設置届（受付印のあるもの）の写し

(3) 許可申請書類のまとめ方

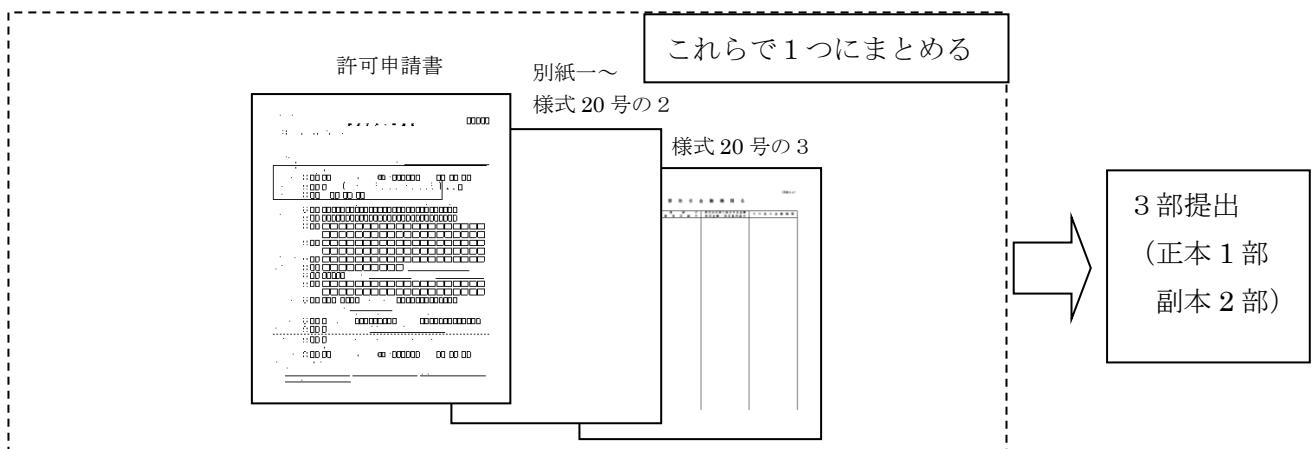
表6の許可申請時の法定書類は、表中の太線の前後で下図①と②のように2つに分けて、提出してください。

【提出部数】

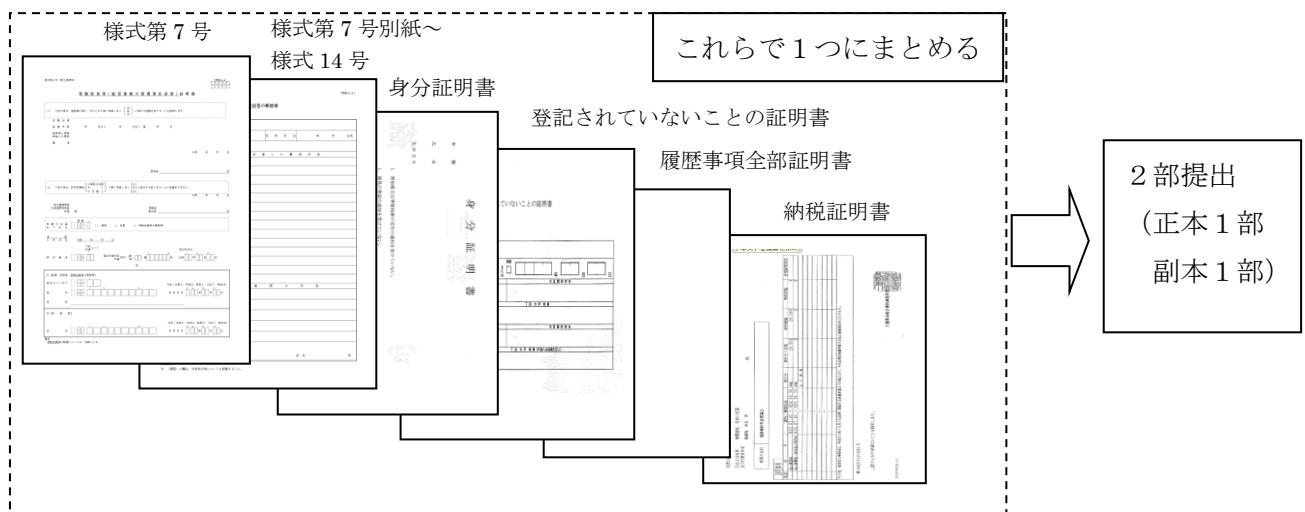
①建設業許可申請書類（閲覧対象） 許可申請書から様式20号の3まで（P42）	正本1通・副本2通
②建設業許可申請書類（閲覧対象外） 様式7号から納税証明書まで（P43～44）	正本1通・副本1通
③確認書類（閲覧対象外）	1通

※①については、法第13条(提出書類の閲覧)の規定により閲覧所にて閲覧に供されます。

①許可申請書から様式20号の3まで（その1：建設業法に基づく閲覧にする書類）

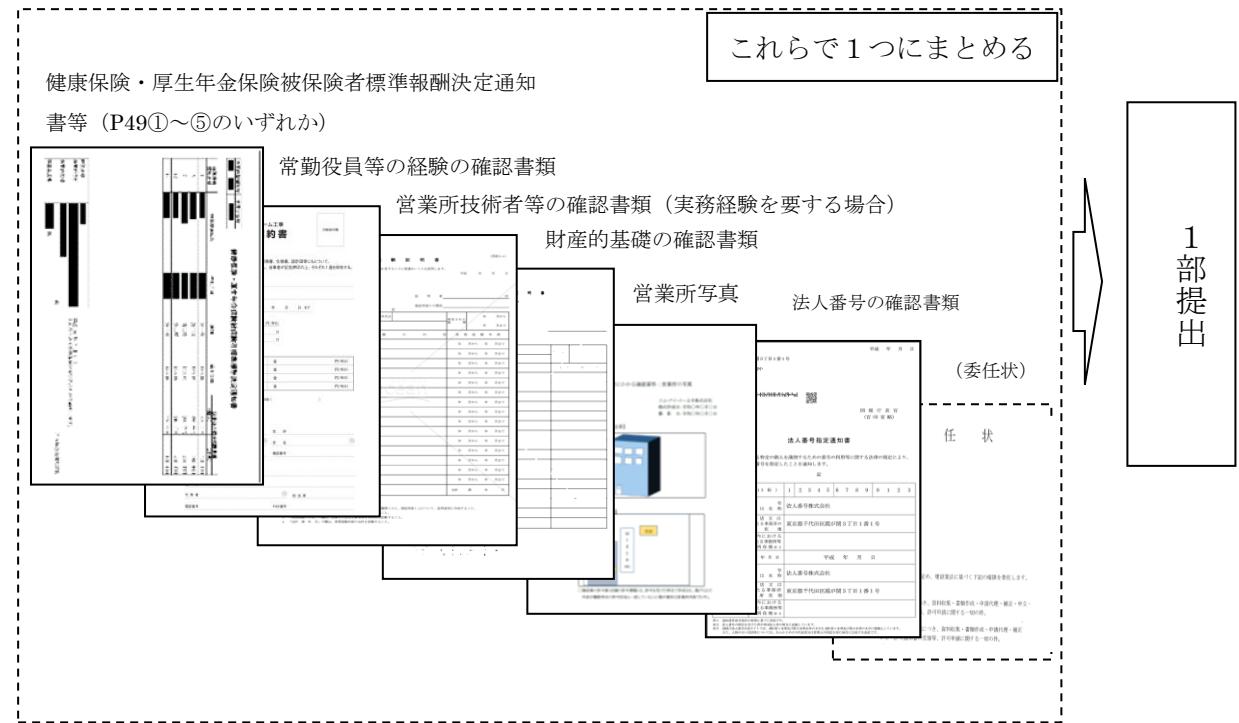


②様式第7号から納税証明書まで（その2：建設業法に基づく閲覧に供しない書類）



③確認資料（代理申請の場合は委任状も）

上記①と②とは別にして、P49～51 の確認資料を 1 部提出してください。



（4）許可申請時等における確認資料【提出は1部】

知事許可を受けるための申請時には、法定書類に加え、以下の表 7 の確認資料を提出してください。

※場合によっては、これらとは別に追加の資料を求めたり、原本の提示を求めたりすることがあります。

表 7 許可申請等における確認資料一覧表（詳細は P52～76 をご覧ください）

I. 経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有する者に関するこの確認資料 (経営業務の管理責任者等) (詳細は P52～62)	必要部数
イー常勤性の確認資料【経営業務の管理責任者等、営業所技術者等共通】 ※新規・更新申請時には、必ず提出してください。 ※業種追加、般特新規等の申請で営業所技術者等の追加が伴う場合に提出が必要となります。	
(申請 (変更届出) 時点の常勤性の確認書類：申請日直近のもので次のいずれか) ①健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ③住民税特別徴収税額通知書 ④市区町村発行の所得証明書及び対応する源泉徴収票 ⑤所得税の確定申告書	写し 1 部
ロー経営業務の管理責任者等としての経験に関する確認資料（必要年数分） ※新規申請時の他、変更がある場合に、下記の a , b をすべて提出してください。 ※常勤役員等を直接に補佐する者の確認は P60 を参照ください。	
a . 経験の確認ができる書類 契約書、発注証明書、注文書、工事履行証明書等の工事請負の実態がわかるもの（但し、見積書のみは不可）	写し 1 部

<p>b. 経験期間及びその期間中での常勤性が確認できる書類 (経験期間の確認書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人の役員については、履歴事項（閉鎖事項）全部証明書 ○個人事業主については、所得税の確定申告書及び所得証明書ほか（P53 注 B） <p>※常勤役員等に次ぐ職制上の地位にあるものについてはこれに代えて経験期間の地位等にかかる確認資料が必要です。</p> <p>(経験期間の常勤性確認書類：経験期間中のもので次のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 「健康保険被保険者証」（ただし、確認できる期間はR7.12又は有効期限が切れるまでのいずれか早い日までに限る） イ 「厚生年金被保険者記録照会回答票」 ウ 「法人税確定申告書（別表一）」、「役員給与等の内訳書」又は「雇用保険被保険者証」 エ 「所得証明書」及び「源泉徴収票」 <p>※勤務先が複数にわたる場合はそれぞれの期間で確認できる書類が必要です。</p> <p>※同一法人（同一営業体）において、これまで経営業務の管理責任者等として認定された方については省略可とします。</p> <p>※個人事業主については、所得税の確定申告書及び所得証明書ほか（P53 注 B）で常勤性の確認を行うものとします。</p>	原本1部 写し1部 写し1部
II. 営業所技術者等に関するこの確認資料（詳細は P52～55、P66～71）	必要部数
<p>イー常勤性の確認資料 「I. 経営業務の管理責任者等のイー常勤性の確認資料」欄を参照のこと</p>	
<p>ロー営業所技術者等の資格に関する確認資料 ※実務経験を要件とする場合、「実務経験証明書」にかかる確認資料の提出が必要となります（更新の場合及び、営業所技術者等が国家資格等を有しており、その法定書類（免状、資格者証等）のみで要件を満たす場合は不要）。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○実務経験証明書（様式第9号）に記載された工事について、請負契約書、注文書、発注証明書、工事履行証明書等の工事請負の実態が分かる資料 ○指導監督的実務経験証明書（様式第10号）に記載された元請工事について工事請負の実態が分かる請負契約書 	写し1部 写し1部
<p>III. 財産的基礎または金銭的信用に関するこの確認資料（詳細は P72） ※一般建設業における新規申請等、許可申請の直前過去5年間許可を受けて継続して建設業を営業した実績が無い場合に提出してください。（一般建設業許可を5年営業した後、更新及びその更新後の業種追加、般・特新規の場合は不要。特定建設業の申請は直近の財務諸表にて要件（P38～39 参照）を確認する為、不要。） その証明内容により、下記のいずれか又はいずれも提出となります。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○取引金融機関の預金残高証明書（基準日が申請日の直前<u>4</u>週間以内のもの）【原本】 ○取引金融機関の融資証明書（基準日が申請日の直前<u>4</u>週間以内のもの）【原本】 	1部 1部
<p>IV. 営業所に関するこの確認資料（詳細は P72） ※新規・更新申請時のほか、建設業法上の従たる営業所を開設した場合に提出が必要となります。（業種追加、般・特新規申請時は提出不要です。）</p>	
<p>a. 営業所の写真（デジタルカメラによる印刷でも可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外観の全景（社名の入った看板が判読できるように） ・入り口付近（社名の入った看板が判読できるように） ・事務所内部（電話・机等備品を備えている状況が分かるもの） ・建設業の許可票（内容が判別できるように。新規許可申請時は不要） <p>※様式の右肩には撮影日を記入してください。 ※使用する権原の確認のため、自己所有又は貸借の別を記載してください。</p>	各1枚 各1枚 各1枚 各1枚

	※「営業所の写真」の提出にあたっての注意事項（P73～75）もご確認ください。	
b. [①②③のいずれかに該当するときに提出する資料]	営業所の所在の実態を確認するための資料（次のいずれか） <ul style="list-style-type: none"> ・電気料金等の公共料金の請求書等（直近1ヶ月分） ・会社宛ての消印のある郵便物 ①申請書の所在地の表記が健康保険等の加入状況の確認資料における所在地の表記と異なる場合 ②個人事業主で申請書の所在地の表記が現住所と異なる場合（但し、健康保険等の加入状況の確認資料で申請書の所在地の表記が確認できる場合を除く。） ③従たる営業所がある場合（複数ある場合はすべての営業所分）	写し1部
V. 法人番号に関する確認資料（詳細はP76）		
※法人において平成28年11月1日以降に初めて許可申請書又は変更届出書を提出する場合にいざれかを提出してください。		
※個人事業主の方は不要です。		
○国税庁から送付された「法人番号指定通知書」【写】 ○「法人番号公表サイト（国税庁HP）」において、申請者の法人番号が表示された画面を印刷したもの。		写し1部
VI. 代理申請の場合は委任状（写し可）・・・P116参照		1部

【電気工事業に関する注意】

電気工事業を営もうとする者については、「電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）」（以下、「電気工事業法」といいます。）に基づく電気工事業者の登録（建設業許可業者である場合は届出又は通知）が義務づけられています。

このため、電気工事業の建設業許可において営業所技術者等として配置する電気工事の技術者について、資格取得後の実務経験を必要とする資格の実務経験証明では、その実務経験証明の期間に計上される工事が、自らが電気工事業を営む場合であれば電気工事業者の登録等がなされたりえで施工される必要があり、電気工事業を営む他社に雇用されて施工している場合には、その勤め先が電気工事業法に基づく登録（建設業許可業者である場合は届出又は通知）がなされていることが必要となるものです。

電気工事業の建設業許可の許可申請（新規・業種追加）において営業所技術者等として配置される予定の技術者が、資格取得後の実務経験を必要とする資格である場合には、実務経験内容の確認を行いますが、上記にかかる疑義が生じた場合には、電気工事業法第7条に基づく登録証の写しなどを追加の確認書類として求める場合がありますので、ご注意ください。

また、経営業務の管理責任者にかかる経験期間の確認においては、事業者として電気工事業法に基づく登録等がなされていることを前提に確認するものとし、登録等を行う前の請負である場合には、その期間については経験期間として認められないものとして扱いますのでご注意ください。

【確認資料の詳細】

I. 経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有する者に関するこの確認資料 (経営業務の管理責任者等) 注1

イ 常勤性の確認 [経営業務の管理責任者等、営業所技術者等共通]

申請区分	経営業務の管理責任者等	
	法人	個人
新規・更新 変更	健康保険・厚生年金 保険被保険者標準報 酬決定通知書等【写】 (注3及びP53注A)	(事業主) 確定申告書【写】(注2及びP53注B) (使用人) 雇用保険被保険者証【写】

申請区分	営業所技術者等	
	法人	個人
新規・更新 変更	健康保険・厚生年金 保険被保険者標準報 酬決定通知書等【写】 (注3及びP53注A)	(事業主) 確定申告書【写】(注2及びP53注B) (使用人) 雇用保険被保険者証【写】
業種追加等	注4	注4

注1 : ①経営業務の管理責任者等又は②営業所技術者等のいずれにもあたらない場合、役員及び令第3条に規定する使用人の常勤性の確認は不要です。

「経営業務の管理責任者等」とは、経営業務の管理責任者の他、経営業務の管理体制にかかる常勤役員等並びに当該常勤役員等を直接に補佐する者を指します。

注2 : ※電子申告の場合は申告データ及び受信通知を出力したものとなります。
以下同じ取り扱いです。

※個人番号（マイナンバー）が記載されている確定申告書においては、コピーをする前に個人番号の記載された箇所を隠したうえで、その写しを提出してください。

※直近の常勤性確認に際しては、複数年分は要しません。

注3 : 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、健康保険被保険者証等のコピーを提出される際は、個人情報保護の観点から、被保険者整理番号、基礎年金番号、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分（保険証に二次元バーコードがある場合は、二次元バーコードを含みます）にマスキングを施したうえで、提出してください。なお、健康保険被保険者証の場合は、裏面の現住所の記載を含めて両面の写しを提出してください。また、健康保険被保険者証の裏面の臓器提供に関する意思表示の箇所については隠したうえで、その写しを提出してください。
表面に現住所記載の有る国民健康保険被保険者証及び国保組合の保険証の場合、裏面のコピーは不要ですが、勤務先が特定できる資料が必要です。（P53参照）

注4 : 業種追加等における申請の内容によっては資料を提出して頂くことがあります。
(営業所技術者等の追加が伴う場合等)

◎常勤性確認資料について

<p>注A：常勤性の確認資料として、令和6年11月までは主に健康保険証を使用していましたが、令和6年12月より新規の健康保険証が発行されなくなったことに伴い、常勤性等を確認する資料として原則、以下の①～⑦の資料のうちいずれかを提出してください。</p> <p>◎申請日時点において有効であるものの写しを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">①健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し③住民税特別徴収税額通知書の写し（※申請（変更届出）時点の常勤性確認のみ可）④市町村発行の所得証明書及び対応する源泉徴収票の写し⑤所得税の確定申告書の写し（及び所得証明書ほか、（経験期間及び経験期間の常勤性確認はP53注B）⑥厚生年金被保険者記録照会回答票の写し⑦法人税確定申告書（別表一）及び役員給与等の内訳書の写し <p>※過去に発行された健康保険証・・・</p> <p>申請（変更届出）時点の常勤性：令和7年12月又は有効期限が切れるまでのいずれか早い日までは確認資料として使用可能</p> <p>経験期間及びその常勤性：引き続き使用可能（R7.12又は有効期限が切れるまでのいずれか早い日まで）</p>
--

注B：電子申告でない確定申告書について、令和7年1月申告分より税務署受付印の押印が廃止されたことに伴い、経験期間及び経験期間の常勤性を確認する資料として確定申告書を提出する場合、下表に示す書類を提出してください。（令和6年12月以前に提出された確定申告書についてはこれまで通り受付印のあるものを提出してください。）

	R6.12以前申告分	R7.1以降申告分
申請（変更届出）時点の常勤性等の確認	收受日付印のある確定申告書 ※日付印がない場合は、別途書類及び所得証明書等の提出を依頼することがあります。	○確定申告書のみ
経験期間及びその常勤性の確認	收受日付印のある確定申告書 ※日付印がない場合は、別途書類及び所得証明書等の提出を依頼することがあります。	以下のいずれか ○確定申告書+市区町村で交付の所得証明書（該当する事業年度） ○下記で示した方法で取得した確定申告書

○法人税の確定申告書（電子申告ではない場合）

税務署で納税者本人または代理人が、税務署の窓口で過去に提出した申告書を閲覧（税務署での申告書等の閲覧サービス）し、当該確定申告書の転記若しくは写真撮影を実施。

※転記若しくは写真撮影を行った申告書を申請者が原本照合を行い、余白部分に原本と相違ない旨及び申請者名を記載してください。（例：令和〇年〇月〇日 原本と相違ない事を確認。 三重太郎）

○所得税の確定申告書（個人）（電子申告ではない場合）

①税務署で納税者本人または代理人が、税務署の窓口で過去に提出した申告書を閲覧（税務署での申告書等の閲覧サービス）し、当該確定申告書の転記若しくは写真撮影を実施。

*転記若しくは写真撮影を行った申告書を申請者が原本照合を行い、余白部分に原本と相違ない旨及び申請者名を記載してください。（例：令和〇年〇月〇日 原本と相違ない事を確認。 三重大郎）

②申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ：所得税）

③保有個人情報の開示請求で入手した確定申告書

○個人事業主で確定申告前の場合は、次の資料を提出ください。

・（令和7年1月以降届出分）個人事業の開始・廃業等届出書（事業開始届）

・（令和6年12月以前届出分）個人事業の開始・廃業等届出書（事業開始届－税務署の受付印のあるもの）

○個人事業主の支配人である者については、次の確認資料とします。

[生計を一にしないもの、従業員である場合]

・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書【写】

[生計を一にする配偶者その他の親族である場合]

①確定申告後の場合

・確定申告書第1、2表（事業専従者欄、若しくは収支内訳書の給与賃金欄に氏名の記載があること）

②確定申告前の場合

・賃金台帳（出勤日数のわかるもの）等

○法人で出向者の場合は、次の資料を提出ください。

・出向先の勤務状況が確認できる書面【写】（出向協定書及び辞令等）

*提出された書面で、出向先での勤務状況が確認できない場合は、追加資料を求める場合があります。

*出向者については、出向先において営業所技術者等の要件を満たせば認められます
が、直接的な雇用関係にあるとはいえないことから、主任技術者として配置することは
できませんのでご注意ください。（営業譲渡や会社分割をした場合や持株会社化等によ
り企業集団を形成している場合などは取り扱いに特例あり）

○複数の会社で役員を兼務しており、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の事業所名が他社名称となっている場合は 次のいずれかの資料を提出ください。

・健康保険・厚生年金保険被保険者所属選択・二以上事業所勤務届（受付印のあるもの）【写】
・二以上事業所勤務被保険者標準報酬決定通知書（受付印のあるもの）【写】

*申請会社より他社から受けている報酬が多い場合は、上記のほか追加の資料を求めさせて
頂くことがあります。

*社会保険（健康保険）の被扶養者である者については常勤性があるとは認められません。

*自社で役員報酬等が支払われていない場合（二以上の会社の勤務で、兼務する他社では役員報酬が支払われているが、申請する会社としての自社では役員報酬等が支払われていない場合も同じ）は、常勤性があるとは認められません。

(補足) 営業所の所在地における確認事項について

営業所の所在地と現住所が遠距離（片道約1時間30分以上）の場合は、下記の①及び②の資料が必要になります。また、運転免許証等、現住所を確認できる書類の写しの提示を求めることがあります。

- ①通期経路を記載した書類（任意様式）・・・必ず作成してください。
 - ②通勤方法にかかる裏付け書類・・・以下のいずれかを提出してください。
 - ・鉄道で通勤している場合・・・通勤定期券【写】
 - ・車で通勤して高速道路を使用している場合・・・E T C明細等その利用がわかる書類【写】
 - ・車で通勤して高速道路を使用していない場合・・・常勤している旨の申立書（任意様式）
- ※常勤性に疑義がある場合、上記以外の資料を求める場合があります。

(参考) 請負確認における契約書等の内容について

経営業務の管理責任者としての経験として、「建設工事の請負の実績」の確認を行います。

書類としては、契約書、発注証明書、注文書、工事履行証明書等の工事請負の実態が分かるものが必要です。書類をご用意いただく際は以下の点にご注意ください。

○工事の内容が確認できるか

- 現場名のみ記載されているなど、工事内容が確認できないものは資料として使用できません。見積書等、工事内容が確認できる資料が別にある場合は、それも添付してください。なお、一般的な工事名称でないなど、判断がつかない場合、内容の説明を求める場合があります。

○建設工事の請負であることが確認できるか

- 建設業の経営経験は、建設工事の完成を請け負った経験である必要があります。いわゆる「人工出し」や「応援」などの常用工事や、建設資材の販売の実績は、建設業の経営経験にはなりません。
請負工事の実績であるかは、書面上で確認できる必要があります。書面上、人工代しか計上されていない場合（常用工事の実績に見える）や、資材代のみ計上されていて工賃が表示されていない場合（資材販売の実績に見える）等は、それだけでは請負工事の実績としてみることができません。

□ 経営業務の管理責任者等としての経験に関する確認（新規申請及び変更時は必要。）

（1）経営業務の管理責任者等としての経験に関する確認

規則第7条第1号イ（1）

※常勤役員等のうち一人が1, 2, 3のいずれかに該当する者であること。

1. 法人の役員として経営経験がある場合（注1）

（同一期間のaとb両方が必要）

a 経験の確認：5年分以上

契約書【写】、注文書【写】、発注証明書、工事履行証明書等の工事請負の実態がわかるもの（注2）

※建設業に関するもので1年に1件以上

b 経験期間及びその常勤性の確認：5年分以上

①履歴事項（閉鎖事項）全部証明書（5年を満たし得る丁数の目的欄及び役員欄）【原本】

※申請日の直前3ヶ月以内のもの。但し、閉鎖事項全部証明書は発行日を問いません。

②次のいずれかの書類の写し（経験期間中のもの）

ア「健康保険被保険者証」（ただし、確認できる期間はR7.12又は有効期限が切れるまでのいずれか早い日までに限る）

イ「厚生年金被保険者記録照会回答票」

ウ「法人税確定申告書（別表一）」「役員給与等の内訳書」

エ「所得証明書」及び「源泉徴収票」

※勤務先が複数にわたる場合はそれぞれの期間で確認できる書類が必要です。

※①②両方が必要です。

2. 個人事業主として経営経験がある場合（注1）（同一期間のaとb両方が必要）

a 経験の確認：5年分以上

契約書【写】、注文書【写】、発注証明書、工事履行証明書等の工事請負の実態がわかるもの（注2）

※建設業に関するもので1年に1件以上

b 経験期間及びその常勤性の確認：5年分以上

（令和7年1月以降申告分）所得税の確定申告書【写】及び所得証明書ほか（P53注B）

（令和6年12月以前申告分）所得税の確定申告書【写】（税務署受付印のある控え）

：5年分以上

※営業等欄に収入がない場合は経験を認めません。

3. 建設業許可業者の令第3条に規定する使用人（営業所長、支店長等又は支配人）として経営経験がある場合（同一期間のaとb両方が必要）

a 経験の確認：5年分以上【☆の書類に受付印がある場合は表紙不要】

所属していた建設業者の建設業許可申請書類における以下全ての書類【写】

申請の場合：表紙、様式第1号☆、別紙二、様式第11号、様式第13号

変更届の場合：表紙、様式第22号の2☆、様式第11号、様式第13号

b 経験期間及びその常勤性の確認：5年分以上

次のいずれかの書類の写し（経験期間中のもの）

ア「健康保険被保険者証」（ただし、確認できる期間はR7.12又は有効期限が切れるまでのいずれか早い日までに限る）

イ「厚生年金被保険者記録照会回答票」

ウ「法人税確定申告書（別表一）」「役員給与等の内訳書」又は「雇用保険被保険者証」

エ「所得証明書」及び「源泉徴収票」

※勤務先が複数にわたる場合はそれぞれの期間で確認できる書類が必要です。

※営業所長又は支店長等による従たる営業所（営業所又は支店等）における経営経験

について、当該従たる営業所が建設業法上の営業所として登録されていない場合は経験を認めません。

注1 : 建設業許可を受けた法人又は個人事業主において過去に経営業務の管理責任者として証明されているときで、

許可申請時の場合は①建設業許可申請書表紙（受付印のあるもの）、様式第1号（受付印のあるもの）又は建設業許可通知書、及び②常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（様式第7号：旧様式可）【いずれも写】を、

変更届時の場合は変更届出書（様式第22号の2）（受付印のあるもの）と常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（様式第7号：旧様式可）【いずれも写】を提出すれば「a 経験の確認」と「b 経験期間及びその常勤性の確認」の書類を省略することができます。なお、内容に疑義がある場合は、これらの原本を確認します。

また、建設業許可は受けていたものの経営業務の管理責任者として証明されていない法人の役員や個人事業主の場合で、事業年度終了届等で当該証明期間中の建設業に関する請負実績が確認可能な場合は、その建設業許可申請書表紙（受付印のあるもの）、様式第1号（受付印のあるもの）又は建設業許可通知書【いずれも写】を必要年数分提出すれば、「a 経験の確認」の書類を省略することができます。

規則第7条第1号イ（2）

※常勤役員等のうち一人が4に該当する者であること。

4. 常勤役員等に準ずる地位（執行役員）として経営経験がある場合（注3）

（同一期間のaとb両方が必要）

a 経験の確認：5年分以上

- ① 経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって経営業務を補佐した経験の認定に関する調書（別紙6-1）(P63参照)
- ② 証明期間にかかる組織図、その他これに準ずる書類
- ③ 業務分掌規定、その他これに準ずる書類
- ④ 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類
- ⑤ 取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類

※取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験が必要です。

※建設業に関するもので、①～⑤全ての書類が必要です。

※建設業に関する事業部門であることが確認できない場合には、契約書【写】、注文書【写】、発注証明書、工事履行証明書等の工事請負の実態がわかるものを求める場合があります。（注2）

b 経験期間及びその常勤性の確認：5年分以上

次のいずれかの書類の写し（経験期間中のもの）

- ア 「健康保険被保険者証」（ただし、確認できる期間はR7.12又は有効期限が切れるまでのいずれか早い日までに限る）
- イ 「厚生年金被保険者記録照会回答票」
- ウ 「法人税確定申告書（別表一）」「役員給与等の内訳書」又は「雇用保険被保険者証」
- エ 「所得証明書」及び「源泉徴収票」

※勤務先が複数にわたる場合はそれぞれの期間で確認できる書類が必要です。

規則第7条第1号イ（3）

※常勤役員等のうち一人が5又は6に該当する者であること。

5. 常勤役員等に準ずる地位（〇〇部長、営業所次長*など）として補佐経験がある場合（注3）*〇〇部長、営業所次長は例示です。役職名・呼称にかかわらず営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者となります。

（同一期間のaとb両方が必要）

a 経験の確認：6年分以上

- ① 経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって経営業務を補佐した経験の認定に関する調書（別紙6-1）(P63参照)
- ② 証明期間にかかる組織図、その他これに準ずる書類
- ③ 業務分掌規定、過去の稟議書その他これに準ずる書類
- ④ 人事発令書その他これらに準ずる書類

※建設業に関するもので、①～④全ての書類が必要です。

※建設業に関する事業部門であることが確認できない場合や建設業許可を受けていた法人のもとの補佐経験ではない場合には、契約書【写】、注文書【写】、発注証明書、工事履行証明書等の工事請負の実態がわかるものを求める場合があります。（注2）

b 経験期間及びその常勤性の確認：6年分以上

次のいずれかの書類の写し（経験期間中のもの）

- ア 「健康保険被保険者証」（ただし、確認できる期間はR7.12又は有効期限が切れる

までのいずれか早い日までに限る)
 イ「厚生年金被保険者記録照会回答票」
 ウ「法人税確定申告書（別表一）」「役員給与等の内訳書」又は「雇用保険被保険者証」
 エ「所得証明書」及び「源泉徴収票」
 ※勤務先が複数にわたる場合はそれぞれの期間で確認できる書類が必要です。

6. 個人事業主に準ずる地位として補佐経験がある場合（注3）

（同一期間のaとb両方が必要）

－確定申告の専従者欄に氏名の記載がある場合－

a 経験の確認：6年分以上

契約書【写】、注文書【写】、発注証明書、工事履行証明書等の工事請負の実態がわかるもの（注2）

※建設業に関するもので1年に1件以上

※建設業許可を受けていた個人事業主のもとでの補佐経験しか認められません。

b 経験期間及びその常勤性の確認：6年分以上

①（令和7年1月以降申告分）所得税の確定申告書【写】「第一表」及び所得証明書ほか(P53注B)及び、事業専従者に関する事項が記載された「第二表」

（令和6年12月以前申告分）所得税の確定申告書【写】「第一表」（税務署受付印のあるもの）及び、事業専従者に関する事項が記載された「第二表」

②補佐した個人事業主の建設業許可書【写】又は建設業許可申請書（受付印のあるもの）【写】

※事業収入が確認できない場合は経験を認めません。①②両方が必要です。

－確定申告書の給与賃金の内訳欄に氏名の記載がある場合（個人事業主に次ぐ所得を得ている等、営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にあることが確認できる者）－

a 経験の確認：6年分以上

契約書【写】、注文書【写】、発注証明書、工事履行証明書等の工事請負の実態がわかるもの（注2）

※建設業に関するもので1年に1件以上

※建設業許可を受けていた個人事業主のもとでの補佐経験しか認められません。

b 経験期間及びその常勤性の確認：6年分以上

①（令和7年1月以降申告分）所得税の確定申告書「給与賃金の内訳欄（青色申告決算書）」又は「収支内訳書」【写】及び所得証明書ほか(P53注B)

（令和6年12月以前申告分）所得税の確定申告書「給与賃金の内訳欄（青色申告決算書）」又は「収支内訳書」【写】（税務署受付印のあるもの）

②補佐した個人事業主の建設業許可書【写】又は建設業許可申請書（受付印のあるもの）【写】

※事業収入が確認できない場合は経験を認めません。①②両方が必要です。

注2：「契約書【写】、注文書【写】、発注証明書、工事履行証明書等の工事請負の実態がわかるもの」について、見積書のみは不可とします。契約書又は注文書がない場合は、請求書及び通帳の写し等、入金のわかるもので可としますが、記載内容が不明確な場合やどの業種の工事を施工したか判断できない場合は、工事請負の実態や内容を明らかにするため、見積書、仕様書又は図面等の追加資料を求める場合があります。

なお、発注証明書、履行証明書については、契約書、注文書、請求書及び入金のわかるもの（通帳の写し）等がなく、自らその証明が出来ない場合に、任意様式にて作成し、発注者又は建設業者等の証明を得ることで、それらに代えるものです。

任意の様式ですが、「工事名」、「工事場所」、「工期」、「請負代金額」のすべての項目とその工事内容を記載することとしてください。また、発注者又は建設業者等の証明において、発注者又は建設業者等の住所、商号又は名称、代表者名（氏名）、証明日が記載

され、発注者又は建設業者等の押印がなされていることが必要です。

注3：「準ずる地位として補佐経験がある場合」を要件とする規則第7条第一号イ(2)(3)は、「建設業許可事務ガイドラインについて（国土交通省通知 平成13年4月3日国総建第97号）」に沿って個別に審査します。詳しくは申請窓口（P78）にお尋ねください。

(2) 経営業務管理体制にかかる経験の確認

規則第7条第1号口(1)

※常勤役員等のうち一人が①に該当し、①を直接補佐する②の者が置かれていること。

1. 建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の建設業の役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者と、これを直接補佐する者の経験による場合

※以下、①と②の者による経験で規則第7条第1号口(1)となります。

① A. 建設業での役員等経験2年以上

B. 建設業での役員等に次ぐ職制上の地位にある者での経験

※AとBで5年分以上の経験を持つ常勤役員等

② ①を直接に補佐する者

※直接に補佐するとは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在せることなく、①等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。

【①の者】(AとBの両方が必要)

A. 建設業での役員等経験(同一期間のaとbの両方が必要)

a 経験の確認：2年分以上

契約書【写】、注文書【写】、発注証明書、工事履行証明書等の工事請負の実態がわかるもの（注2）※建設業に関するもので1年に1件以上

b 経験期間の確認：2年分以上

—法人経験の場合—

履歴事項（閉鎖事項）全部証明書【原本】

※2年以上を満たし得る丁数の目的欄及び役員欄。

※申請日の直前3ヶ月以内のもの。但し、閉鎖事項全部証明書は発行日を問いません。

—個人経験の場合—

(令和7年1月以降申告分) 所得税の確定申告書【写】及び所得証明書ほか(P53注B)

(令和6年12月以前申告分) 所得税の確定申告書【写】(税務署受付印のある控え)

※営業等欄に収入がない場合は経験を認めません。

B. 建設業での役員等に次ぐ職制上の地位にある者での経験

c 常勤役員等が有する業務経験の認定に関する調書（別紙6-2）(P64参照)

d 証明期間にかかる組織図、その他これに準ずる書類

e 業務分掌規定、過去の稟議書その他これに準ずる書類

f 人事発令書その他これらに準ずる書類

※上記Aの経験期間（2年分以上）と合算し、5年分以上の経験期間確認が可能な、財務管理、労務管理、業務運営を担当した経験が確認できるc～f全ての書類が必要です。

【②の者】①を直接に補佐する者(各経験においてa～dのすべてが必要)

※②の者は、申請法人の「組織図【法定書類】(P43(注8))」にて①を直接に補佐する地位にあると位置付けられた者が、以下a-1～3の経験を有することが必要。同一人物可。

- a -1 申請を行っている建設業者又は建設業を営む者での財務管理経験を有する者で、財務管理に関する以下の b、c、d により 5 年分以上の経験が確認可能な者
- a -2 申請を行っている建設業者又は建設業を営む者での労務管理経験を有する者で、労務管理に関する以下の b、c、d により 5 年分以上の経験が確認可能な者
- a -3 申請を行っている建設業者又は建設業を営む者での業務運営経験を有する者で、業務運営に関する以下の b、c、d により 5 年分以上の経験が確認可能な者
- b 常勤役員等を直接に補佐する者が有する業務経験の認定に関する調書
(別紙 6-3) (P65 参照)
- c 業務分掌規定、過去の稟議書その他これに準ずる書類(上記経験に該当することの確認)
- d 人事発令書その他これらに準ずる書類(経験期間の確認)

【①及び②の者】経験期間の常勤性確認

次のいずれかの書類の写し(経験期間中のもの): 5 年分以上

- ア「健康保険被保険者証」(ただし、確認できる期間は R7.12 又は有効期限が切れるまでのいずれか早い日までに限る)
- イ「厚生年金被保険者記録照会回答票」
- ウ「法人税確定申告書(別表一)」「役員給与等の内訳書」又は「雇用保険被保険者証」
- エ「所得証明書」及び「源泉徴収票」

※勤務先が複数にわたる場合はそれぞれの期間で確認できる書類が必要です。

規則第 7 条第 1 号口 (2)

※常勤役員等のうち一人が①に該当し、①を直接補佐する②の者が置かれていること。

2. 建設業の役員等の経験 2 年以上を含む 5 年以上の役員等の経験と、これを直接補佐する者の経験による場合

※以下、①と②の者による経験で規則第 7 条第 1 号口 (2) となります。

- ① A. 建設業での役員等経験 2 年以上
B. 建設業以外の業態での役員等経験
※A と B で 5 年分以上の経験を持つ常勤役員等
- ② ①を直接に補佐する者

※直接に補佐するとは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、①等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。

【①の者】(A と B の両方が必要)

A. 建設業での役員等経験(同一期間の a と b の両方が必要)

a 経験の確認: 2 年分以上

契約書【写】、注文書【写】、発注証明書、工事履行証明書等の工事請負の実態がわかるもの(注 2) ※建設業に関するもので 1 年に 1 件以上

b 経験期間の確認: 2 年分以上

—法人経験の場合—

履歴事項(閉鎖事項)全部証明書【原本】

※2 年以上を満たし得る丁数の目的欄及び役員欄。

※申請日の直前 3 ヶ月以内のもの。但し、閉鎖事項全部証明書は発行日を問いません。

—個人経験の場合—

(令和 7 年 1 月以降申告分) 所得税の確定申告書【写】及び所得証明書ほか(P53 注 B)

(令和 6 年 12 月以前申告分) 所得税の確定申告書【写】(税務署受付印のある控え)

※営業等欄に収入がない場合は経験を認めません。

B. 建設業以外の業態での役員等経験

※上記Aの経験期間（2年分以上）と合算し、5年分以上の経験期間確認が可能な書類
—法人経験の場合—

履歴事項（閉鎖事項）全部証明書【原本】

※申請日の直前3ヶ月以内のもの。但し、閉鎖事項全部証明書は発行日を問いません。

—個人経験の場合—

(令和7年1月以降申告分) 所得税の確定申告書【写】及び所得証明書ほか(P53注B)

(令和6年12月以前申告分) 所得税の確定申告書【写】(税務署受付印のある控え)

※営業等欄に収入がない場合は経験を認めません。

【②の者】①を直接に補佐する者（各経験においてa～dのすべてが必要）

※②の者は、申請法人の「組織図【法定書類】(P43(注8))」にて①を直接に補佐する地位にあると位置付けられた者が、以下a-1～3の経験を有することが必要。同一人物可。

a-1 申請を行っている建設業者又は建設業を営む者での財務管理経験を有する者で、財務管理に関する以下のb、c、dにより5年分以上の経験が確認可能な者

a-2 申請を行っている建設業者又は建設業を営む者での労務管理経験を有する者で、労務管理に関する以下のb、c、dにより5年分以上の経験が確認可能な者

a-3 申請を行っている建設業者又は建設業を営む者での業務運営経験を有する者で、業務運営に関する以下のb、c、dにより5年分以上の経験が確認可能な者

b 常勤役員等を直接に補佐する者が有する業務経験の認定に関する調書
(別紙6-3)(P65参照)

c 業務分掌規定、過去の稟議書その他これに準ずる書類(上記経験に該当することの確認)

d 人事発令書その他これらに準ずる書類(経験期間の確認)

【①及び②の者】経験期間の常勤性確認

次のいずれかの書類の写し(経験期間中のもの):5年分以上

ア「健康保険被保険者証」(ただし、確認できる期間はR7.12又は有効期限が切れるまでのいずれか早い日までに限る)

イ「厚生年金被保険者記録照会回答票」

ウ「法人税確定申告書(別表一)」「役員給与等の内訳書」又は「雇用保険被保険者証」
エ「所得証明書」及び「源泉徴収票」

※勤務先が複数にわたる場合はそれぞれの期間で確認できる書類が必要です。

**経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて
経営業務を補佐した経験の認定に関する調書**

別紙6-1

1 認定を受ける者の氏名			生年月日	M・T・S H・R	年　月　日
2 経営業務の管理責任者になろうとする法人の名称					
3 2の会社の許可申請の区分等及び許可年月日		1. 新規 2. 許可換え 3. 般・特新規 4. 業種追加 5. 経営業務の管理責任者の変更 現在受けている許可 国土交通大臣・() 知事 許可(般・特一) 第 号			
4 経営業務の管理責任者となつて許可を受けようとする建設業の種類		土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・舗・しゅ・板・ ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解			
5 認定しようとする経験(その) (注)この項目は、認定する経験が2法人以上の場合は、法人ごと記載する。					
(1) 認定しようとする経験を積んだ法人の名称					
(2) (1)の法人の受けている建設業の許可					
① 国土交通大臣・() 知事 許可(般・特一) 第 号 許可年月日 年　月　日 土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・舗・しゅ・ 板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解					
② 国土交通大臣・() 知事 許可(般・特一) 第 号 許可年月日 年　月　日 土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・舗・しゅ・ 板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解					
③ 国土交通大臣・() 知事 許可(般・特一) 第 号 許可年月日 年　月　日 土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・舗・しゅ・ 板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解					
(3) 準ずる地位に認定する役職名		通算年数(①+②+③)		年　月	
①		(S・H・R 年　月　日～S・H・R 年　月　日)			
②		(S・H・R 年　月　日～S・H・R 年　月　日)			
③		(S・H・R 年　月　日～S・H・R 年　月　日)			
(4) (3)の役職の主な職務内容					
(5) 認定の基礎とした資料(①～④それぞれのいずれか)					
① 組織図() その他()					
② 業務分掌規程() 粟議書※() その他()					
③ 定款() 執行役員規程() 執行役員職務職務分掌規程() 取締役会規則() 取締役就業規則() 取締役会の議事録() その他()					
④ 人事発令書() その他()					
※ 経営業務を補佐した経験の場合					
(注) 1. 認定の基礎とした資料の()内に「レ」を記入する。 2. その他は、具体的な資料名等を記入する。					
6 備考					
7 認定の可否 認定・否認定 決裁日 令和 年　月　日 担当者					

常勤役員等が有する業務経験の認定に関する調書

別紙6-2

1 認定を受ける者の氏名			生年月日	M・T・S H・R	年 月 日
2 常勤役員等になろうとする法人の名称					
3 2の会社の許可申請の区分等及び許可年月日	1. 新規 2. 許可換え 3. 般・特新規 4. 業種追加 5. 常勤役員等の変更 現在受けている許可 国土交通大臣・() 知事 許可(般・特一) 第 号				
4 常勤役員等となつて許可を受けようとする建設業の種類	土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・舗・しゅ・板・ ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解				
5 認定しようとする経験(その) (注)この項目は、認定する経験が2法人以上の場合は、法人ごと記載する。					
(1) 認定しようとする経験を積んだ法人の名称					
(2) (1)の法人の受けている建設業の許可	<p>① 國土交通大臣・() 知事 許可(般・特一) 第 号 許可年月日 年 月 日 土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・舗・しゅ・ 板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解</p> <p>② 國土交通大臣・() 知事 許可(般・特一) 第 号 許可年月日 年 月 日 土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・舗・しゅ・ 板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解</p> <p>③ 國土交通大臣・() 知事 許可(般・特一) 第 号 許可年月日 年 月 日 土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・舗・しゅ・ 板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解</p>				
(3) 役員等に次ぐ職制上の地位にあることを認定する役職名 通算年数(①+②+③) 年 月					
① (S・H・R 年 月 日～S・H・R 年 月 日)					
② (S・H・R 年 月 日～S・H・R 年 月 日)					
③ (S・H・R 年 月 日～S・H・R 年 月 日)					
(4) (3)の役職の主な職務内容					
(5) 認定の基礎とした資料(①～④それぞれのいずれか)					
① 組織図() その他()					
② 業務分掌規程() 粟議書※() その他()					
③ 定款() 執行役員規程() 執行役員職務職務分掌規程() 取締役会規則() 取締役就業規則() 取締役会の議事録() その他()					
④ 人事発令書() その他()					
※ 経営業務を補佐した経験の場合					
(注) 1. 認定の基礎とした資料の()内に「レ」を記入する。 2. その他は、具体的な資料名等を記入する。					
6 備考					
7 認定の可否	認定・否認定	決裁日	令和 年 月 日	担当者	

常勤役員等を直接に補佐する者が有する業務経験の認定に関する調書 別紙6-3

1 認定を受ける者の氏名			生年月日	M・T・S H・R 年 月 日		
2 常勤役員等を直接に補佐する者になろうとする法人の名称						
3 2の会社の許可申請の区分等及び許可年月日		1. 新規 2. 許可換え 3. 般・特新規 4. 業種追加 5. 常勤役員等又は補佐する者の変更 現在受けている許可 国土交通大臣・() 知事 許可(般・特一) 第 号				
4 常勤役員等を直接に補佐する者となつて許可を受けようとする建設業の種類		土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・舗・しゆ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解				
5 認定しようとする経験(その) (注)この項目は、認定する経験が2法人以上の場合は、法人ごと記載する。						
(1) 認定しようとする経験を積んだ法人の名称						
(2) (1)の法人の受けている建設業の許可						
① 国土交通大臣・() 知事 許可(般・特一) 第 号 許可年月日 年 月 日 土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・舗・しゆ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解						
② 国土交通大臣・() 知事 許可(般・特一) 第 号 許可年月日 年 月 日 土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・舗・しゆ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解						
③ 国土交通大臣・() 知事 許可(般・特一) 第 号 許可年月日 年 月 日 土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・舗・しゆ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解						
(3) 補佐する者に認定する役職名		通算年数(①+②+③)			年 月	
①		(S・H・R 年 月 日～S・H・R 年 月 日)				
②		(S・H・R 年 月 日～S・H・R 年 月 日)				
③		(S・H・R 年 月 日～S・H・R 年 月 日)				
(4) (3)の役職の主な職務内容						
(5) 認定の基礎とした資料(①～④それぞれのいずれか)						
① 組織図() その他()						
② 業務分掌規程() 粟議書※() その他()						
③ 定款() 執行役員規程() 執行役員職務職務分掌規程() 取締役会規則() 取締役就業規則() 取締役会の議事録() その他()						
④ 人事発令書() その他()						
※ 経営業務を補佐した経験の場合						
(注) 1. 認定の基礎とした資料の()内に「レ」を記入する。 2. その他は、具体的な資料名等を記入する。						
6 備考						
7 認定の可否		認定・否認定	決裁日	令和 年 月 日	担当者	

II. 営業所技術者等に関するこの確認資料

イ 常勤性の確認

営業所技術者等にかかる常勤性の確認については、

「I. 経営業務の適正な管理に関するこの確認資料（経営業務の管理責任者等）

－イ 常勤性の確認」の事項（P52）をご参照ください。

□ 営業所技術者等の資格に関する確認（更新の場合は不要）

○一般建設業

項目	申請業種にかかる資格確認に関する書類 ※次の書類のほか、必要に応じて別途資料の提出又は提示を求めることがあります。			建設工事の種類 項番 64	有資格区分 項番 65
法第7条 第2号	イ	学校教育法による高校（旧実業学校を含む）所定の学科卒業後5年以上の実務経験を有する方 学校教育法による大学（高専・旧制専門学校を含む）所定の学科卒業後3年以上の実務経験を有する方 *所定の学科についてはP31の表3参照のこと	卒業証明書【原本】もしくは卒業証書【写】+実務経験証明書（様式第9号）	1	0 1
		10年以上の実務経験を有する方	実務経験証明書（様式第9号）	4	0 2
	ハ	イ、ロと同等以上の知識、技術又は技能を有すると認められた方（国家資格者等：P33～37に定める国家資格等（表5）を有する方。施工管理技士、建築士、技術士、技能士など。）	資格者証等【写】	7	P33～37の技術者資格表で対応するコード
		実務経験の緩和を適用される方 *技術的共通性を有する他業種については、P71の「一般建設業の営業所技術者となり得る複数業種に係る実務経験」を参照のこと	資格者証等【写】+資格取得後の実務経験証明書（様式第9号） 実務経験証明書（様式第9号）+技術的共通性を有する他業種の実務経験証明書（様式第9号）		

※実務経験証明書（様式第9号）における詳細については、P68～の「△実務経験を要件とする場合の取り扱いについて」を参照ください。

※資格取得後において一定期間の実務経験を要するものについても、実務経験証明書（様式第9号）を作成して頂くものとなります。

○特定建設業

項目	申請業種にかかる資格確認に関する書類 ※次の書類のほか、必要に応じて別途資料の提出又は提示を求めることがあります。			建設工事の種類 項番 64	有資格区分 項番 65
法第 15 条 第 2 号	イ	国土交通大臣が定める試験に合格した方又は免許を受けた方（昭和 63 年 6 月 6 日建設省告示第 1317 号）。一級の施工管理技士、一級の建築士、技術士	資格者証等【写】 監理技術者資格者証【写】	9	P33~37 の技術者資格表で対応するコード
	ロ	法第 7 条第 2 号イ・ロ・ハに該当し、許可を受けようとする業種について 2 年以上の指導監督的な実務経験（元請で、その請負代金が建設業法施行令第 5 条の 3 に定める金額（＊）以上の工事）を有する方 但し、指定建設業：土木・建築・電気・管・鋼構造物・舗装・造園工事業は除く。 ＊建設業法施行令第 5 条の 3 に定める金額：4,500 万円以上（平成 6 年 12 月 28 日以前の工事については 3,000 万円以上、昭和 59 年 10 月 1 日以前の工事については 1,500 万円以上）	卒業証明書【原本】もしくは卒業証書【写】+ 実務経験証明書（様式第 9 号）+ 指導監督的実務経験証明書（様式第 10 号） 実務経験証明書（様式第 9 号）+ 指導監督的実務経験証明書（様式第 10 号） 資格者証等【写】+ 指導監督的実務経験証明書（様式第 10 号） 資格者証等【写】+ 資格取得後の実務経験証明書（様式第 9 号）+ 指導監督的実務経験証明書（様式第 10 号） 実務経験証明書（様式第 9 号）+ 技術的共通性を有する他業種の実務経験証明書（様式第 9 号）+ 指導監督的実務経験証明書（様式第 10 号）	2 5 8	0 1 0 2 P33~37 の技術者資格表で対応するコード 9 9
	ハ	国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認定された方 ※具体的には大臣特別認定者を指します。	イと同等の認定証【写】又は監理技術者資格者証【写】及び監理技術者講習の受講がわかるもの【写】 ロと同等の認定証【写】又は監理技術者資格者証【写】及び監理技術者講習の受講がわかるもの【写】	3 6	0 3 0 4

※指導監督的実務経験証明書における、指導監督的な実務経験とは、建設工事の設計または施工の全般について、工事現場主任者または工事現場監督者等の立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

なお、指導監督的な実務経験の期間については、該当する請負契約書の工期を積み上げ合計して得た期間であり、経験期間が重複しているものの二重計算は行いません。

また、発注者から直接請け負った建設工事に関する経験のみを認めるものであるので、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含むことができません。

※「監理技術者資格者証」の発行などにかかる問い合わせ先：

一般財団法人建設業技術者センター 電話 03-3514-4711

◇実務経験を要件とする場合の取り扱いについて

実務経験を要件とする場合については、実務経験証明書（様式第9号）（法第15条第2号ロの場合は、指導監督的実務経験証明書（様式第10号）も必要）を作成のうえ、確認資料として、「①実務経験証明書に記載のある期間中に建設工事の請負に従事していたことが確認できる書類」、及び「②実務経験証明書に記載のある期間中に証明事業者に在籍していたことが確認できる書類」を提出して頂きます。

なお、監理技術者資格者証により証明される場合は、監理技術者資格者証の写しの提出でよく、実務経験証明書（様式第9号）等は不要です。

*この場合において、監理技術者資格者証の表記内容によっては、追加で書類を求めさせて頂くことがあります。（例：卒業証明書）

また、営業所技術者等が国家資格等を有しております、その資格のみで要件を満たす場合も実務経験証明書（様式第9号）等は不要です。

①実務経験証明書に記載のある期間中に建設工事の請負に従事していたことが確認できる書類（注1～3）

- ・工事請負契約書【写】、注文書【写】、工事代金請求書の控え及び入金確認資料として預貯金通帳写し、発注証明書、工事履行証明書等の工事請負の実態がわかるもの該当年数分必要。（不足年数分の書類については注1）

*1年間にに対し、最低1件以上を確認します。

（注1）法人税法、所得税法、消費税法等による帳簿書類保存期間の超過等により、契約書等による請負実績の確認が出来ない期間がある場合や

証明内容の確認において疑義が生じた場合は、申請窓口で実務経験記載の根拠（作成の基とした資料）についてお尋ねします。

（注2）発注証明書、工事履行証明書が、同業者証明である場合は、その証明者が当該工事を被証明者に直接注文した事業者であること。

（注3）指導監督的実務経験証明書については、記載された各元請工事について、工事請負の実態がわかるものとしての契約書等を提出して頂きます。

②実務経験証明書に記載のある期間中に証明事業者に在籍していたことが確認できる書類。次のいずれかの書類

（但し、過去に実務経験証明書で認められた業種がある技術者の方で、新たに実務経験でもつて別の業種を追加する場合かつ過去の実務経験証明書の証明者が今回と同じ証明事業者である場合においては不要とします。）

証明する実務経験期間中の当時の在籍期間を確認するものは以下のとおりとします。

- ・健康保険被保険者証の写し（資格取得日以降の期間を証明、事業所名が記載されているもの）
(ただし、確認できる期間はR7.12又は有効期限が切れるまでのいづれか早い日までに限る)
- ・雇用保険被保険者証の写し（資格取得日以降の期間を証明、事業所名が記載されているもの）
- ・厚生年金保険の「被保険者記録照会回答票」（事業所名が記載されているもの）の写し
- ・雇用保険の「資格取得届出確認照会回答票」（事業所名が記載されているもの）の写し
- ・法人の役員の場合は商業登記簿（役員の在任期間）
- ・個人事業主の場合は令和6年12月以前申告分については所得税の確定申告書第一表（事

業専従者の場合は第一表及びその記載のある第二表) の写し (税務署の受付印のあるもの)、令和7年1月以降申告分については所得税の確定申告書第一表 (事業専従者の場合は第一表及びその記載のある第二表) の写し及び所得証明書ほか (P53注B) の該当年数分

※税務署における所得税の確定申告書の保存期間を経過したことで、開示請求により必要証明期間分の所得税の確定申告書の書類が取得できない場合で、かつ他の公的証明でも事業所得が確認できない場合にあっては、年金保険の「被保険者記録照会回答票」(事業所名が記載されているもの) の写しの書類において、必要証明期間中に他の会社の被保険者となっていないことをもって当該期間の在籍を確認します。(経営業務の管理責任者としての経験期間の地位については、この取扱いをもって確認することはできません。)

- ・その他、上記に代わる、在籍していたことが確認できる公的な証明書類
(例. 建退共一建設業退職金共済手帳(証紙消印から当時の会社名と日付が確認できるもの))

【実務経験証明書の作成にあたっての注意事項】

- ・実務経験証明書は、許可業種ごとに作成して頂きます。
お一人の技術者が複数業種を証明される場合、業種数×必要年数の経験が必要となります。
(例) 2 業種の実務経験証明の場合、原則 10 年×2 業種として 20 年分の請負実績が必要。
なお、複数の業種が重複する期間については 1 業種分しか認められません。(とび・土工・コンクリート工事の経過措置にかかる解体工事の特例を除く。)
但し、技術的共通性を有する業種は実務経験の通算が認められます。この場合は申請業種と合算できる業種は限定され、実務経験の年数は申請業種と合算できるその他業種との合計で 12 年以上、うち申請業種に係る経験年数が 8 年を超えていることが必要となります。
(詳細は、P71 の「一般建設業の営業所技術者となり得る複数業種に係る実務経験」を参照のこと。)
- ・実務経験を証明する業の許可を受けていない事業者における経験は、政令第 1 条の 2 に定める軽微な建設工事の範囲であるものに限られます。
また、軽微な建設工事の範囲であっても、解体工事、浄化槽工事、電気工事については他法令に基づく登録が必要ですのでご注意ください。
- ・実務経験証明書の証明は、原則としての使用者の証明者となります。
そのため、過去に在籍していた者が、建設業許可の取得を目的に、実務経験証明書の発行を求めることもありますので、必要に応じて実務経験証明書の作成及び根拠資料の提供に対応いただきますようお願いいたします。
なお、使用者の証明を得ることができない正当な理由がある場合(法人成り等)においては、様式の理由欄にその理由を記載しての自社証明で構いませんが、必要に応じて、当該事実を証し得る書類の添付を求める場合もあります。
- ・転職等の理由により、勤務先が複数ある場合は、証明書は使用者ごとに作成されたものを提出して頂きます。
- ・実務経験の内容における代表的な工事は従事した工事の内容が具体的(工事の施工、工事の監督等)に明らかになるよう記載してください。(P163 の記載例を参照のこと)
- ・経験年数は、各工事の経験期間の積み上げが必要年数を満たしているものであるかで確認します。「代表的な工事他〇件」と 1 年 1 行での記載される場合は、工事件数が 1 年の実績に見合った件数となっていることを確認したうえで記載してください。
なお、1 件の工期で 1 年を超える場合以外、1 年を超える期間を 1 行で記載することは認められません。また、記載する行数が多いため、証明書が 2 枚以上にわたる場合には、それぞれに記名が必要です。
- ・実務経験証明の業種が、土木一式工事、建築一式工事については、請負の実績としてあげられた工事が、総合的な企画、指導、調整が必要な建設工事(原則、元請の立場)であったかを確認します。この場合において、少額工事や下請工事は認められない場合があります。
- ・実務経験の緩和を適用される方については、当該業種にかかる実務経験証明書に加え、技術的共通性を有する他業種の実務経験証明書の作成が必要となります。

【参考】

一般建設業の営業所技術者となり得る複数業種に係る実務経験

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
とび・土工工事業	1. 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者 2. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	1. 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	1. 土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	1. 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	1. 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し、12 年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
熱絶縁工事業	1. 建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	1. 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
解体工事業	1. 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者 2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者 3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者

III. 財産的基礎または金銭的信用に関するこの確認資料

※一般建設業許可を受けて継続して5年間営業した後の更新及びその更新後の業種追加、般・特新規の場合、並びに特定建設業の申請は直近の財務諸表にて要件確認するため不要。
※個人事業主で、事業開始後決算期末到来の場合は必要。
「500万円以上の資金を調達する能力を有すること」による場合は、基準日が申請日の直前4週間以内のもので、取引金融機関の預金残高証明書【原本】、取引金融機関の融資証明書【原本】等を提出してください。
なお、証明書が2枚以上になる場合は、基準日が同じものでなければなりません。

IV. 営業所に関するこの確認資料（業種追加、般・特新規の場合は不要）

所在地を確知するため、下記の資料を提出してください。

なお、建設業許可に際して、営業所の実態を確認する必要があると判断される場合には許可行政庁として営業所の立ち入り調査（現地確認）を実施することがあります。

a 営業所の写真（デジタルカメラでも可）

外観（注1）の全景写真と入り口付近（注1）・内部（注2）を撮影したもので、A4台紙に貼付又は印刷したものを提出してください。（様式の右肩には撮影日を記入してください。）

なお、申請日以前3ヶ月以内のものに限ります。また、営業所の使用する権原の確認のため、「自己所有」又は「貸借」等の別を記載してください。

※P73～75の注意事項もご確認ください。

b [①②③のいずれかに該当する場合のみに提出するもの]

営業所の所在の実態を確認するための資料の提出（次のいずれか）

- ・電気料金等の公共料金の請求書等（直近1ヶ月）
- ・会社宛ての消印のある郵便物

①申請書の所在地の表記が健康保険等の加入状況の確認資料における所在地の表記と異なる場合

②個人事業主で申請書の所在地の表記が現住所と異なる場合（但し、健康保険等の加入状況の確認資料等で申請書の所在地の表記が確認できる場合を除く。）

③従たる営業所がある場合（複数ある場合はすべての営業所分）

注1：社名の入った看板が判読できるように撮影してください。

注2：電話、机等什器備品を備え付けている状況がわかるように撮影してください。

なお、従たる営業所の新設または営業所の所在地の変更、更新の場合は、併せて建設業の許可票（P75参照）が確認できるように撮影してください。

【営業所にかかる確認資料「営業所の写真」の提出にあたっての注意事項】

営業所にかかる確認資料「営業所の写真」の提出にあたっては、次のとことしてください。
(様式例を次頁以降に例示します。)

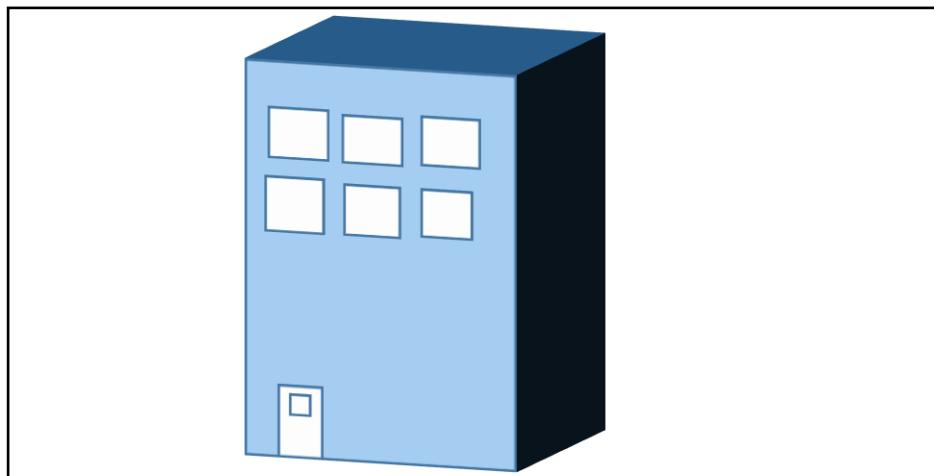
全般	<ul style="list-style-type: none"> 撮影された写真の台紙への貼付、デジタルカメラで撮影されたものの印刷も可とします。 提出する営業所の写真（各種）は、申請日以前3ヶ月以内に撮影したものに限ります。
撮影が必要な箇所	<ul style="list-style-type: none"> 営業所の写真是、営業所の外観の全景写真と営業所の入口付近、営業所の内部を撮影したものとし、許可を受けて建設業の許可票（店舗用の許可標識）を掲げた後、当確認資料の提出が必要な申請（更新）時においては、建設業の許可票（店舗用の許可標識）が撮影されたものが必要です。（建設業の許可票（許可標識）の設置については、P114をご参照ください。） なお、従たる営業所を有する場合は、営業所毎に建設業の許可票（店舗用の許可標識）の写真を撮影してください。
営業所の外観の全景写真	<ul style="list-style-type: none"> 営業所の外観の全景写真と営業所の入口付近の写真是社名（商号）の入った看板が判読できるように撮影してください。 営業所がビル内等に所在する場合は、建物の入口部分のほか、テナントの表示（社名（商号）が判読できるもの）の写真を添付してください。
営業所の入口付近	<ul style="list-style-type: none"> 営業所の入口付近の写真是、事務所の入口部分を撮影したものとしてください。 従たる営業所の入口付近の写真是、社名（商号）と営業所名がわかるように撮影してください。
営業所の内部	<ul style="list-style-type: none"> 営業所の内部の写真是電話、机等什器備品を備え付けている状況がわかるように撮影してください。 他の事業所と同一の階（フロア）にある場合には、独立していることが明確に分かるもの（間取り図等）を添付してください。 営業所の内部の写真是、執務室の状況がわかるよう、①什器を含めた事務作業にかかるスペースと②接客にかかるスペースがわかるよう2方向から撮影したものを基本としてください。
許可標識	<ul style="list-style-type: none"> 建設業の許可票（店舗用の許可標識）は、遠景及び近景での撮影とし、近景はその記載文字が判読できるものとしてください。 主たる営業所と従たる営業所で営業している建設業が不一致の場合のみ、建設業の許可票（店舗用の許可標識）の「この店舗で営業所している建設業」の記載内容は不一致となります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 他法令（都市計画法、建築基準法、農地法等）に係る規制の有無及び、届出の要否を確認し、必要な手続きを行うようにしてください。 様式は任意様式（A4サイズ）とし、右肩に「撮影日」を記載してください。 営業所の使用権原にかかる事項として、「自己所有」又は「貸借」である旨を記載することとしてください。

(様式例)

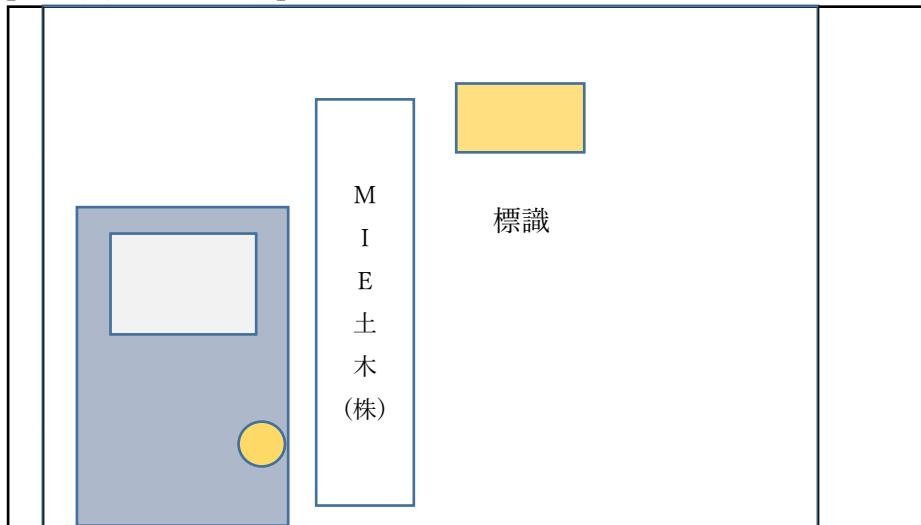
営業所にかかる確認資料：営業所の写真

撮影日：令和〇年〇月〇日

【営業所の外観の全景】

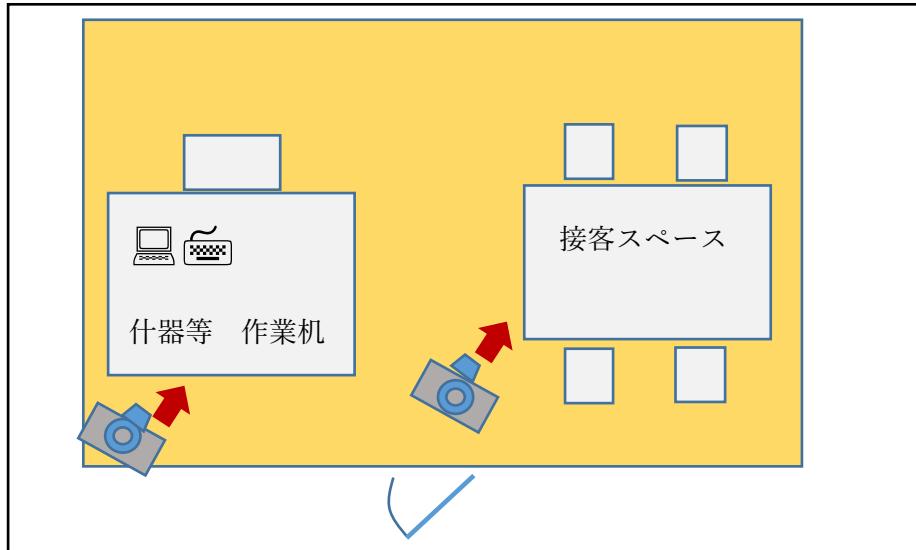


【営業所の入口付近】



○建設業の許可票(店舗の許可標識)は、許可を受けた時点で作成され、掲げられた内容が撮影時点の許可状況と一致していること(掲示場所は営業所内部でも可)。

【営業所の内部】



※ と の表示は撮影カメラと撮影方向を表しています。

建設業の許可票(許可標識):店舗用

建設業の許可票			
商号又は名称	エム・アイ・イー土木株式会社		
代表者の氏名	三重 太郎		
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
一般建設業	建築工事業	三重県知事許可(般1) 27221号	令和元年7月10日
特定建設業	土木工事業	三重県知事許可(特1) 27221号	令和元年7月10日
特定建設業	とび土工工事業	三重県知事許可(特1) 27221号	令和元年7月10日
特定建設業	舗装工事業	三重県知事許可(特1) 27221号	令和元年7月10日
この店舗で営業 している建設業	建築工事業、土木工事業、とび土工工事業、舗装工事業		

- 建設業の許可票（店舗用の許可標識）は、遠景及び近景での撮影とし、近景はその記載文字が判読できるものであること。
- 建設業の許可票（店舗用の許可標識）は許可を受けた時点で作成され、掲げられた内容が撮影時点の許可状況と一致していること。従たる営業所を有する場合には営業所毎に掲げられた建設業の許可票（店舗用の許可標識）を撮影のこと。

【営業所の使用権原に関する事項】 いずれかを表記すること

自己所有 / 貸借

※従たる営業所がある場合には、同様に営業所の使用権原に関する事項を表記すること。

V. 法人番号の確認

申請書に記載する法人番号を確認するため、平成 28 年 11 月 1 日以降に初めて許可申請書または変更届出書を提出される場合は、次に記載するいずれかの確認資料を提出してください。(詳細は下記の記載をご確認ください。)

- 国税庁から送付された「法人番号指定通知書」【写】
- 「法人番号公表サイト(国税庁HP)」において、申請者の法人番号が表示された画面を印刷したもの。

平成 28 年 11 月 1 日以降より、建設業許可申請書、変更届出書、経営事項審査申請書に法人番号の記入が義務付けられています

1. 法人番号記入欄の追加について

平成 28 年 11 月 1 日施行の建設業法施行規則の改正により、同日以降に建設業許可申請書、変更届出書、経営事項審査申請書を提出される法人の方は、申請・届出様式に法人番号を記入していただくことになりました。

※法人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国税庁から指定・通知された 13 桁の番号のことです。全ての法人番号は、国税庁の HPにおいて検索することができます。

「法人番号公表サイト(国税庁HP)」 <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

これに伴い、平成 28 年 11 月 1 日以降、以下の 4 つの様式が変更されておりますのでご注意ください。

- ①建設業許可申請書（様式第一号）
- ②変更届出書（様式第二十二号の二）
- ③変更届出書（別紙 8：事業年度終了用のもの）
- ④経営事項審査申請書（様式第二十五号の十一）

2. 確認資料について

申請・届出書類に記入された法人番号に誤りがないか確認するため、平成 28 年 11 月 1 日以降に初めて建設業許可申請書、変更届出書のいずれかを提出される方は、当該法人番号が記載されている以下のいずれかを 1 部ご提出ください。

- 国税庁より送付された「法人番号指定通知書」の写し（平成 27 年 10 月～11 月に送付済）
- 上記「法人番号公表サイト」において、申請者の法人番号が表示された画面を印刷したもの

一度法人番号が記入された書類を提出された方については、次回以降、提出済みの書類にて法人番号の確認をしますので、確認資料は不要です。

※個人事業主の方は、法人番号の記入や確認資料の持参は、全て必要ありません。

(5) 申請書類の提出について

許可を受けようとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所の総務・管理（・建築）室総務課に申請書（建設業法に基づく閲覧にする書類については3部（正本1部、副本2部（写し可））、建設業法に基づく閲覧に供しない書類については2部（正本1部、副本1部（写し可））及び確認資料1部を申請窓口へ直接持参のうえ提出してください。（希望される場合は郵送による受付も可）

【郵送による場合の注意事項】

ア 送付方法

- ・信書便（レターパック（赤）や書留郵便など、確実に受け取り確認ができる方法により送付してください。）

※許可申請に係る送付の場合、レターパック（青）や普通郵便は不可です。

※郵便事故に関し、県は責任を負いかねますので、ご了承ください。（一般書留を使用すると、郵便事故等の万一の場合に10万円（上限500万円）以内の実損額が賠償されます。）

- ・信書便の表面に送付物等を朱書してください。

「法人・個人名、許可番号、送付した書類名」在中

（例）「三重県組株式会社、第〇号、建設業許可更新申請書」在中

- ・必ず日中に連絡がとれる電話番号（携帯電話可）を同封又は信書便の表面に記入して下さい。

イ 送付にあたっての留意事項

※申請書類の日付については、発送日を記載してください。なお、郵送での申請に当たっては、発送前に表8の申請窓口あてご連絡ください。

- ・郵送料は申請者の負担となります。
- ・書類不備等で連絡する場合がありますので、確認用として書類一式を複写して、お手元に保管ください。
- ・申請書の正副、確認資料、返送先を明記した返信用のレターパック（赤）を同封して下さい。（受付終了後、受付印を押印した副本を返信します。）
- ・様式の相違や必要な箇所の記述不備等場合により、受付不能で返却することもありますので、あらかじめご了承下さい。
- ・郵送受付の場合、通常よりも許可通知書の発送までの期間が長くなることがありますので、ご了承ください。

表8 許可申請書類の提出先（申請窓口）

主たる営業所の所在地	提出先	住所	電話番号
桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町	桑名建設事務所 総務課	桑名市 中央町5丁目71	0594-24-3661
四日市市、菰野町、朝日町、川越町	四日市建設事務所 総務課	四日市市 新正4丁目21-5	059-352-0665
鈴鹿市、亀山市	鈴鹿建設事務所 総務課	鈴鹿市 西条5丁目117	059-382-8680
津市	津建設事務所 総務課	津市 桜橋3丁目446-34	059-223-5200
松阪市、多気町、明和町、大台町	松阪建設事務所 総務課	松阪市 高町138	0598-50-0577
伊勢市、玉城町、南伊勢町、大紀町、度会町	伊勢建設事務所 総務課	伊勢市 勢田町628-2	0596-27-5197
鳥羽市、志摩市	志摩建設事務所 総務課	志摩市 阿児町鵜方3098-9	0599-43-5125
伊賀市、名張市	伊賀建設事務所 総務課	伊賀市 四十九町2802	0595-24-8200
尾鷲市、紀北町	尾鷲建設事務所 総務課	尾鷲市 坂場西町1番1号	0597-23-3524
熊野市、御浜町、紀宝町	熊野建設事務所 総務課	熊野市 井戸町371	0597-89-6142

（6）申請手数料について

許可の申請にあたっては、申請手数料が必要になります。（三重県手数料条例）

申請手数料の納付については三重県収入証紙によることになりますので、三重県収入証紙を指定販売所（百五・三十三銀行、農協等）で購入し、「収入証紙納付書（P204）」に貼付し、申請書に併せてご提出ください。

<申請区分>

イ 新規

現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合
＊以前許可を有していた者が許可取得後、許可業種の全部を廃業し、再度許可を取得するために申請する場合も、この「新規」に該当します。

ロ 許可換え新規

建設業法第9条第1項各号のいずれかに該当することにより、現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対して新たに許可を申請する場合

＊建設業法（抄）（許可換えの場合における従前の許可の効力）

第9条 許可に係る建設業者が許可を受けた後次の各号のいずれかに該当して引き続き許可を受けた建設業を営もうとする場合（第十七条の二第一項から第三項まで又は第十七条の三第四項の規定により他の建設業者の地位を承継したことにより第三号に該当して引き続き許可を受けた建設業を営もうとする場合を除く。）において、第三条第一項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、その者に係る従前の国土交通大臣又は都道府県知事の許可は、その効力を失う。

- 一 國土交通大臣の許可を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなつたとき。
- 二 都道府県知事の許可を受けた者が当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所を設置することとなつたとき。
- 三 都道府県知事の許可を受けた者が二以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなつたとき。

ハ 般・特新規

a)一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合

（例）現在、特定建設業許可を持っておらず、かつ、一般（土）（と）の許可を受けており、今回、特定（土）（と）の許可を新たに申請する場合

般ー（土）（と） → 特ー（土）（と）

※この場合、申請時点において特定の許可業種の許可を受けていないことから、特定（土）（と）は業種追加ではなく般・特新規になります。

b)特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合

（例）現在、一般建設業許可を持っておらず、かつ、特定（土）（と）の許可を受けており、今回、一般（建）の許可を新たに申請する場合

特ー（土）（と） → 特ー（土）（と）、般ー（建）

※この場合、申請時点において一般の許可業種の許可を受けていないことから、一般（建）は業種追加ではなく般・特新規になります。

（例）現在、特定建設業許可を持っておらず、かつ、一般（土）（と）の許可を受けており、今回、それすべてを特定とし、加えて特定（解）を申請する場合

般ー（土）（と） → 特ー（土）（と）（解）

※この場合、特定（解）は般・特新規に含まれるものとなります。

* b の場合で、許可を受けている建設業の一部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、当該特定建設業を廃業し、般・特新規として申請することとなります。

* b の場合で、許可を受けている建設業全部について一般建設業の許可を申請しようとする場合には、特定建設業の全部を廃業させた後、新たに一般建設業の許可を申請することとなります。（新規許可申請となります。）

ニ 業種追加

a)一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合

(例) 現在、一般（土）の許可を受けており、今回、一般（と）を申請する場合

般－（土） → 般－（土）（と）

b)特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請しようとする場合

(例) 現在、特定（土）と一般（建）の許可を受けており、今回、特定（建）を申請する場合

特－（土）般（建） → 特－（土）（建）

※この場合、申請時点において特定の許可業種の許可（土）を受けていることから、特定（建）は般・特新規ではなく業種追加になります。

ホ 更新

すでに受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合

ヘ 般・特新規+業種追加

(例) 現在、一般（土）の許可を受けており、今回一般（と）、特定（建）の許可を申請する場合

般－（土） → 般－（土）（と）、特－（建）

※この場合、申請時点において既に一般の許可業種の許可（土）を受けていることから、一般（と）は業種追加となります。特定（建）は、申請時点において特定の許可業種の許可を受けていないことから業種追加ではなく般・特新規になります。

ト 般・特新規+更新

(例) 現在、一般（土）（と）の許可を受けており、今回、（土）を特定にするとともに一般（と）を併せて更新する場合

般－（土）（と） → 特－（土）、般－（と）

※この場合、申請時点において特定の許可業種の許可を受けていないことから、特定（土）は般・特新規になります。

(例) 現在、一般（と）（管）の許可を受けており、今回（と）を特定にしたうえで、特定（解）も追加（般・特新規に含まれる）するとともに、一般（管）を併せて更新する場合

般－（と）（管） → 特－（と）（解）、般－（管）

※この場合、申請時点において特定の許可業種の許可を受けていないことから、特定（と）は般・特新規になります。特定（解）の追加については、業種追加ではなく、般・特新規に含まれるものです。

チ 業種追加+更新

・業種追加に併せて更新または更新に併せて業種追加する場合等

リ 般・特新規+業種追加+更新

(例) 現在、一般（土）（と）の許可を受けており、今回、（土）を特定にし、（と）を更新し、一般（建）（大）を追加する場合

般一（土）（と） → 特一（土）、般一（と）（建）（大）

※この場合、申請時点において特定の許可業種の許可を受けていないことから、特定（土）は般・特新規になります。一般（建）（大）の追加については、申請時点において既に一般的許可業種の許可を受けていることから業種追加になります。

【ご注意ください】

特定と一般的の許可をそれぞれ受けている場合で、その許可期間中に特定の許可の財産要件を満たさなくなったことにより、許可の更新に際して、特定の許可から一般的の許可に区分変更する場合には、許可区分が異なるものへの申請となることから、一般的としての更新ではなく既に受けている一般的の許可への業種追加となります。

(例) 現在、特定（土）、一般（管）の許可を受けており、今回、（土）を特定から一般にし、また、一般（管）を更新する場合

特一（土）、般一（管） → 般一（土）、（管）

※この場合、一般（管）については更新となります、特定から一般となる（土）については、許可区分が異なるものへの申請となることから、（管）に併せて的一般としての更新ではなく、業種追加となります。

●同一業者に係る二以上の許可の有効期間の調整（許可の一本化）について

同一業者で別個に2以上の許可を受けている場合は、最初の許可の更新として申請する際に有効期間の残っている他の工事業の許可についても同時に1件の許可の更新として申請することができます。このことを「許可の一本化」といいます。

「許可の一本化」を行うことで、以降は作成書類も申請手数料も1回で済みますので、手続き費用の削減と事務手続きの効率化を図ることができます。

また、業種追加や般・特新規の申請に併せて更新することもできます。

ただし、この場合、追加する許可の申請についてある程度の審査期間が必要となるため、それと同時に更新を申請することができる従来の建設業の許可の有効期間は、原則として30日以上残っていることを必要とします。

●許可の有効期間の調整（許可の一本化）の例

(例1) 更新

平成29年5月25日付け許可の建築工事業と、令和2年7月25日付け許可の大工工事業の2つの許可を有する場合に、令和4年5月25日の建築工事業の更新に際して許可の有効期間を調整。

建築工事業及び大工工事業のいずれの有効期間も令和4年5月25日から令和9年5月24日までとするもの

(例2) 業種追加+更新

令和元年5月25日付け許可の土木工事業の許可を有する場合に、令和4年7月25日の管工事業の業種追加に際して許可の有効期間を調整。

土木工事業及び管工事業のいずれの有効期間も令和4年7月25日から令和9年7月24日までとするもの

表9 申請手数料一覧表

申請区分	一般又は特定の一方のみ申請する場合	一般と特定の両方を申請する場合
イ新規	90,000円	180,000円
ロ許可換え新規	90,000円	180,000円
ハ般・特新規	90,000円	
ニ業種追加	50,000円	100,000円
ホ更新	50,000円	100,000円
ヘ般・特新規+業種追加		140,000円
ト般・特新規+更新		140,000円
チ業種追加+更新	100,000円	150,000又は200,000円
リ般・特新規+業種追加+更新		190,000円

(7) 許可されたとき

許可されたときは、許可通知書及び許可申請書類の副本1部が交付されます。

(8) 許可の拒否と申請の取り下げ

申請内容が許可の基準に適合していない場合は、拒否されます。

申請者の都合で申請を取り下げようとするときは、申請の取り下げ願書を提出してください。

なお、三重県手数料条例第4条の規定により、許可の拒否や申請の取り下げの場合でも、申請手数料は返還されません。

(9) 許可申請書類を提出・受領される相手方の確認

各建設事務所の申請窓口（P78）において、許可申請書を提出される方、および許可通知書を受領される方の確認を行います。（平成30年7月1日から実施）

(10) 許可後の手続き

建設業許可の有効期間は5年間です。

この間、毎年決算終了後に事業年度終了届出書、その他許可の申請事項の内容に変更を生じたときには一定期限内に変更届出書等を提出していただかなければなりません。許可を受けた後の届出の手続きに関する詳細は、P107からの「7 許可を受けた後の届出」をご確認ください。

また、その後も許可を受けて継続して営業しようとする場合は、許可期限満了日の30日前までに（3か月前から受付開始）許可の更新の手続きが必要です。
(許可書の内容をよく確認してください。)

許可の更新手続きを行わないまま、許可の有効期間を経過した場合、許可は効力を失いますので、ご注意ください。

6. 建設業者の地位の承継について

(1) 謾渡及び譲受け・合併・分割における事業承継に係る認可の手続きについて

これまで建設業者が「事業の謕渡及び譲受け、会社の合併、分割（●注記¹）」を行った場合、新規、業種追加等の申請により建設業の許可を受けることが必要であったところ、令和2年10月1日の建設業法改正により、定められた要件を満たしている場合、認可申請による認可を受けることで、「建設業者としての地位を承継する（●注記²）」こととなり、承継人が被承継人の建設業の許可を承継することができるようになりました。

当該認可による許可の有効期間は、これまでの許可の残存期間にかかわらず、承継の日の翌日から起算（●注記³）されることになります。

●注記1（会社の合併、分割）

吸収合併	会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいう。
新設合併	2以上の会社がする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるものをいう。
吸収分割	株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させることをいう。
新設分割	1又は2以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることをいう。

●注記2

「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継人は被承継人と同じ地位に立つことになります。このため、建設業者としての地位の承継人は被承継人の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても当然に承継することになります。一方、法第45条から第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人（個人）そのものに対して刑罰を科すものであるため、当該刑罰については承継人に承継されるものではありません。

また、許可を受けている建設業の全てである「許可に係る建設業の全部」についての事業承継であり、許可を受けている建設業の一部の許可のみの事業承継は認められません。（許可を受けている建設業の一部の事業承継を行う場合には被承継人は当該許可を廃棄したうえで、承継人は再度当該建設業の新規の許可を受けて頂く必要があります。）

●注記3

- ①譲受人は、当該譲渡及び譲受けの日に、譲渡人の「建設業法の規定による建設業者としての地位」を承継し、有効期間の起算日はその翌日。
- ②合併存続法人又は合併により設立される法人は、当該合併の日に、合併消滅法人の「建設業法の規定による建設業者としての地位」を承継し、有効期間の起算日はその翌日。
- ③分割承継法人は、当該分割の日に、分割被承継法人の「建設業法の規定による建設業者としての地位」を承継し、有効期間の起算日はその翌日。

I 認可の申請の手続きに関すること

1 認可の申請に必要となる書類

認可の申請における申請書類については、法律に定める認可の区分に応じ、関係者の連名で申請書を提出することとし、許可申請の申請様式に準じた書類に加え、それぞれ以下の書類の添付が必要となります。なお、必要と認められる場合には、以下の書類以外の書類を求めることがあります。

(詳しくは P99～100 の認可の申請における法定書類一覧表を参照ください。)

○認可の区別に必要となる書類

認可の区分	共通
	<p>「事業承継後の営業所について社会保険等に係る届書の提出を行うことを誓約する書面」【法定書類】</p> <p>・適用事業所等に係る届書については、事業の承継の日から法令で定められた期間内に提出して頂くところ、認可申請の時点においては当該届書の提出を誓約する書面を提出頂くことになります。</p> <p>※誓約したとおり届書の提出が行われなかった場合には、許可基準を満たさないこととなり、許可の取消し事由に該当することになるため、ご留意ください。</p>
認可の区分	譲渡及び譲受け
	<p>「譲渡及び譲受けに関する契約書の写し」【法定書類】</p> <p>・譲渡及び譲受けに関する契約書の写しについては、株主総会の承認が不要な場合を除き、株主総会の承認を受けたものを提出してください。</p> <p>※譲渡契約については、譲渡の対価が適切に見積もられた有償譲渡であることとします。 (但し、法人成り、老齢等の理由による承継においては無償譲渡であっても差し支えありません。詳しくは P90～92 を参照してください。)</p> <p>※認可申請時において、譲渡契約における譲渡の効力の発生が未到来かつ到来までに 45 日以上の残余期間があることが必要です。(但し、認可申請時に譲渡の効力発生の到来までに 90 日以上の残余期間がある譲渡契約については申請書類の記載事項に変更が生じる場合があることから受け付けられませんのでご注意ください。)</p> <p>※譲渡契約書については、関係者全員の押印及び割印があり、かつ、収入印紙が貼付・消印されていることを確認します。</p>

「譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡若しくは譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類」【法定書類】

(※法人成りにおいては省略可、老齢等の理由による承継にあっては不要です。)

・株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書については、被承継人（被承継人が複数である場合は全ての被承継人）及び承継人それぞれについて、提出してください。

・「簡易組織再編行為（事業承継のうち会社法第467条第1項第2号）」に該当し、株主総会の承認が不要である場合にあっては、事業承継に関する意思の決定を証する書類を提出してください。

「譲渡及び譲受けに関する承継権利義務明細書の写し」

・譲渡及び譲受けに関する承継権利義務明細書については、①資産・負債にかかる承継に関する事項、②雇用契約その他の権利義務の承継に関する事が記載されていることとします。また譲渡契約書に具体的に記載されている場合は、省略可とします。

「譲渡及び譲受けに際し、承継人に移籍する技術者の名簿」（任意様式。移籍技術者の氏名を記載）

認可の区分	合併
「合併の方法及び条件が記載された書類」【法定書類】	
・合併の方法及び条件が記載された書類には、新設合併又は吸収合併の別及び合併の条件（合併契約書のとおりである場合にはその旨）を記載し、提出してください。	
「合併契約書の写し及び合併比率説明書」【法定書類】	
・合併契約書の写しについては、株主総会の承認が不要な場合を除き、株主総会の承認を受けたものを提出してください。 ※認可申請時において、合併契約における合併の効力の発生が未到来かつ到来までに45日以上の残余期間があることが必要です。（但し、認可申請時に合併の効力発生の到来までに90日以上の残余期間がある合併契約については申請書類の記載事項に変更が生じる場合があることから受け付けられませんのでご注意ください。） ※合併契約書については、関係者全員の押印及び割印があり、かつ、収入印紙が貼付・消印されていることを確認します。	
「合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類」【法定書類】	
・株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書については、被承継人（被承継人が複数である場合には全ての被承継人）及び承継人それぞれについて、提出してください。 ・「簡易組織再編行為（事業承継のうち会社法第784条第2項、第796条第2項）」に該当し、株主総会の承認が不要である場合にあっては、事業承継に関する意思の決定を証する書類を提出してください。	
「合併に関する承継権利義務明細書の写し」	
・合併に関する承継権利義務明細書については、①資産・負債にかかる承継に関する事項、②雇用契約その他の権利義務の承継に関する事が記載されていることとします。なお、合併契約書に具体的に記載されている場合は、省略可とします。	
「合併に際し、承継人に移籍する技術者の名簿」（任意様式。移籍技術者の氏名を記載）	

認可の区分	分割
「分割の方法及び条件が記載された書類」【法定書類】	<p>・分割の方法及び条件が記載された書類には、吸収分割又は新設分割の別及び分割の条件（分割契約書又は分割計画書のとおりである場合にはその旨）を記載し、提出してください。</p>
「分割契約書（新設分割の場合においては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書」【法定書類】	<p>・分割契約書の写しについては、株主総会の承認が不要な場合を除き、株主総会の承認を受けたものを提出してください。</p> <p>※認可申請時において、分割契約における分割の効力の発生が未到来かつ到来までに45日以上の残余期間があることが必要です。（但し、認可申請時に分割の効力発生の到来までに90日以上の残余期間がある分割契約については申請書類の記載事項に変更が生じる場合があることから受け付けられませんのでご注意ください。）</p> <p>※分割契約書については、関係者全員の押印及び割印があり、かつ、収入印紙が貼付・消印されていることを確認します。</p>
「新設分割の場合には、株主総会の承認が不要な場合を除き、株主総会の承認を受けた新設分割計画書を提出してください。」	<p>・新設分割の場合には、株主総会の承認が不要な場合を除き、株主総会の承認を受けた新設分割計画書を提出してください。</p>
「分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類」【法定書類】	<p>・株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書については、被承継人（被承継人が複数である場合は全ての被承継人）及び承継人それぞれについて、提出してください。</p> <p>・「簡易組織再編行為（事業承継のうち会社法第805条）」に該当し、株主総会の承認が不要である場合にあっては、事業承継に関する意思の決定を証する書類を提出してください。</p>
「分割に関する承継権利義務明細書の写し」	<p>・分割に関する承継権利義務明細書については、①資産・負債にかかる承継に関すること、②雇用契約その他の権利義務の承継に関することが記載されていることとします。なお、分割契約書に具体的に記載されている場合は、省略可とします。</p>
「分割に際し、承継人に移籍する技術者の名簿」（任意様式。移籍技術者の氏名を記載）	

2 申請書等様式の入手方法

申請書等の様式については、三重県のホームページ「建設業のための広場」からダウンロードのうえ、入手ください。

3 提出部数

認可にかかる申請書は正本及び副本（写し可）とし、法定書類の提出部数は、建設業法に基づく閲覧に供する書類については正本1部、副本は承継に係る会社数に1部を足した数、建設業法に基づく閲覧に供しない書類については正本1部、副本は承継に係る会社数です。

確認資料の提出部数は1部になります。（確認資料は返却いたしませんので必要とされる場合にはあらかじめ写しをおとりください。）

なお、提出にあたっての書類のまとめ方については、許可申請書類のまとめ方に準ずるものとします。（P48~49をご参照ください。）

4 認可申請にかかる手数料

認可の申請にあたっては手数料の納付は不要です。

5 認可申請の提出先

認可申請書の提出先は、承継人の主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所の総務・管理（・建築）室総務課となります。許可申請書の提出先と同じであるため、許可申請書類の提出先（申請窓口）（P78）をご参照ください。

※被承継人と承継人が現在受けている建設業許可の区分（大臣許可、知事許可の別）により提出先が定められています（●注記⁴）のでご注意ください。

6 事前の打ち合わせの実施について

認可申請にかかる審査を円滑に実施するため、認可申請が必要となる場合には、なるべく早くお申し出のうえ、事前に打ち合わせを行うこととしてください。

また、公共工事で契約中の案件があり、承継の時期にかかる場合には、その契約案件の発注者にも時期をみて承継の事実についてお知らせください。

7 審査及び審査に要する期間

審査は許可申請における審査・補正と同様に行うものとし、申請書類に不備がある場合などにおいては、認可申請が却下となる場合もあります。

認可申請書の提出から、その申請に対する処分がなされるまで、概ね1か月半程度要します。

なお、この期間には、事前の打ち合わせにかかる期間や形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間や、許可行政庁が審査のために必要な資料の提供を求めてから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含みませんので、あらかじめご承知おきください。

8 認可されたとき

認可された場合は、認可申請書類の副本（部数は承継に係る会社数分）の返却及び、認可通知書が交付されます。

認可に際して、承継人が使用する許可番号については、被承継人の許可番号を付与することとしますが、承継人が建設業者である場合には、承継人が承継後において使用する許可番号を選択できるものとします。

（申請時に提出を求める意向確認書（P102）で意向を確認します。）

認可された場合には、次の書類について認可を受けた日から 2 週間以内に管轄する建設事務所の総務・管理（・建築）室総務課にご提出ください。

○健康保険等の加入状況（様式第 7 号の 3）及びその内容の当該届書を提出したことを証する書面

また、合併により新設された法人、新設分割により設立された法人にあっては、次の書類について認可を受けた日から 30 日以内に管轄する建設事務所の総務・管理（・建築）室総務課にご提出ください。

○営業の沿革（様式第 20 号）

○所属建設業者団体様式（第 20 号の 2）

○登記事項証明書

※上記以外に認可申請時点で提出が困難な書類がある場合は、承継後の速やかな書類提出により、その認可の基準を満たしていることを確認する等、個々具体的な事例に即して条件が付されます。

※被承継人の承継日前までの決算変更届は、法定期限内の提出が必要です。

申請時点で提出できない確認書類については、提出可能となった時点で遅滞なく管轄する建設事務所の総務・管理（・建築）室総務課にご提出ください。

9 認可の拒否と申請の取り下げ

申請内容が認可の基準に適合していない場合は、拒否されます。

申請者の都合で申請を取り下げようとするときは、申請の取り下げ願書を提出してください。

●注記4（建設業許可区分による提出先）

	【譲渡人】	【譲受人】	【提出先】
譲渡	大臣許可	—	国土交通大臣
	知事許可	同一県での知事許可 大臣許可 異なる県での知事許可	都道府県知事 国土交通大臣
合併	【合併消滅法人】	【合併存続法人】	【提出先】
	大臣許可 ※	—	国土交通大臣
	二以上の法人でそれぞれ異なる県での知事許可	—	
	知事許可 又は 二以上の法人でいずれも同一の県での知事許可	同一県での知事許可 大臣許可 異なる県での知事許可	都道府県知事 国土交通大臣
分割	【分割被承継法人】	【分割承継法人】	【提出先】
	大臣許可 ※	—	国土交通大臣
	二以上の法人でそれぞれ異なる県での知事許可	—	
	知事許可 又は 二以上の法人でいずれも同一の県での知事許可	同一県での知事許可 大臣許可 異なる県での知事許可	都道府県知事 国土交通大臣

※二以上の法人で、そのいずれかが大臣許可の場合も含む。

II. 法人成り、老齢等の理由による承継における譲渡及び譲受けの認可申請手続きの適用について

法人成り、老齢等社会通念上その営業の継続が困難となった場合における承継については、旧事業主（個人）と新設法人、又は旧事業主（個人）と新事業主（個人）との間において譲渡契約書が交わされた事実をもって、同一営業体における権利義務の譲渡とみなし、すべての要件に合致する限りにおいて譲渡及び譲受けの認可申請手続きを適用します。

これにより、旧事業主（個人）が有していた建設業者としての地位を承継し、建設業許可にかかる許可番号についても、承継人である法人又は新事業主（個人）に承継されるものとします。

なお、認可申請において、認可申請書類の経営業務の管理責任者や営業所技術者等は、旧事業主の許可申請書上に記載された経営業務の管理責任者や営業所技術者等と重複していても差し支えありません。

1 個人事業主から法人化に伴う認可申請の要件

次の要件をすべて満たすこと

- イ 新たに設立された法人（以下、「新設法人」といいます。）は個人事業主（以下、「旧事業主」といいます。）が設立したものであること。（＊1）
- ロ 旧事業主と新設法人との間において、譲渡契約書（＊2）が交わされていること。（但し、認可申請中になんらかの事由により譲渡契約がその効力を失った場合や認可申請時において既に譲渡契約が履行されていた場合及び、譲渡の予約（仮）契約での申請は認められません。）
- ハ 法人設立日から、旧事業主が有していた建設業者としての地位を継承する日の前日まで、新設法人は建設工事の請負契約の実績がないこと。
- ニ 旧事業主の建設業許可有効期間の満了日 45 日前までの申請であること。
- ホ 旧事業主の税務上の廃業届（その廃業日は譲渡日の前日であること）並びに新設法人の税務上の法人設立届が提出されること。（これらは個人番号にマスキングが施されている写して、認可の通知後、2週間以内での提出を求めます。なお、旧事業主にかかる法第12条に基づく建設業の廃業届の提出については不要です。）（＊3）
- ヘ 新設法人として建設業の許可要件をすべて満たしていること。

*1 旧事業主が、新設法人の原始定款における発起人であること。

*2 認可申請時において、譲渡契約における譲渡の効力の発生が未到来かつ到来までに 45 日以上の残余期間があることが必要です。（但し、認可申請時に譲渡の効力発生の到来までに 90 日以上の残余期間がある譲渡契約については申請書類の記載事項

に変更が生じる場合があることから受け付けられませんのでご注意ください。)

その譲渡契約書には、旧事業主（譲渡人）及び新設法人（譲受人）双方の記名押印があり、その条項には、譲渡期日、事業の譲渡範囲、資産・負債にかかる承継に関する事項、雇用契約その他の権利義務の承継に関することが記載されている必要があります。なお、要件を満たす場合には、同一の営業体における権利義務の譲渡とみなすため無償譲渡であっても差し支えありません。

*3 旧事業主の承継日前までの決算変更届は、法定期限内の提出が必要です。

《法人化手続における注意点》

- ・ 法人設立後も、譲渡日までの間は、個人事業主として営業をする必要があります。譲渡日前に法人が建設工事の請負契約の実績を有した場合は、個人事業における常勤性を欠くこととなり、個人事業主の建設業の許可が取消しえることがあります。
- ・ 法人設立後も、譲渡日までの間は、個人事業の経営業務の管理責任者、営業所技術者等は、当該個人事業における常勤性を満たしている必要があります。

2 個人事業主の老齢等の理由による承継に伴う認可申請の要件

次の要件をすべて満たすこと

- | | |
|---|---|
| イ | 承継の事由が、旧事業主の老齢、病気等（*1）によるものであること。 |
| ロ | 旧事業主と新事業主の間において、譲渡契約書（*2）が交わされていること。（但し、認可申請中になんらかの事由により譲渡契約がその効力を失った場合や、認可申請時において既に譲渡契約が履行されていた場合及び、譲渡の予約（仮）契約での申請は認められません。） |
| ハ | 承継人は、旧事業主の親族又は旧事業主と直近まで雇用関係にあった者であり、要件を満たす者が複数いる場合は、他の者から同意を得ていることが確認出来ること（*3）。 |
| ニ | 屋号又は商号が承継の前後で同一であること。 |
| ホ | 主たる営業所の所在地が旧事業主と新事業主（承継の前後）で同一であること。 |
| ヘ | 旧事業主の建設業許可有効期間の満了日 45 日前までの申請であること。 |
| ト | 旧事業主の税務上の廃業届（その廃業日は譲渡日の前日であること）並びに新事業主の税務上の開業届が提出されること。（これらは個人番号にマスキングが施されている写しで、認可の通知後、2 週間以内での提出を求めます。なお、旧事業主にかかる法第 12 条に基づく建設業の廃業届の提出については不要です。） |
| チ | 新事業主として建設業の許可要件をすべて満たしていること。 |

*1. 老齢についての年齢制限はありませんが、老齢により今後、建設業を継続する見込みがないものをいいます。また病気等の理由による場合は、心身の故障により業務に耐えられず、今後、建設業を継続する見込みがないものをいいます。

なお、旧事業主が新事業主の下で、営業所技術者等に就任することは可能です。

*2. 謾渡契約書については、認可申請時において、謹度契約における謹度の効力の発生が未到来かつ到来までに**45日以上の残余期間**があることが必要です。(但し、認可申請時に謹度の効力発生の到来までに**90日以上の残余期間**がある謹度契約については申請書類の記載事項に変更が生じる場合があることから受け付けられませんのでご注意ください。)

その謹度契約書には旧事業主（謹渡人）及び新事業主（謹受人）双方の記名押印があり、その条項には、謹度期日、謹度範囲、資産・負債にかかる承継に関する事項、雇用契約その他の権利義務の承継に関する事が記載されている必要があります。なお、要件を満たす場合には、同一の営業体における権利義務の謹度とみなすため無償謹度であっても差し支えありません。

*3. 要件を満たす者が複数いる場合には、他の者から同意を得ていることの確認として、申請者以外の要件を満たす者すべてが、申請者が旧事業主の建設業を継続して営業することに対し同意する旨を記載した書面に申請者以外の要件を満たす者すべてが自署により住所及び氏名を記載した同意書（任意様式）の提出を求めます。

*4. 旧事業主の承継日前までの決算変更届は、法定期限内の提出が必要です。

III. その他留意事項について

○認可の申請により被承継人の建設業者の地位を承継した承継人が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該承継の日に承継人は、当該各号に定める建設業について大臣許可を受けたものとみなされ、承継人にかかる知事許可はその効力を失うものとなります。

- ①大臣許可を受けている承継人が知事許可を受けている被承継人の地位を承継した時：知事許可にかかる建設業
- ②知事許可を受けている承継人が大臣許可を受けている被承継人の地位を承継した時：知事許可にかかる建設業
- ③知事許可を受けている承継人が、他県の知事許可を受けている被承継人の地位を承継した時：知事許可にかかる建設業及び他県の知事許可にかかる建設業
- ④建設業の許可を受けていない承継人が同時に大臣許可を受けている被承継人の地位及び知事許可を受けている被承継人の地位を承継した時：知事許可にかかる建設業
- ⑤建設業の許可を受けていない承継人が同時に知事許可を受けている2以上の被承継人の地位を承継した時（知事許可が同一である場合を除く）：知事許可にかかる建設業

○事業の譲渡、会社の合併、分割に際して、認可の申請によらない場合には、被承継人が受けていた建設業の許可は継承されるものではなく、新たに許可申請のうえ建設業の許可を受けることが必要となります。

○経営業務の管理責任者及び営業所技術者等について

経営業務の管理責任者及び営業所技術者等は、承継の効力の発生する日から常勤していれば問題はないため、事業承継に併せて変更することは可能です。

ただし、申請時点で承継者において常勤勤務でない場合は、承継における「経営業務の管理責任者」及び「営業所技術者等」の常勤性の確認資料（P52～54）を承継日から2週間以内に提出する必要があります。

参考. 建設業者の地位の承継における類型

①異業種間での承継は可。同一業種でも、一般・特定の区分が同じなら承継は可能です。

一部のみの承継はできません。

(地位承継の前)

〔承継元〕	〔承継先〕
・土木業（特定）	・建築業（特定）
・鉄筋業（一般）	・鉄筋業（一般）
・舗装業（一般）	・大工業（一般）
・造園業（一般）	・左官業（一般）

(地位承継の後) 

〔承継先〕

- | | |
|----------|----------|
| ・土木業（特定） | ・建築業（特定） |
| ・鉄筋業（一般） | |
| ・舗装業（一般） | ・大工業（一般） |
| ・造園業（一般） | ・左官業（一般） |

②一般建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る特定建設業の許可を受けている者の地位を受け継ぐような場合は対象外となります。

この場合に承継先が鉄筋業（一般）を事前に廃業することで承継可能となります。

(地位承継の前)

[承継元]	[承継先]
・土木業（特定）	・建築業（特定）
・鉄筋業（特定）	・鉄筋業（一般）
・舗装業（一般）	・大工業（一般）
・造園業（一般）	・左官業（一般）



(地位承継の後)

- | | |
|----------|----------|
| ・土木業（特定） | ・建築業（特定） |
| ・鉄筋業（特定） | ・大工業（一般） |
| ・舗装業（一般） | ・左官業（一般） |
| ・造園業（一般） | |

③特定建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている者の地位を受け継ぐような場合は対象外となります。

この場合に承継元が鉄筋業（一般）を事前に廃業することで承継可能となります。

(地位承継の前)

[承継元]	[承継先]
・土木業（特定）	・建築業（特定）
・鉄筋業（一般）	・鉄筋業（特定）
・舗装業（一般）	・大工業（一般）
・造園業（一般）	・左官業（一般）



(地位承継の後)

- | | |
|----------|----------|
| ・土木業（特定） | ・建築業（特定） |
| ・鉄筋業（特定） | ・大工業（一般） |
| ・舗装業（一般） | ・左官業（一般） |
| ・造園業（一般） | |

(2) 相続に係る認可の手続きについて

令和2年10月1日の建設業法改正により、建設業者である個人事業主（被相続人）が死亡した場合に、建設業者の相続人がその営んでいた建設業の全部（●注記¹⁾）を引き継ぎ営もうとする時は、30日以内に相続の認可の申請を行い、認可を受けることで、建設業者としての地位を承継（●注記²⁾）し、相続人が被相続人の建設業の許可を承継することが可能となります。

この場合において、認可の申請に対する行政処分の決定があるまでは、被相続人に対してした建設業の許可は、その相続人に対してしたものとみなされ、当該認可申請による許可の有効期間は、これまでの許可の残存期間にかかわらず、承継の日の翌日から起算（●注記³⁾）されることになります。

●注記1

「建設業の全部」とは、許可を受けている建設業の全てをいい、許可を受けている建設業の一部の許可のみを相続することは認められません。

（許可を受けている建設業の一部の相続を行う場合は、被相続人の当該許可を相続人が廃業したうえで、相続人は再度当該建設業の新規の許可を受けて頂く必要があります。）

●注記2

「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、相続人は被相続人と同じ地位に立つことになります。

このため、建設業者としての地位の相続人は被相続人の受けた監督処分や経営事項審査の結果についても当然に承継することになります。なお、刑法上の罰は、個人に対して科された刑罰であることから、承継によって引き継がれるものではありません。

●注記3

認可を受けた相続人は、被相続人の「建設業法の規定による建設業者としての地位」を承継し、有効期間の起算日はその翌日。

I. 相続に係る認可の申請の手続きに関すること

1 相続に係る認可の申請に必要となる書類

認可の申請における申請書類については、法律に定める認可の区分に応じ、相続人が申請書を提出することとし、許可申請の申請様式に準じた書類に加え、以下の書類の添付が必要となります。

なお、必要と認められる場合には、以下の書類以外の書類を求めることがあります。(詳しくは P99～100 の認可の申請における法定書類一覧表を参照ください。)

○認可の区分別に必要となる書類

認可の区分	相続
「申請者と被相続人との続柄を証する書類：戸籍謄本等」【法定書類】	
・申請者は、被相続人との続柄を証する戸籍謄本等を提出すること。	
「申請者以外に相続人がある場合においては、当該建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書」【法定書類】	
・申請者以外に相続人がある場合には、申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに対し同意する旨を記載した書面に申請者以外のすべての相続人が自署により住所及び氏名を記載した同意書を提出してください。	
「相続後の営業所について社会保険等に係る届書の提出を行うことを誓約する書面」【法定書類】	
・適用事業所に係る届書の提出を行っている場合は様式第 7 号の 3 及び届書を提出したことを証する書面を提出してください。	
・認可申請の時点において、届書を提出していない場合には、法令で定める期間内に当該届書の提出を誓約する書面を提出頂くことになります。	
※誓約したとおり届書の提出が行われなかった場合には、許可基準を満たさないこととなり、許可の取消し事由に該当することになるため、ご留意ください。	

2 申請書等様式の入手方法

申請書等の様式については、三重県のホームページ「建設業のための広場」—「申請・届出様式等リンク集」—「建設業申請書：認可申請書」からダウンロードのうえ、入手ください。

3 提出部数

認可申請書の提出部数は正本及び副本とし、建設業法に基づく閲覧に供する書類については正本 1 部、副本 2 部、建設業法に基づく閲覧に供しない書類については正本 1 部、副本 1 部です。

確認資料の提出部数は 1 部になります。(確認資料は返却いたしませんので必要とされる場合にはあらかじめ写しをおとりください。)

なお、提出にあたっての書類のまとめ方については、許可申請書類のまとめ方に準ずるものとします。（P48～49をご参照ください。）

4 認可申請にかかる手数料

認可申請にあたっては手数料の納付は不要です。

5 認可申請書の提出先

認可申請書の提出先は、承継人の主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所の総務・管理（・建築）室総務課となります。

許可申請書の提出先と同じであるため許可申請書類の提出先（申請窓口）（P78）をご参考ください。

6 相続の事実の申し出について

相続の認可申請は、被相続人の死亡後、30日以内に行って頂く必要があります。

このため、被相続人が亡くなられた場合には、相続される旨を申請書の提出先である建設事務所総務・管理（・建築）室総務課まで、なるべく早くお申し出ください。

また、被相続人が存命中に、公共工事の契約中の案件がある場合には、その契約案件の発注者にもなるべく早めに相続の事実についてお知らせください。

7 審査及び審査に要する期間

審査は許可申請における審査・補正と同様に行うものとし、申請書類に不備がある場合などにおいては認可申請が却下となる場合もあります。

認可申請書の提出から認可等の処分がなされるまで、概ね1か月半程度要します。

なお、この期間には形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間や、許可行政庁が審査のために必要な資料の提供を求めてから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含みませんので、あらかじめご承知おきください。

8 認可されたとき

認可された場合は、認可申請書類（副本）の返却及び、認可通知書が交付されます。

認可に際して、相続人が使用する許可番号については、被相続人の許可番号を付与することとしますが、相続人が建設業者である場合には、相続人が承継後において使用する許可番号を選択できるものとします。（申請時に

提出を求める意向確認書（P102）で意向を確認します。）

申請時、様式第22号の11を提出している場合は、次の書類について認可を受けた日から2週間以内に管轄する建設事務所の総務・管理（・建築）室総務課にご提出ください。

○健康保険等の加入状況（様式第7号の3）及びその内容の当該届書を提出したことを証する書類

※上記以外に認可申請時点で提出が困難な書類がある場合は、相続後の速やかな書類提出により、その認可の基準を満たしていることを確認する等、個々具体的な事例に即して条件が付されます。

※被相続人の死亡日前までの決算変更届は、法定期限内の提出が必要です。

申請時点で提出できない確認書類については、提出可能となった時点で遅滞なく管轄する建設事務所の総務・管理（・建築）室総務課にご提出ください。

9 認可の拒否と申請の取り下げ

申請内容が認可の基準に適合していない場合は、拒否されます。

被相続人の死亡後30日を超える場合での認可の申請は受け付けできません。

申請者の都合で申請を取り下げようとするときは、申請の取り下げ願書を提出してください。

II. その他留意事項について

○相続に際して、認可の申請によらない場合には、被承継人が受けている建設業許可は継承されるものではなく、新たに許可申請のうえ建設業許可を受けることが必要となります。

表6 認可の申請における法定書類一覧表（その1）【建設業法に基づく閲覧に供する書類】

様式番号 (記載例 へ~シ'数)	申請書及び添付書類	申請区分				4相続
		1譲渡及び譲受	2合併		3分割	
吸 収	新 設	吸 収	新 設			
様式第22号の5(P206~) 様式第22号の7(P212~) 様式第22号の8(P214~) 様式第22号の9	譲渡及び譲受け認可申請書(第1面、第2面)	○	—	—	—	—
	合併認可申請書(第1面、第2面)	—	○	○	—	—
	分割認可申請書(第1面、第2面)	—	—	—	○	—
	届出書	△	△	△	△	—
	相続認可申請書(第1面、第2面)	—	—	—	—	○
様式第22号の10(P216) 様式第22号の12	届出書	—	—	—	—	△
	別紙一(役員等の一覧表)	○	○	○	○	—
	別紙二(営業所一覧表)※相続は別紙一	○	○	○	○	○
	別紙三(営業所技術者等一覧表)※相続は別紙二	○	○	○	○	○
様式第2号(P129~)	工事経歴書	◇	◇	—	◇	—
様式第3号(P131~)	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◇	◇	—	◇	—
様式第4号(P138)	使用人人数	○	○	○	○	○
様式第6号(P210)	誓約書(欠格要件非該当)	◇	◇	○	◇	○
様式第22号の6(P211)	誓約書(譲渡、合併、分割)	○	○	○	○	○
様式第22号の11(P218)	誓約書(相続)	○	○	○	○	△
様式第7号の3(P157)	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○
様式第11号(P165)	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	△	△	△
	定款(個人は不要)	◇	◇	○	◇	○
様式第15号(P170~)	貸借対照表(法人用)	◇	◇	—	◇	—
様式第16号(P173~)	損益計算書(法人用)	◇	◇	—	◇	—
様式第17号、17の2(P176~)	株主資本等変動計算書及び注記表(法人用)	◇	◇	—	◇	—
様式第17号の3	附属明細表	◇/△	◇/ △	◇/ △	◇/ △	◇/ △
様式第18号(P181~)	貸借対照表(個人用)	◇	—	—	—	—
様式第19号(P183~)	損益計算書(個人用)	◇	—	—	—	—
様式第20号(P198~)	営業の沿革	○	○	○	○	○
様式第20号の2(P202)	所属建設業者団体	◇	◇	○	◇	○
様式第20号の3(P203)	主要取引金融機関名	◇	◇	○	◇	○

○: 必須、△: 該当する場合に提出、◇: 施行規則に定める要件(建設業者であり、直近に提出したものから変更がないこと)を満たす場合に省略可

・認可申請書(様式第22号の5, 7, 8, 10)については記載要領に従い、様式中の各項目をご記載ください。

・許可申請と同じく、法定書類に記載された事実の確認のため、確認資料を別途ご提出ください。

・健康保険等の加入状況(様式第7号の3)については、認可を受けた日から2週間以内に認可した建設事務所へ、ご提出ください。(様式第22号の11を省略した場合を除く)

・合併により新設された法人、新設分割により設立された法人については、営業の沿革（様式第20号）及び所属建設業者団体様式（第20号の2）が認可を受けた日から30日以内での提出となります。

表6 認可の申請における法定書類一覧表（その2）【建設業法に基づく閲覧に供しない書類】

様式番号 (記載例 ページ数)	申請書及び添付書類	申請区分					
		1 譲渡 及び 譲受	2 合併		3 分割		4 相 続
			吸收	新設	吸收	新設	
様式第7号 (P141～) 一方を提出する	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書 別紙：常勤役員等の略歴書	◇	◇	○	◇	○	◇
様式第7号の2 (P148～)	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第一～四面） 別紙1：常勤役員等の略歴書 別紙2：常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書 組織図	◇	◇	○	◇	○	◇
様式第8号 (P158)	営業所技術者等証明書（新規・変更）	△	△	○	△	○	△
卒業証明書		△	△	△	△	△	△
資格証明書		△	△	△	△	△	△
監理技術者資格者証		△	△	△	△	△	△
様式第9号 (P163)	実務経験証明書	△	△	△	△	△	△
様式第10号 (P164)	指導監督的実務経験証明書	△	△	△	△	△	△
様式第12号 (P166)	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	◇	◇	○	◇	○	◇
様式第13号 (P167)	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	◇/△	◇ / △	○ / △	◇ / △	○ / △	◇/△
様式第14号 (P168)	株主（出資者）調書（個人は不要）	◇	◇	○	◇	○	—
	・市区町村発行の身分証明書 ・法務局発行の「登記されていないことの証明書」 (いずれも申請日の直前3ヶ月以内発行のもの)	◇	◇	○	◇	○	◇
	商業登記の履歴事項全部証明書（申請日の直前3ヶ月以内発行のもの）	◇	◇	○	◇	○	◇/△
	納税証明書（事業税・県民税）（直前1年のもの）	◇	◇	—	◇	—	◇
	健康保険等の加入状況（様式第7号の3）による内容の当該届書を提出したことを証する書面（P.47注15）	○	○	○	○	○	○
	譲渡及び譲受けに関する契約書（写し）	○	—	—	—	—	—
	株主総会若しくは社員総会の決議録等	○	○	○	○	○	—
	合併の方法及び条件が記載された書類	—	○	○	—	—	—
	合併契約書の写し及び合併比率説明書	—	○	○	—	—	—
	分割の方法及び条件が記載された書類	—	—	—	○	○	—
	分割契約書の写し及び分割比率説明書 (新設分割の場合においては分割計画書)	—	—	—	○	○	—
	申請者と被相続人との続柄を証する書類（戸籍謄本等）	—	—	—	—	—	○
	当該建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書（申請者以外に相続人がある場合）	—	—	—	—	—	○
	許可行政庁において必要と認める書類	※	※	※	※	※	※

○：必須、△：該当する場合に提出、◇：施行規則に定める要件（建設業者であり、直近に提出したものから変更がないこと）を満たす場合に省略可

・合併により新設された法人、新設分割により設立された法人については、商業登記の履歴事項全部証明書が認可を受けた日から30日以内での提出となります。なお、吸収合併、吸収分割においても、同じく認可を受けた日から30日以内にその事実が登記された商業登記の履歴事項全部証明書をご提出下さい。

※許可行政庁において必要と認める書類：

①許可番号付与にかかる意向確認書（承継人が建設業者：P102）

②承継権利義務明細書の写し（P85～86）

③承継人に移籍する技術者の名簿（P85～86）

(様式例)

許可番号付与にかかる意向確認書

令和 年 月 日

三重県知事 様

申請者（承継人）

所在地

商号又は名称

代表者職名及び氏名

令和 年 月 日付けの認可申請で、申請が認可された場合において付与される許可番号については、次の意向であることを確認し、提出します。

記

1. 被承継人に付与されていた許可番号が付与されることを希望します。
2. 承継人に付与されていた許可番号が引き続き、付与されることを希望します。

※申請者は、上記のいずれかの番号を選択し、○をつけて提出してください。
※認可後において、許可番号の変更はできませんので、ご注意ください。

(3) 認可申請の手続きにあたらない場合での法人成り、老齢等の理由による承継について

建設業法に基づく建設業許可は一身専属的なものであり、認可申請の手続きにあたらない場合（認可申請の手続きによらない場合を含む）においては、新規の許可申請となり、許可番号承継の対象とはなりません。

但し、次のI-1～2の要件を満たす場合は、別人格であるものの同一の営業体とみなし、みなされた者による事業承継日までの申請については、事業の空白ができるだけ生じないよう許可に際して配慮がなされます。

I-1. 法人成りに伴う許可の新規申請

次の要件をすべて満たすこと

- イ 新たに設立された法人（以下、「新設法人」といいます。）における旧事業主の地位は常勤の役員であり、かつ認可の申請によらないものであること。
- ロ 新設法人に対する旧事業主の関係は、最大の株主又は出資者であること。
- ハ 法人設立日から、許可を受ける日の前日まで、新設法人は建設工事の請負契約の実績がないこと。
- ニ 主たる営業所の所在地が旧事業主と新設法人（承継の前後）で同一であること。
- ホ 新設法人としての新規申請における経営業務の管理責任者は、旧事業主のときの経営業務の管理責任者であること。
- ヘ 旧事業主の建設業許可の有効期間満了の日前 30 日までの新規申請であること。
- ト 新設法人として建設業の許可要件をすべて満たしていること。

I-2. 老齢等の理由による承継に伴う許可の新規申請

次の要件をすべて満たすこと

- イ 承継の事由が、旧事業主（被承継人）の老齢、病気等（*1）によるものであり、かつ、認可の申請によらないものであること。
- ロ 事業承継者となる新事業主は、旧事業主の配偶者又は子・親であること。要件を満たす者が複数いる場合は、他の者から同意を得ていることが確認出来ること。（*2）
- ハ 屋号又は商号が承継の前後で同一であること。
- ニ 主たる営業所の所在地が旧事業主と新事業主（承継の前後）で同一であること。
- ホ 旧事業主の建設業許可の有効期間満了の日前 30 日までの新規申請であること。
- ヘ 新事業主として建設業の許可要件をすべて満たしていること。

- *1.老齢についての年齢制限はありませんが、老齢により今後、建設業を継続する見込みがないものをいいます。また病気等の理由による場合は、心身の故障により業務に耐えられず、今後、建設業を継続する見込みがないものをいいます。
- *2.要件を満たす者が複数いる場合には、他の者から同意を得ていることの確認として、申請者以外の要件を満たす者すべてが、申請者が旧事業主の建設業を継続して営業することに対し同意する旨を記載した書面に申請者以外の要件を満たす者すべてが自署により住所及び氏名を記載した同意書（任意様式）の提出を求めます。

※旧事業主の死亡による場合は、相続に係る認可の手続き（P95）により死亡の日から必ず30日以内に申請してください。認可によらない場合は通常の新規の許可申請手続きとなり、許可の空白期間が生じますのでご注意ください。

II. 申請手続きにおける留意事項

○譲渡及び譲受けの認可申請の手続きにあたらない場合での法人成り、老齢等の理由による承継を予定されている場合には、承継の手続きを進められている旨を申請書の提出先である建設事務所総務・管理（・建築）室総務課まで、なるべく早めにお申し出ください。

○申請者（新設法人／新事業主）は、旧事業主との間で交わされた事業承継にかかる同意書に必要事項が記載され、提出される場合には旧事業主の建設業許可が有効な期間であっても、法人成り、老齢等の理由による承継にかかる許可申請書の提出が出来るものとします。

なお、この場合において、許可申請書類の経営業務の管理責任者や営業所技術者等は、旧事業主の許可申請書上に記載された経営業務の管理責任者や営業所技術者等と重複していても差し支えありません。

※申請者と旧事業主との間で交わされた事業承継にかかる同意書は任意様式としますが、同意書としての外形を整え、以下①～⑥を満たすものとします。

- ①記載された承継日に申請者が旧事業主の事業を承継することについて、双方が同意することが記載されていること。
- ②この承継により、旧事業主は今後、建設業を継続する見込みがないこと。
- ③申請者が建設業法の規定による建設業者の地位を得た時は、旧事業主が必ず、建設業法上の廃業届（様式22号の4）を提出する旨と、原則、所得税法上の廃業届（その廃業日は譲渡日の前日であること。個人番号にマスキングが施されている写し）を提出する旨が記載されていること。

- ④同意事項が同意に至った日付が記載されていること。
- ⑤申請者、旧事業主の双方の住所（所在地）、氏名の記載があること。この場合に、旧事業主の氏名は本人の自署によること。
- ⑥老齢等の理由による場合は、旧事業主と申請者の続柄を証する戸籍抄本の提出が必要です。

○新規申請として通常の許可要件を満たしていない場合や不備がある場合には受け付けられることあります。

○許可申請書類についても不足する書類がある場合には受け付けられません。
※許可申請書についての正式な受理は、許可申請上必要となるすべての書類（確認書類を含みます。）が提出されたうえでとなります。（正式な受理までは法律上の効果を生じるものではありません。）
※許可が通知される時、同意書で条件を付した書類（廃業届等）をご提出ください。

III. その他留意事項

○経営事項審査の受審に際しては、営業年数、完工工事高の実績等の引き継ぎが認められます。

(様式例)

事業承継にかかる同意書

令和 年 月 日

三重県知事 様

(旧事業主)

所在地

商号又は名称

代表者職名及び氏名

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者職名及び氏名

○○○○（旧事業主）は、令和 年 月 日を事業承継日として、△△△△（申請者）に事業を承継させ、△△△△は、○○○○から事業を承継することに同意します。

なお、この承継により○○○○は、今後、建設業を継続する見込みがないものです。

また、△△△△が建設業法の規定による建設業者の地位を得た時は、○○○○は、所得税法における個人事業を廃止した時の手続きを行ったことを証する廃業届の写し、及び建設業法における廃業届（様式第 22 号の 4）、を速やかに許可行政庁である建設事務所に提出いたします。

※申請者、旧事業主の双方の住所（所在地）、氏名記載があること。

この場合に、旧事業主の氏名は本人の自署によること。

7. 許可を受けたからの届出

(1) 変更等の届出

許可を受けた後、申請内容に変更があった場合は、変更届出書及び添付書類を法定提出期限内に管轄の建設事務所に提出してください。

【提出部数】

(1) 法定書類（閲覧対象）	正1通・副2通
(2) 法定書類（閲覧対象外：□）	正1通・副1通
(3) 確認書類（閲覧対象外：◆）	1通

※(1)については、法第13条(提出書類の閲覧)の規定により閲覧所にて閲覧に供されます。

各種変更事項の届出書様式、添付書類、提出期限は以下のとおりです。

なお、提出にあたっての書類のまとめ方については、許可申請書類のまとめ方に準ずるものとします。(P48~49をご参照ください。)

表10 変更届出書の一覧表

変更事項	法定書類（①～）、確認資料（◆）、建設業法に基づく閲覧に供しない書類（□）	提出期限
経営業務の適正な管理 I 適切な経営能力を有すること	<p>経営業務の管理責任者等にかかるもの（規則第7条第1号イ）</p> <p>①変更届出書（様式第22号の2：第2面省略可） □②常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（様式第7号） □③常勤役員等の略歴書（様式第7号別紙） □④経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって経営業務を補佐した経験の認定に関する調書（別紙6-1）（該当する場合のみ） ◆許可申請時の確認資料（常勤性等の確認、経営経験の確認） ＊詳細はP52～62にてご確認ください。 ※改姓・改名の場合は◆戸籍抄本【原本】を添付</p> <p>経営業務の管理体制（常勤役員等とそれを補佐する者を置く場合）にかかるもの（規則第7条第1号ロ）</p> <p>①変更届出書（様式第22号の2：第2面省略可） □②常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第一面～第四面：様式第7号の2） □③常勤役員等の略歴書（様式第7号の2別紙1） □④常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第7号の2別紙2） □⑤組織図 □⑥常勤役員等が有する業務経験の認定に関する調書（別紙6-2）（該当する場合のみ） □⑦常勤役員等を直接に補佐する者が有する業務経験の認定に関する調書（別紙6-3）（該当する場合のみ） ◆許可申請時の確認資料（常勤性等の確認、経営経験の確認） ＊詳細はP52～62にてご確認ください。 ※改姓・改名の場合は◆戸籍抄本【原本】を添付</p>	事実発生後2週間以内
欠いたとき (法第11条5項)	①変更届出書（様式第22号の2：第2面省略可） □②届出書（様式第22号の3）	

変更事項	法定書類（①～）、確認資料（◆）、建設業法に基づく閲覧に供しない書類（□）	提出期限
Ⅱ適切な社会保険の加入 (規則第7条の2第3項)	加入状況に変更があつたとき ①変更届出書（別紙8：事業年度終了用のもの） ②健康保険等の加入状況（様式第7号の3） <input type="checkbox"/> ③健康保険等の加入状況を証する資料（P47） ※保険加入の記載事項に変更が生じた場合に提出してください。 従業員数のみの変更は、毎事業年度経過後4月以内での提出です。	
営業所技術者等	変更・追加 (法第11条第4項) ①変更届出書（様式第22号の2：第2面省略可） ②営業所技術者等一覧表（別紙四） <input type="checkbox"/> ③営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第8号） <input type="checkbox"/> ④営業所技術者等としての資格を有することを証する書類（資格証明書【写】、監理技術者資格者証【写】、実務経験証明書（様式第9号）、指導監督的実務経験証明書（様式第10号）、指定学科卒業の場合は卒業証明書等） ◆許可申請時の確認資料（常勤性等の確認、営業所技術者等の実務の確認） *詳細はP52～55、P66～71にてご確認ください。 ※改姓・改名の場合は◆戸籍抄本【原本】を添付	
欠いたとき (法第11条第5項)	①変更届出書（様式第22号の2：第2面省略可） <input type="checkbox"/> ②届出書（様式第22号の3） ③営業所技術者等一覧表（別紙四）	
新たに令第3条の使用人になった者があるとき (規則第8条)	①変更届出書（様式第22号の2） ②誓約書（様式第6号） ③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号） <input type="checkbox"/> ④建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第13号） <input type="checkbox"/> ⑤法務局発行の「登記されていないことの証明書」及び市区町村発行の身分証明書	事実発生後2週間以内
欠格要件に該当したとき (法第11条第5項)	<input type="checkbox"/> ①届出書（様式第22号の3） ※法第8条第1号又は第7号から第11号までのいずれかに該当した場合	事実発生後2週間以内
商号又は名称の変更 (法第11条第1項)	①変更届出書（様式第22号の2：第2面省略可） ②営業の沿革（様式第20号） <input type="checkbox"/> ③履歴事項全部証明書（個人の場合は不要） <input type="checkbox"/> ④株主調書（様式第14号）（株式会社に変更する場合）	事実発生後三〇日
営業所の名称の変更 (法第11条第1項)	①変更届出書（様式第22号の2） <input type="checkbox"/> ②履歴事項全部証明書（変更のない場合、個人の場合は不要） ※主たる営業所のみの変更については、第二面は省略可。	事実発生後三〇日

変更事項	法定書類（①～）、確認資料（◆）、建設業法に基づく閲覧に供しない書類（□）	提出期限
従たる営業所の新設 (法第11条第1項)	<p>①変更届出書（様式第22号の2） ②営業所技術者等一覧表（別紙四） ③使用人数（様式第4号） ④誓約書（様式第6号） ⑤建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号） <input type="checkbox"/>⑥営業所技術者等証明書（様式第8号） <input type="checkbox"/>⑦営業所技術者等としての資格を有することを証する書類（資格証明書【写】、監理技術者資格者証【写】、実務経験証明書（様式第9号）、指導監督的実務経験証明書（様式第10号）、指定学科卒業の場合は卒業証明書等） <input type="checkbox"/>⑧建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第13号） <input type="checkbox"/>⑨法務局発行の「登記されていないことの証明書」及び市区町村発行の身分証明書 ◆許可申請時の確認資料（常勤性等の確認、営業所技術者等の実務経験） * 詳細はP52～55、P66～71にてご確認ください。 ◆営業所の確認資料 * 詳細はP72～75にてご確認ください。 ※営業所の新設の場合には、健康保険等の加入状況（様式第7号の3）を併せて提出することとしてください。</p>	
従たる営業所の廃止 (法第11条第1項)	<p>①変更届出書（様式第22号の2） ②営業所技術者等一覧表（別紙四） ③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号） ※廃止により該当する者が一人もいなくなる場合は不要。 <input type="checkbox"/>④届出書（様式第22号の3） ※廃止により営業所技術者等が不要になった場合。 ※廃止に伴い所属する営業所を変更し引き続き営業所技術者等となる者については、<input type="checkbox"/>届出書（様式第22号の3）ではなく、<input type="checkbox"/>営業所技術者等証明書（様式第8号）を使用してください。</p>	
営業所の所在地 (法第11条第1項)	<p>①変更届出書（様式第22号の2） <input type="checkbox"/>②履歴事項全部証明書（変更なし・個人の場合は不要） ◆営業所の確認資料 * 詳細はP72～75にてご確認ください。 ※主たる営業所のみの変更については、第二面は省略可。</p>	
営業所の業種の追加・廃止 (法第11条第1項) ※許可を受けた業種の範囲内での追加・廃止の場合	<p>①変更届出書（様式第22号の2） ②営業所技術者等一覧表（別紙四） <input type="checkbox"/>③営業所技術者等証明書（様式第8号） <input type="checkbox"/>④P108「営業所技術者等の変更・追加」の添付書類 ※営業所技術者等を削除する際に、交替する営業所技術者等が全くない場合は、<input type="checkbox"/>営業所技術者等証明書（様式第8号）ではなく、<input type="checkbox"/>届出書（様式第22号の3）を提出してください。</p>	事実発生後三〇日以内
資本金額 (法第11条第1項)	<p>①変更届出書（様式第22号の2：第2面省略可） <input type="checkbox"/>②株主（出資者）調書（様式第14号） <input type="checkbox"/>③履歴事項全部証明書</p>	
法人の役員等（注1） (相談役、顧問、5/100以上の株主等を含む。)	<p>新 任 (法 第 11条第1 項)</p> <p>①変更届出書（様式第22号の2：第2面省略可） ②役員等の一覧表（別紙一） ③誓約書（様式第6号） <input type="checkbox"/>④許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第12号） <input type="checkbox"/>⑤△株主（出資者）調書（様式第14号）（注3） <input type="checkbox"/>⑥法務局発行の「登記されていないことの証明書」及び市区町村発行の身分証明書（注2） <input type="checkbox"/>⑦△履歴事項全部証明書</p>	

変更事項	法定書類（①～）、確認資料（◆）、建設業法に基づく閲覧に供しない書類（□）	提出期限
退任 (法第11条第1項)	<p>①変更届出書（様式第22号の2：第2面省略可） ②役員等の一覧表（別紙一） <input type="checkbox"/>③△株主（出資者）調書（様式第14号）（注3） <input type="checkbox"/>④履歴事項全部証明書</p>	
役員等の氏名 (改姓等)・役職名 (法第11条第1項)	<p>①変更届出書（様式第22号の2：第2面省略可） ②役員等の一覧表（別紙一） <input type="checkbox"/>③△許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第12号） ※役職変更（例：取締役→代表取締役等）のみの場合は提出不要。 <input type="checkbox"/>④△履歴事項全部証明書 ※改姓・改名の場合は◆戸籍抄本【原本】を添付 （履歴事項全部証明書で改姓・改名の事実が確認できない場合のみ）</p>	
常勤・非常勤の変更 (法第11条第1項)	<p>①変更届出書（様式第22号の2：第2面省略可） ②役員等の一覧表（別紙一）</p>	
個人事業主又は支配人の氏名（改姓・改名） (法第11条第1項)	<p>①変更届出書（様式第22号の2：第2面省略可） <input type="checkbox"/>②許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第12号） ③支配人の場合は建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）及び<input type="checkbox"/>履歴事項全部証明書 ◆戸籍抄本【原本】 （履歴事項全部証明書で改姓・改名の事実が確認できない場合のみ）</p>	
毎事業年度（決算期） が終了したとき (法第11条第2項)	<p>①表紙（経営事項審査の受審有無を必ず記載[記載例P220]） ②変更届出書（別紙8：事業年度終了用のもの） ③工事経歴書（様式第2号） ④直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号） ⑤財務諸表等 《法人の場合》 貸借対照表（様式第15号）、 損益計算書（様式第16号） 完成工事原価報告書、 株主資本等変動計算書（様式第17号）、 注記表（様式第17号の2）、 事業報告書（株式会社のみ、特例有限会社は除く）， <input type="checkbox"/>納税証明書（事業税・県民税） 《個人の場合》 貸借対照表（様式第18号）、 損益計算書（様式第19号） <input type="checkbox"/>納税証明書（事業税）</p>	毎事業年度経過後4ヶ月以内
使用人数に変更があつたとき (法第11条第3項)	<p>①変更届出書（別紙8：事業年度終了用のもの） ②使用人数を記載した書面（様式第4号） ※決算変更届と同時に提出する場合、変更届出書は1枚で足ります。</p>	毎事業年度経過後4ヶ月以内
令3条の使用人の一覧表に変更があつたとき (法第11条第3項) (氏名・役職・所属する営業所)	<p>①変更届出書（別紙8：事業年度終了用のもの） ②建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号） <input type="checkbox"/>③建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第13号） ※従たる営業所間で令第3条の使用人が異動する場合です。 ※変更が生じた場合は、速やかな届出をお願いします。 ※決算変更届と同時に提出する場合、変更届出書は1枚で足ります。</p>	毎事業年度経過後4ヶ月以内
定款（法第11条第3項）	<p>①変更届出書（別紙8：事業年度終了用のもの） ②原始定款及び議事録の写し、又は現行定款 ※決算変更届と同時に提出する場合、変更届出書は兼用可。</p>	毎事業年度経過後4ヶ月以内

変更事項	法定書類（①～）、確認資料（◆）、建設業法に基づく閲覧に供しない書類（□）	提出期限
健康保険等の加入状況に変更があったとき (規則第7条の2第3項)	<p>①変更届出書（別紙8：事業年度終了用のもの） ②健康保険等の加入状況（様式第7号の3） ※従業員数のみの変更の場合。 保険加入の記載事項に変更が生じた場合は事実発生後2週間以内に提出してください。 ※決算変更届と同時に提出する場合、変更届出書は1枚で足ります。</p>	

△=記載事項に変更のない場合は省略可

注1、「役員等」とは、役員に加え、相談役、顧問（非常勤を含む）及び総株主の議決権の5/100以上を有する株主等をいう。ただし、監査役は除く。

注2、相談役、顧問及び総株主の議決権の5/100以上を有する株主は不要。

注3、総株主の議決権の5/100以上を有する株主等に変更がある場合に提出

建設業許可の取得を検討されている皆様へ

建設業許可を既に有している皆様へ

決算変更届等について

- ・ 決算変更届は、必ず毎回、決算終了後 4 ヶ月以内に、
知事に提出しなければなりません。（建設業法第 11 条
第 2 項）
- ・ 期限内に提出されない場合には、個別に指導を行い、
なお改善されなければ、建設業法第 28 条に基づく監督
処分を行うことがあります。
- ・ また、経営業務の管理責任者等の変更があった場合
にも、各種変更届の提出が必要です。

（参考）決算変更届を提出しない場合の罰則規定

- ・ 建設業法第 50 条（抄）

次の各号のいずれかに該当する者は、六ヶ月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

二 第十一条第一項から第四項まで（第十七条において準用する場合を含む）の規定による書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者

- ・ 建設業法第 11 条第 2 項

許可に係る建設業者は、毎事業年度終了の時における第六条第一項第一号及び第二号に掲げる書類その他国土交通省令で定める書類を、毎事業年度経過後四月以内に、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

(2) 廃業等の届出【3部（正本1部、副本2部（写し可）】

前記による変更等の届出のほか、次表の左欄に掲げる事項のどれかに該当するに至った場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる者は、30日以内に所轄の建設事務所に廃業届（様式第22号の4）をもって、その旨を届け出なければなりません。

廃業等の届出事項	届出をすべき者
① 許可を受けた個人の事業主が死亡したとき（事業主の死亡に際し、相続人が承継にかかる認可の申請をしなかった場合）	その相続人
② 法人が合併により消滅したとき（当該消滅までに、合併後存続、又は合併により設立される法人について承継にかかる認可がなされなかった場合）	その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）であった者
③ 法人が破産手続開始の決定により解散したとき	その破産管財人
④ 法人が合併または破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	その清算人
⑤ 許可を受けた建設業を廃止したとき（承継にかかる認可を受けたときを除く）	法人であるときは代表者（代表者が届出できないときは、代表者以外の役員） 個人であるときは事業主本人

*特定建設業のみを受けている建設業者が、その受けていいる業種の全部又は一部を一般建設業の許可に申請するとき、一般建設業及び特定建設業の両方を受けている建設業者が、特定建設業を受けていいる業種の全部又は一部を一般建設業の許可に申請するときについても、廃業届の提出が必要です。

ただし、更新時の直前の決算において財産的基礎を満たさないことにより、特定建設業から一般建設業になる場合、廃業届の提出は不要です。

(3) 許可の更新

建設業の許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可日に対応する日の前日をもって満了となります。したがって、それ以後も引き続いて建設業を営もうとする者は、当該許可の有効期間が満了する日の30日前までに許可の更新に係る申請書を、新規に許可を受ける場合と同じ方法で所轄の建設事務所に提出して、その許可の更新を受けなければなりません。

なお、更新の受付は、当該許可の有効期間が満了する日の3ヶ月前から行います。
それ以前に申請されても受理できませんのでご留意ください。

(4) 許可換え

許可を受けた後、営業所の新設、廃止、所在地の変更等により、許可行政庁を異にする（国土交通大臣→三重県知事等）こととなった場合には、新たな許可行政庁から新たに建設業の許可を受けることが必要です。この場合、従前に受けている建設業の許可の効力は、新たな許可を受けたときに失われます。

(5) 許可変更等届出書類を提出・受領される相手方の確認

各建設事務所の申請窓口（P78）において、決算変更届、変更等届出書、廃業届を提出される方の確認を行います。（平成30年7月1日から実施）

(6) 標識の設置

建設業者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、次に示す標識を掲げなければなりません。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事 許可()第 号	
～～	～～	～～～	～～～
この店舗で営業している建設業			

記載要領 40cm以上

国土交通大臣・知事については、不要なものを消すこと
自製のものを用いることができます（色の指定はありません）。

↑
35
cm
以
上
↓

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は氏名			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第	号
許可年月日			

記載要領 35cm以上

↑
25
cm
以
上
↓

- ①「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- ②「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第1号に該当する場合には、「非専任（情報通信技術利用）」と、同項第2号に該当する場合には、「非専任（監

理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。

- ③「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当するものである場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- ④「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- ⑤「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- ⑥「国土交通大臣 知事」については、不要なものを消すこと。

●よくある標識の間違い

標識を作成される際には、以下の点にご注意ください。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名	1		
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事 許可()第 号	
		国土交通大臣 知事 許可()第 号	2 3
		国土交通大臣 知事 許可()第 号	
この店舗で営業している建設業	4		

40cm以上

35cm以上

1 「代表者の氏名」の内容について・・・①

代表取締役 → 取締役 など

名前の文字が違うもの 斎藤 斎藤など

2 許可の部分の記述・・・②③

(般5) の5が抜けているもの、(般5) の般が抜けているもの

満了日が入っているもの、受付日が入っているもの

更新前の許可日が入っているもの、三重県知事許可が抜けているもの など

3 「この店舗で営業している建設業の種類」の内容について・・・④

・業種が、未記載のものがあるケース

例) 建築 内装 大工の許可を有しているにもかかわらず、「建築工事業」とだけ記述があるもの。

・業種の判別はできるが、記述が正しくないケース

例) 総合建築工事業 土木一式工事業

総合建築一式工事 上下水道工事業 とび工事、タイル工事

・29 業種以外の工事業の記載のケース

例) はつり などの記述があるもの

8. 行政書士による代理申請等にかかる取扱いについて

建設業許可申請等における行政書士法に基づく行政書士の代理申請等については、次のとおり取り扱うものとします。

〔1〕代理申請

1 委任状について

- ①行政書士が代理人として記名のうえ、代理申請する場合は、必ず委任状（写し可、押印の有無は問いません）を添付してください。
- ②委任状の様式は任意ですが、P237～238 を参考に、申請、修正、受領等の委任の範囲について具体的に記載してください。
- ③委任状は各申請・届出ごとに作成し、委任状の日付は各申請・届出の日から3ヶ月以内のものとしてください。
- ④委任状には行政書士の登録番号（行政書士証票の番号。行政書士法人の場合は、法人番号。）を記載してください。
- ⑤申請窓口で委任状（写し可、押印の有無は問いません）を提出してください。
- ⑥疑義が生じた場合には本人への確認を行う場合がありますので、ご了承ください。

2 申請書の記載について

- ①申請者、届出者の欄は、誓約書や証明書の類を除き、行政書士の記名と職印の押印で可とします。（様式毎の可否は以下のとおりとなります。）
その際、申請者名（法人である場合は法人名及び代表者名）は必ず記載してください。
- ②申請書の申請事務担当者の欄には、当該代理申請を行った行政書士の連絡先を記載してください。
- ③認可の申請において、代理人の記名を可又は不可とする認可申請書類は許可申請書の取扱いと同様とします。

○代理人の記名で可なもの

- ・建設業許可申請書（様式第1号）の申請者の欄
- ・営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第8号）の申請者・届出者の欄
(営業所技術者等の交代に伴う削除の場合のみ)
- ・変更届出書（様式第22号の2）の届出者の欄
- ・届出書（様式第22号の3）の届出者の欄
- ・廃業届（様式第22号の4）の届出者の欄

○代理人の記名は不可なもの

- ・誓約書（様式第6号）の申請者の欄
- ・常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）の証明者の欄
- ・常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）の申請者・届出者の欄
- ・常勤役員等の略歴書及び別紙1の氏名の欄
- ・常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2）の証明者の欄
- ・常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2）の申請者・届出者の欄
- ・常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（別紙2）の氏名の欄
- ・健康保険等の加入状況（様式第7号の3）の申請者・届出者の欄
- ・営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第8号）の申請者・届出者の欄
(営業所技術者等の交代に伴う削除の場合を除く)
- ・実務経験証明書（様式第9号）の証明者の欄
- ・指導監督的実務経験証明書（様式第10号）の証明者の欄
- ・許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第12号）の氏名の欄
- ・建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第13号）の氏名の欄

[2] 書類の作成代行について

書類の作成代行を行った場合は、行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第9条第2項の規定に基づき、申請書の欄外に書類作成者として行政書士名を記名して押印をしてください。この際、委任状の提出は要しませんが、自ら代理人として提出書類の訂正等を行うことは出来ません。

注) 本人による申請及び法律に定めのある場合を除き、行政書士または行政書士法人でない者が官公署に提出する書類の作成を業として行うことは法律で禁止されておりますので、ご注意ください。